

飯塚市都市計画マスタープラン

健やかな暮らしと活力に満ちたまち

飯塚



平成22年4月
飯塚市

飯塚市都市計画マスタープランの策定にあたって



近年の人口減少・少子高齢化の進展や環境問題への関心の高まりは、社会構造にも大きな変化をもたらしており、これまでの人口増加にあわせて市街地を拡大する時代から、既存の市街地に蓄積された社会資本を有効に活用する「コンパクトな都市」への質的な変換が求められています。

このような転換期に対応し、第1次飯塚市総合計画の都市目標像である「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」の実現に向け、将来にわたって住み続けることのできる魅力ある都市づくりを進めるための指針として「飯塚市都市計画マスタープラン」を策定しました。

本マスタープランでは、「拠点連携型の都市」を将来における都市づくりの基本的な考え方としており、中心拠点と地域拠点に必要な機能を集約し、拠点間を公共交通機関で結ぶことにより相互に補完することで生活の利便性を高めていくことを目指しております。

また、地域のまちづくりにつきましても、市民の皆様の意見を取り入れながら、地域の伝統や文化といった地域資源を活用し、地域の個性を活かした特色あるまちづくりを目標として定めております。

これからの都市づくりや地域のまちづくりは、市民・事業者・大学・行政の知恵と行動を結集して行うことが大切です。まちづくりの主役である市民の皆様との協働により、本マスタープランで示した方針の実現を目指してまいりますので、ご理解とご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

最後に、本マスタープランの策定にあたりまして、アンケート調査や市民懇話会、市民説明会において貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心に審議を重ねていただきました飯塚市都市計画審議会委員及び飯塚市都市計画基本方針策定委員会委員の皆様に対しまして、厚く御礼申し上げます。

平成22年4月

飯塚市長 齊藤守史



飯塚市都市計画マスタープラン 目次

序章 はじめに

1. 策定の目的と役割	1
2. 構成	2
3. 位置づけ	3
4. 対象範囲と目標年次	4
5. 策定体制	5
6. マスタープラン検討の視点	6

第1章 飯塚市の現況と課題

1. 第1次飯塚市総合計画のめざす都市目標像	7
2. 新たな時代変化への対応	7
3. 現況と課題	8

第2章 都市づくりの目標

1. 都市づくりの理念と都市目標像	24
2. 都市づくりの基本目標	26
3. 将来の都市の規模	28
4. 将来の都市の構成	30

第3章 分野別方針

1.土地利用の方針	39
2.拠点整備の方針	43
3.交通ネットワークの方針	47
4.水・緑・歴史のまちづくりの方針	52
5.安全で安心して暮せるまちづくりの方針	57

第4章 地域別構想

1.地域区分	59
2.菰田地域のまちづくり方針	60
3.飯塚東地域のまちづくり方針	66
4.鯉田地域のまちづくり方針	72
5.幸袋地域のまちづくり方針	78
6.二瀬地域のまちづくり方針	84
7.鎮西地域のまちづくり方針	90
8.飯塚地域のまちづくり方針	96
9.立岩地域のまちづくり方針	102
10.穂波地域のまちづくり方針	108
11.筑穂地域のまちづくり方針	114
12.庄内地域のまちづくり方針	120
13.颯田地域のまちづくり方針	126

第5章 実現化方策

1.協働のための仕組みづくり	132
2.実現に向けた手法	136
3.施策の進行管理	140

資料編

■ 策定経緯	141
■ 諮問	142
■ 答申	143
■ 飯塚市都市計画審議会名簿	144
■ 飯塚市都市計画基本方針策定委員会名簿	145
■ 用語解説	146

序章 はじめに

1. 策定の目的と役割

1-1 都市計画とは

都市計画とは、都市計画法第4条において「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」と定義されており、都市の発展動向を計画的に誘導することにより、秩序ある市街地の形成を誘導し、そこに住む人々の健康で文化的な生活と機能的な活動を確保することを目的とした土地の合理的な利用を図るための計画です。

1-2 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の呼称であり、都市計画を効果的・効率的に進めるため、市民の意見を反映させながら、長期的な視点に立ち、都市の将来像を実現するための方針を、総合的かつ一体的に定めるものです。

1-3 目的

概ね20年後の本市のあるべき姿を考え、その実現に向けて都市づくりを進めていくための指針となることを目的として策定します。

1-4 役割

(1) 長期的視点に立った都市の将来像を示します。

本市の都市づくりの進むべき方向を示し、今後、本市が定める都市計画はこのプランに沿って進めていきます。

(2) 都市計画の施策を計画的に実施していきます。

このプランに沿って、土地利用の誘導、道路や公園、河川・下水道など、具体的な都市計画の施策・事業を進めていきます。

また、法的規制がかかる都市計画を時代の変化に対応できるものにし、かつ地域の実情に応じたものにしていきます。

(3) 市民と行政との協働による取り組みの指針となります。

このプランに沿って、具体的な取り組みを实践することが大切です。そのため、このプランは、市民と行政とが協働により取り組む上で、重要な役割を担います。

2. 構成

飯塚市都市計画マスタープランは、大きく「全体構想」、「地域別構想」、「実現化方策」の3つによって構成します。

2-1 全体構想

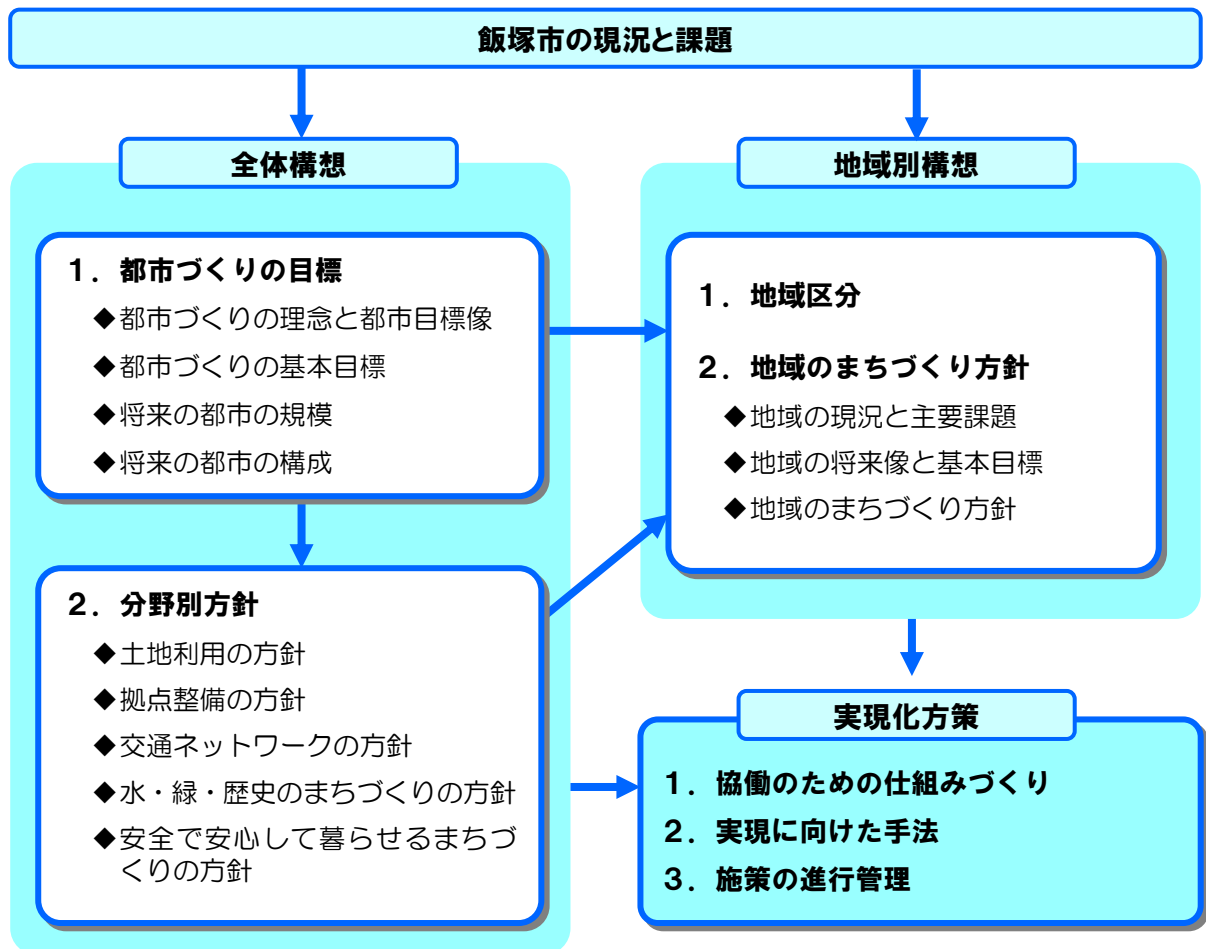
全体構想では、市全域を対象として、都市づくりの理念、基本目標、都市構造の考え方など将来の都市のあるべき姿を明らかにし、それらに基づいた分野別の方針を示します。

2-2 地域別構想

地域別構想では、市全域を、日常の生活圏ごとにいくつかの地域に分け、全体構想に即した地域ごとのまちづくりの方針を示します。

2-3 実現化方策

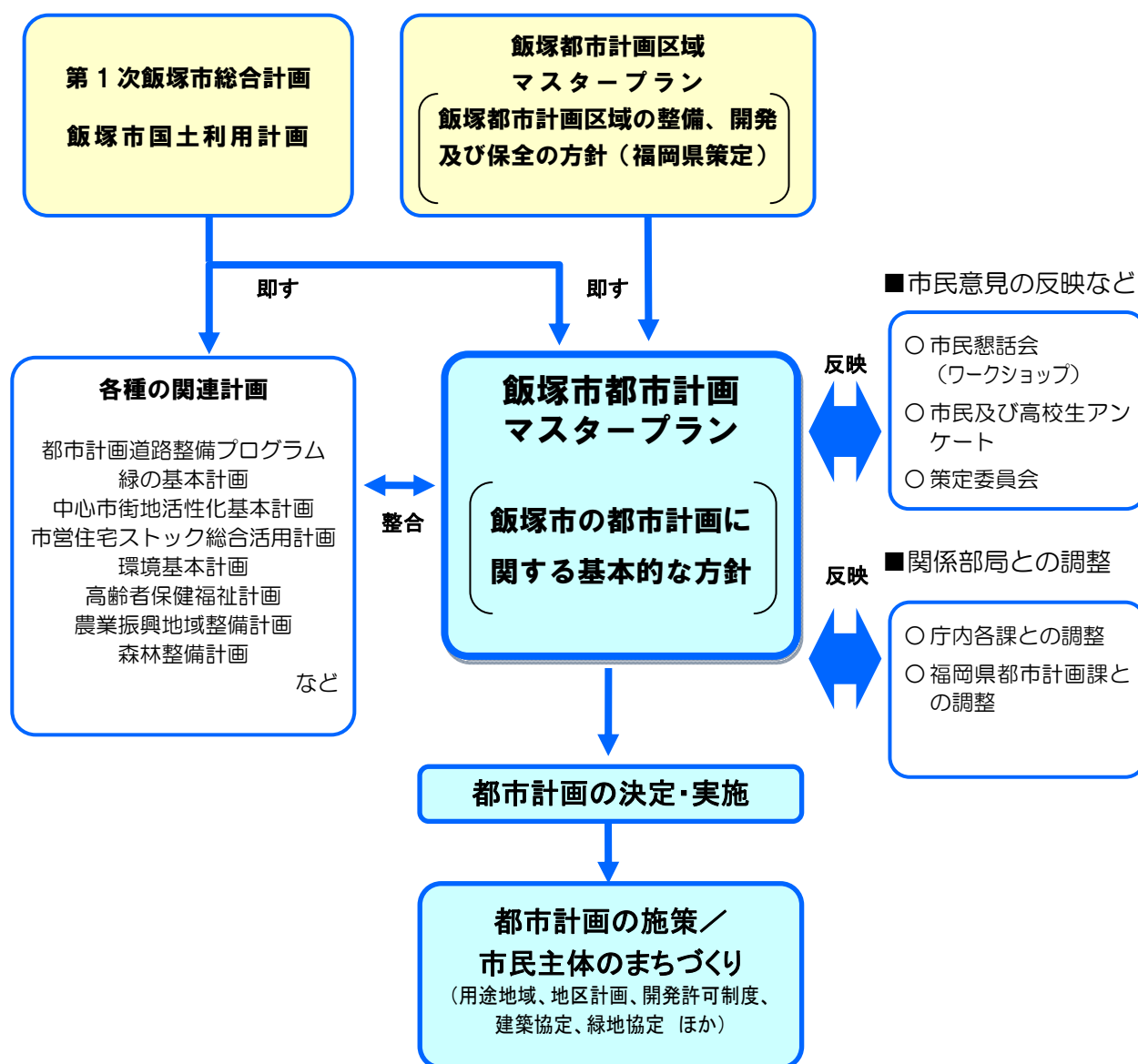
手法や仕組みなど、都市づくりの現状を把握し、改善に結びつけるための実現化方策を示します。



3. 位置づけ

飯塚市都市計画マスタープランは、「第1次飯塚市総合計画」、「飯塚市国土利用計画」に即し、その都市計画に関する事項について、本市の各種関連計画とも整合を保ちながら定めます。

また、福岡県が定める「飯塚都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（飯塚都市計画区域マスタープラン）」に即すことにより、都市計画の広域的な一体性を確保します。県の都市計画の方針では目指す都市像を「コンパクトな都市づくり」としており、本市においても、この方向を基本としています。



4. 対象範囲と目標年次

4-1 対象範囲

市全域を対象範囲とします。

都市計画を定める範囲は、都市計画区域内となりますが、市の取り組みとしては、広域的な視点を持ちながら、都市計画の手法以外の様々な分野の取り組みと連携して、市全域の都市づくりを進めていくことが重要であるため、市全域を対象範囲とするものです。

4-2 目標年次

(1) 概ね 20 年後を目標とします。

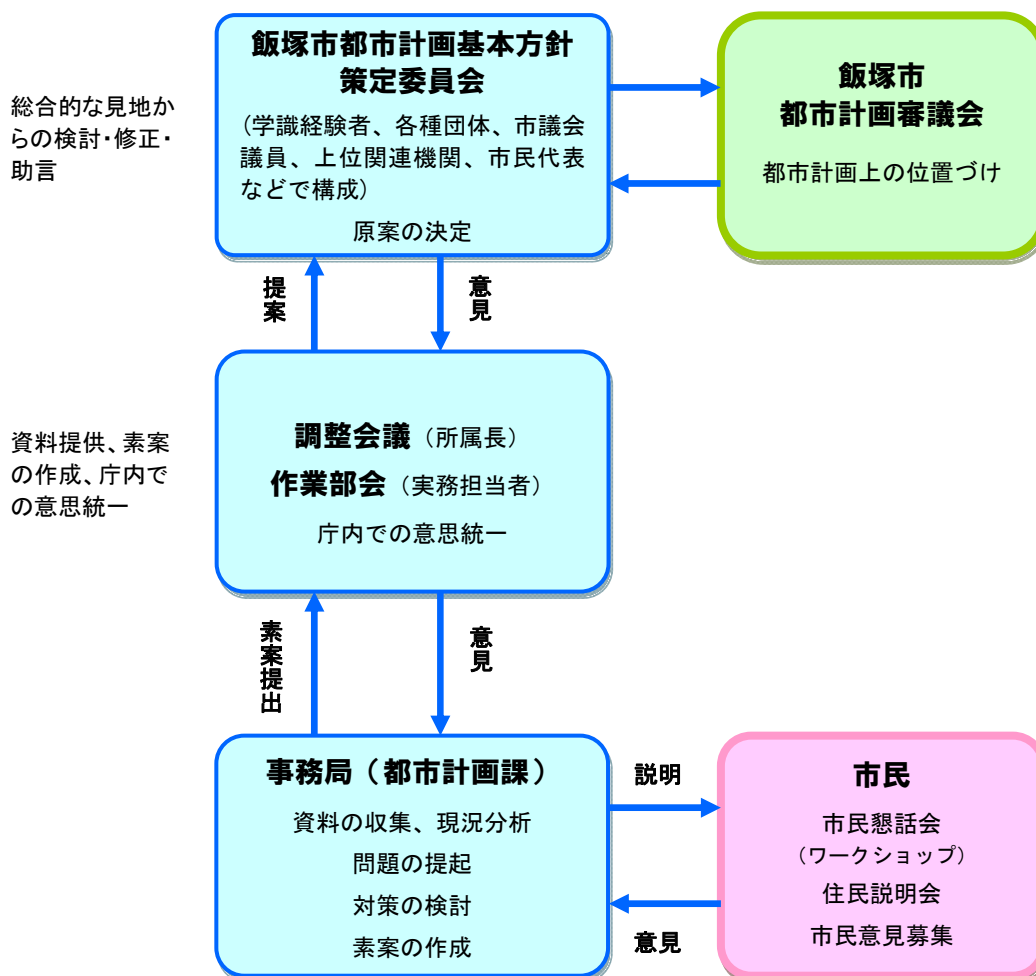
都市計画マスタープランは、概ね 20 年後の平成 38 年（2026 年）を目標年次とします。なお、中間年次は、上位計画である第 1 次飯塚市総合計画、飯塚市国土利用計画にあわせ平成 28 年（2016 年）とします。

(2) 必要に応じて見直しを図ります。

社会・経済情勢や市民意識の変化、都市づくりの進捗状況などに的確に対応していくことが必要です。このため、必要に応じて、見直しを図っていきます。

5. 策定体制

計画の策定にあたっては、庁内検討体制として調整会議・作業部会を設置し、計画策定において総合的な調整を図るとともに、計画内容に対する合意形成を行い、飯塚市都市計画審議会の専門委員会である飯塚市都市計画基本方針策定委員会に諮り承認いただきました。



6. マスタープラン検討の視点

このプランの検討にあたっては、時代の変化や市民意向、本市の特性を考慮して、「都市の個性の発揮」、「生活の豊かさの重視」、「市民の主体性の尊重」を基本的な視点として、全体構想、地域別構想及び実現化方策の検討を行います。

●都市の個性の発揮

【背景】

社会潮流の変化	<ul style="list-style-type: none"> 地方分権の進展による「自己決定と自己責任」の取り組み ライフスタイルや価値観の多様化 人口減少
市民意向	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地の活力やにぎわい、自然環境の保全と開発の適正な立地誘導
総合計画での基本理念	<ul style="list-style-type: none"> 活力とうるおいのあるまち



- 市民だけでなく、市外に住む人々もひきつけ、魅了するように、まちの魅力を高めま
- 自然、歴史など地域資源を都市づくりに活かします。

●生活の豊かさの重視

【背景】

社会潮流の変化	<ul style="list-style-type: none"> ライフスタイルや価値観の多様化 少子・高齢化 環境問題への関心の高まり
市民意向	<ul style="list-style-type: none"> すべての人がいきいきと暮らせるまちづくり
総合計画での基本理念	<ul style="list-style-type: none"> きれいな水と緑のあるまち やさしさと豊かな心が育つまち



- 人口減少や環境問題に対応した、都市規模に見合ったまちにします。
- 市民の生活向上を優先したまちをつくれます。
- 幅広い年代や生活スタイルに配慮した、人にやさしいまちづくりを進めます。

●市民の主体性の尊重

【背景】

社会潮流の変化	<ul style="list-style-type: none"> 地方分権の進展による住民自治の確立 情報社会による知恵やノウハウの交換 少子・高齢化に伴う公共施設のあり方や求められる水準の変化
市民意向	<ul style="list-style-type: none"> 地域の環境美化、公園・河川などの除草・清掃への参加意向の高さ
総合計画での基本理念	<ul style="list-style-type: none"> 市民と行政が協働で創るまち



- 市民、事業者、大学のもつ多様な知恵を活用します。
- 市民と行政の協働により、まちを育てる力をつけます。

第1章 飯塚市の現況と課題

1. 第1次飯塚市総合計画のめざす都市目標像

第1次飯塚市総合計画では、「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」を都市目標像として設定し、これからの厳しい社会経済環境の中で地域間競争に生き残るとともに、福岡県を牽引するリーダーのひとつとなる都市を目指しています。

(都市目標像)

人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち
人権・産業・学術・文化・自然の共生都市をめざして

第1章

2. 新たな時代変化への対応

21世紀に入り、社会情勢は大きく変化し、時代の転換期を迎えています。これからの都市づくりは、こうした時代の変化を的確に把握し、対応していく必要があります。

(1) 人口減少社会

これまでは、人口増加に対応して、市街地拡大や道路・公園などの都市基盤整備に重点が置かれてきました。

→人口減少社会での都市づくりは、拡大を目指すのではなく、これまでに十分蓄積された資源や施設の有効利用を図ることが重要となります。

(2) 少子・高齢社会

これからは、少子・高齢化が一段と進み、地域社会のあり方に大きな影響を与えることが予想されます。

→高齢者の社会参加がしやすい環境や子育てのしやすい環境づくりへの対応が求められています。
→人権が尊重され、地域を構成する一人ひとりが支え合い、誰もが飯塚で暮らして良かったと実感できる都市の形成が求められています。

(3) 価値観の変化

人々の価値観は、これまでの物の豊かさから、心の豊かさを重視するようになってきています。

→心の豊かさを満たすために、生活環境などの質の向上が求められています。
→都市を大きく改造するのではなく、現存するものを修復していく都市づくりが必要です。

(4) 地方分権の進展

地域性や現状を踏まえて、都市に必要な方針や取り組みを自ら判断し、市民と行政の協働により進めることが必要になっています。

→経済の低成長時代における厳しい財政状況では、地域が真に必要なとしている施策を、市民や地域の理解を得ながら、市民と行政が一体となって取り組む必要があります。

(5) 環境問題

環境問題への関心の高まりとともに、都市づくりにおいても環境に配慮した取り組みや身近な実践が一層重要になっています。

→まちのあり方についても、環境負荷の軽減に十分配慮した構造や仕組みが必要となっています。

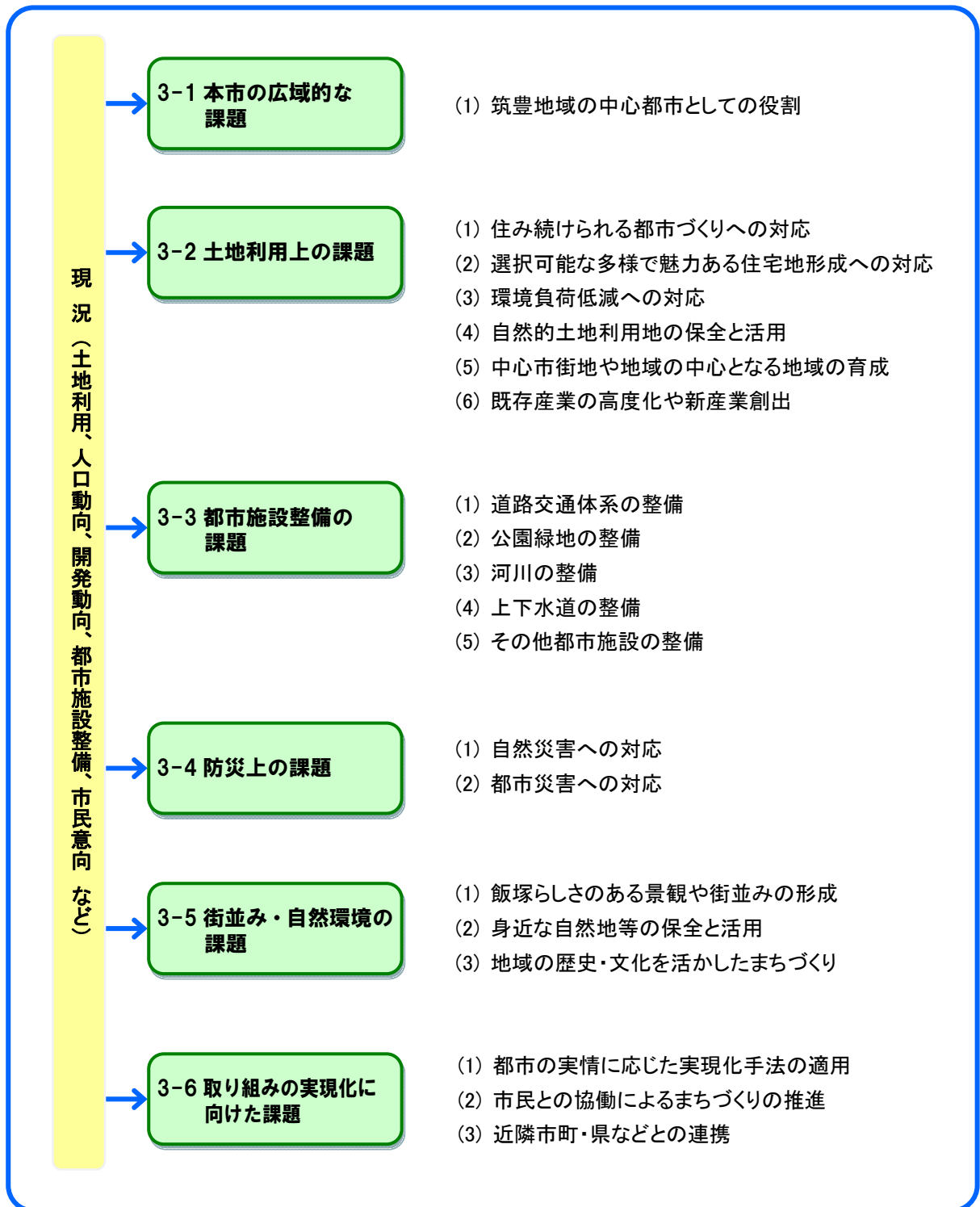
(6) 高度情報社会

インターネットの普及など、高度情報は産業、生活のあらゆる分野でのあり方を変化させています。

→情報技術を活用したまちづくりや人々の行動パターンの変化に対応した都市計画が必要となっています。

3. 現況と課題

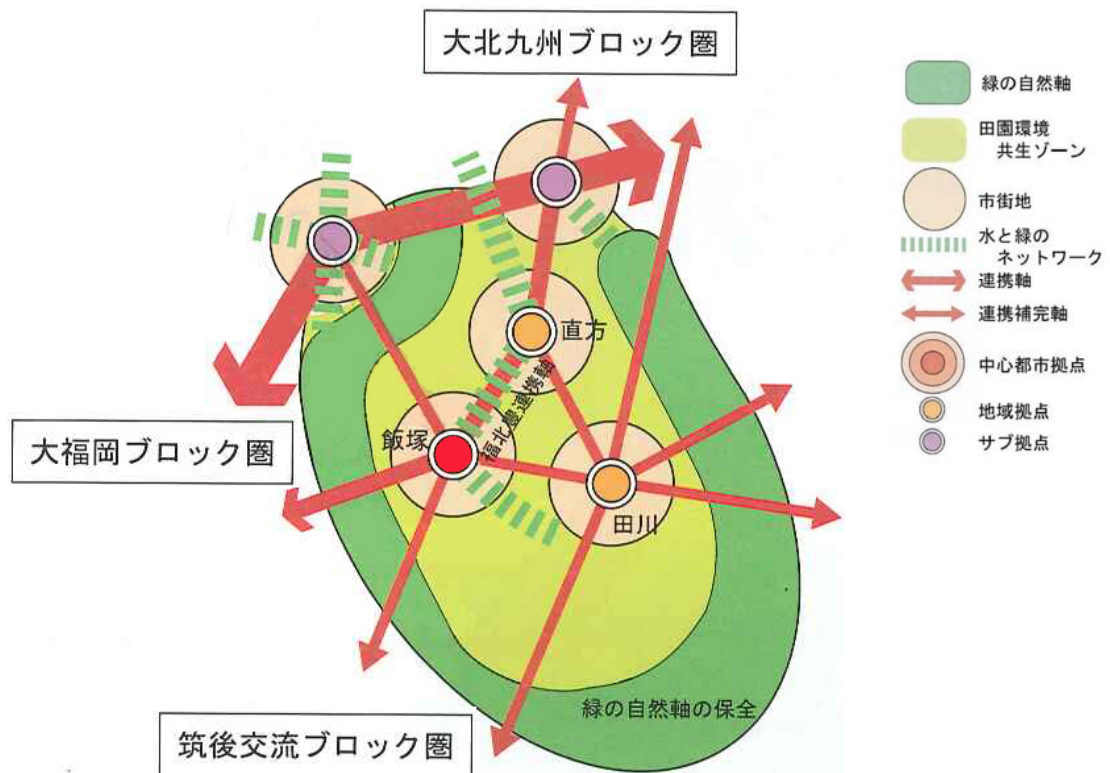
第1次飯塚市総合計画における都市目標像の実現及び近年の新たな時代変化への対応を図るために、現況から都市づくりの課題を明らかにします。



3-1 本市の広域的な課題

(1) 筑豊地域の中心都市としての役割

- 福岡県が定める飯塚都市計画区域マスタープランにおいて、本市は周辺都市の中心的な役割を担う中心拠点都市と位置づけられています。
- 筑豊地域を牽引する中心都市として、福岡地域・北九州地域との連携を高め、産業、観光、暮らしなどの分野で広域交流を促進する機能の強化を図る必要があります。



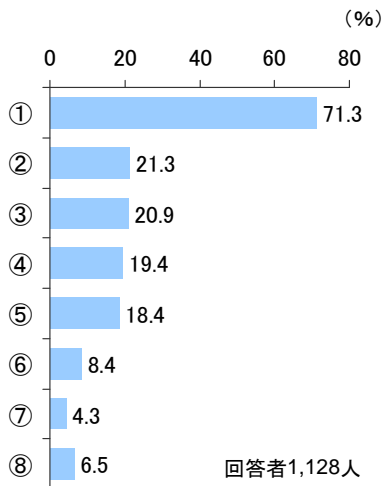
<都市づくりで対応すべき課題>

- ◆ 中心都市として必要な高次都市機能の強化（広域交流、観光、救急医療などの効率的な配置）
- ◆ 周辺都市との連携を高める広域道路ネットワークの強化
- ◆ 次世代産業育成に必要な立地環境の形成
- ◆ 長崎街道を軸とした広域観光ネットワークの形成
- ◆ スポーツ・レクリエーション交流の促進

3-2 土地利用上の課題

(1) 住み続けられる都市づくりへの対応

- 少子・高齢化への対応や効率的な土地利用を推進するため、生活圏の中心となる地区に生活利便施設などの集約を図り、誰もが生活サービスを利用しやすい集約型都市構造の形成が必要です。
- 山間部の集落地では人口減少、高齢化が顕著であり、地域コミュニティの喪失が懸念されます。



①	日常的な買物が便利な店舗や小規模な医療福祉施設等が身近にある地区
②	店舗、事務所及び文化・医療福祉施設などが集積しており、他の地区からも人が集まる市の中心的な地区
③	農地と新たな住宅地が共存する地区
④	農業が盛んで、豊かな自然の残る田園集落地
⑤	豊かな森林環境が保全された森林保全地区
⑥	1戸建ての住宅やマンションなどが多い住居専用地区
⑦	住宅の近くに、工場、倉庫及び事務所などがある、職場と住居の近接地区
⑧	わからない・その他

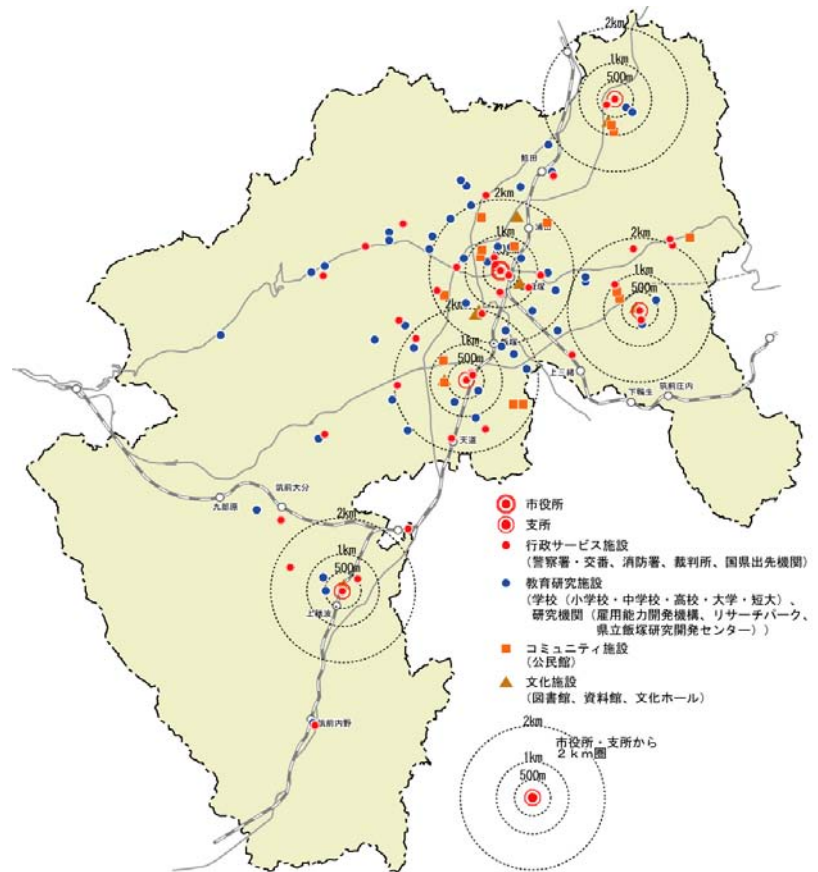


図 公共施設の分布

図 将来に望む地域の姿についての市民意向
(市民アンケート・複数回答)

<都市づくりで対応すべき課題>

- ◆ 多世代が住み続けられるための生活機能の充実（居住、医療福祉、保育・教育、買物など）
- ◆ 山間部の集落地における生活機能の維持

(2) 選択可能な多様で魅力ある住宅地形成への対応

- 都市と自然の共生を図るためには、各地域の特性に応じた魅力ある住環境の形成が必要です。
- 多世代が住み続けられる都市づくりに向けて、若者や学生、子育て世代、高齢者などの多様な居住ニーズに見合った住宅地の形成が重要です。

表 地域ごとの特性を踏まえた将来像のイメージ（第2回市民懇話会・地域の将来像キャッチフレーズ）

幸袋	豊かな緑と教育環境
立岩	人と環境に優しく 元気の出るまち
二瀬	学生と住民が共生できるまち／環境と人情のまち
鯉田	安全で安心して暮らせる活気あるまち／緑・活力・楽しく まちづくり など
庄内	バリアフリーの充実したまち／美しい自然や街並み／生涯にわたり住み続けられるまち／ゆっくり生活できるまち など
筑穂	緑豊かで安全・安心 活気あるまちづくり／若い人からお年寄りまで住み続けるまち／公共交通の整備・利便性が向上しているまち など
顕田	自然にかえれ(教育、文化、食料生産地など)
穂波東	豊かなボタ山と豊かな穂波を持つ 未来に自慢できるまち／温故知新のまちづくり
飯塚東	安心して安全な明るいまち／集い、語り合い 楽しいまち／若さのあふれる活力のある優しいまち など
鎮西	自然を生かした住みよいまち／自然と住民が共存し、伝統を守るまち など
菰田	人口増による活気あるまちづくり／潤いと賑わいのまち／若さと活気で みんなが集う 住み良いまち
穂波西	自然を残しつつ 安心して暮らせる 利便性のあるまち
飯塚	雇用が生まれ、三世代が住み続けたいまち／川の流れる 人に優しい街／活気のある商店街 飯塚／持続可能な「わがまち」をつくる！

(開催順)

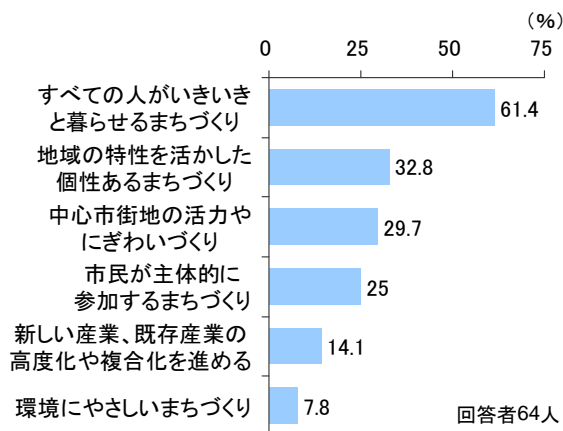


図 目指すべきまちづくりの方向についての市民意向（市民懇話会）

<都市づくりで対応すべき課題>

- ◆街なか居住、郊外居住、山間居住など地域特性に見合った住宅地の確保（交通、生活利便性、防災などの立地条件）
- ◆各年齢層の居住スタイルや近隣環境に配慮した魅力ある住宅地の創出（その条件の確保）
- ◆市街地における低層住宅・高層住宅間の問題、農家と新規住宅間の問題など、地域ごとの明確な住宅開発のあり方の見直し

(3) 環境負荷低減への対応

○郊外部において宅地化が進んでいるため、中心市街地の一部では人口密度が低くなっており、市街地が拡散しています。（この傾向が続くと森林や農地の減少、自動車利用の依存度向上など、環境負荷の高い都市構造の形成が懸念されます。）

○優良農地を保全し、市街地の拡散を抑制するとともに、公共交通を利用しやすい土地利用の誘導を図る必要があります。

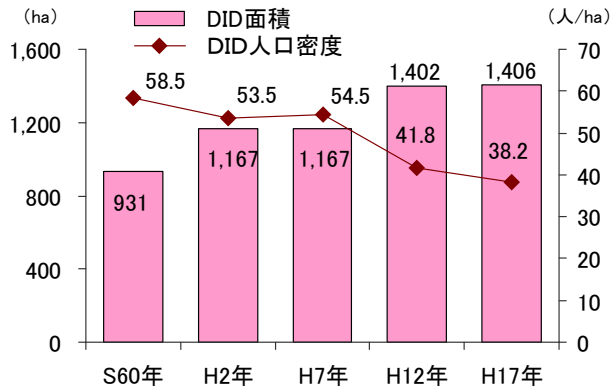


図 人口集中地区（D I D）面積・人口密度推移（国勢調査）

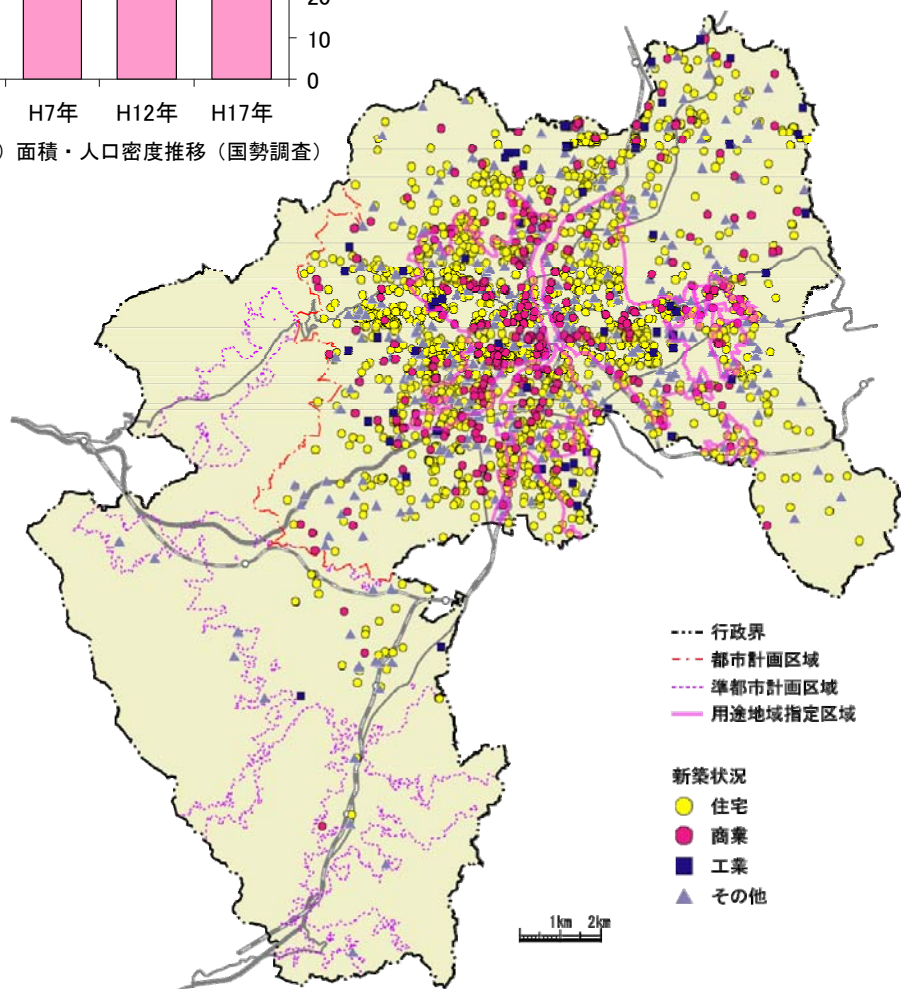


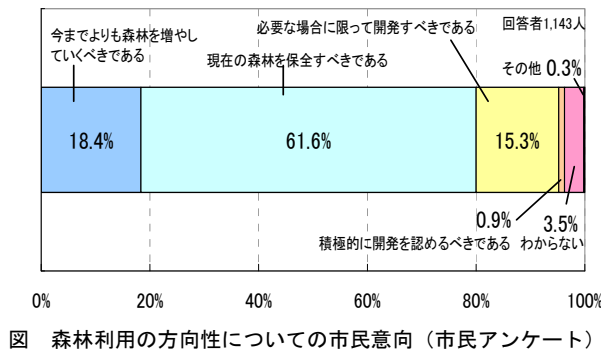
図 新築状況（平成13～17年、都市計画基礎調査）

<都市づくりで対応すべき課題>

- ◆ 公共交通ネットワークと連携した土地利用の誘導
- ◆ 市街地内の道路、公園、下水道など既存ストックを活かす市街地内居住の推進
- ◆ 生活利便施設の集約・立地誘導

(4) 自然的土地利用地の保全と活用

○本市の豊かな自然環境は将来に向けて継承していくべきものであることから、本市の活力や生活維持につながる開発に対しても自然とのバランスを取ることが重要です。



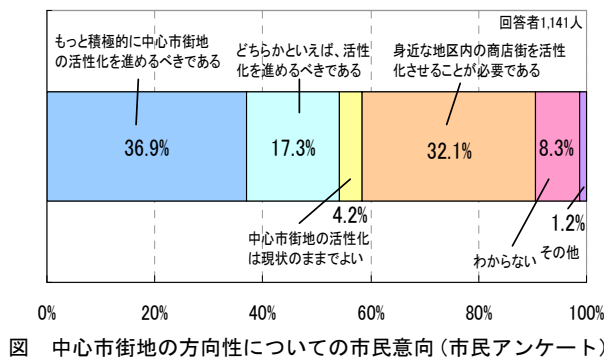
鎮西地区ウォークラリーの様子

<都市づくりで対応すべき課題>

- ◆ 農業生産の効率性の維持・向上に向けた農地の保全・集約化
- ◆ 開発と保全のルールの特明確化
- ◆ 環境学習、健康づくりなど森林を活用した交流の場づくり
- ◆ 多様な動植物の育成・生息環境の保全

(5) 中心市街地や地域の中心となる地域の育成

○合併によって広がった市域において、効率的な都市サービスの提供を図るため、中心市街地や地域の中心となる拠点では、地域コミュニティを牽引する地区としての機能強化を図る必要があります。



商店街の空き店舗 (東町商店街)

<都市づくりで対応すべき課題>

- ◆ 中心市街地及び地域の中心となる拠点への都市サービス機能の集積 (交通、買物、娯楽、医療福祉、教育、居住などの集積)
- ◆ 定住人口の確保
- ◆ 多様な交流を高める場の確保 (街なか居住を促進する低未利用地、空き事務所の有効利用など)
- ◆ 中心市街地への大規模集客施設の誘導

(6) 既存産業の高度化や新産業の創出

- 既存産業の生産性を高めるとともに、学園都市・情報産業都市にふさわしい新産業の振興と雇用の創出を図るための土地利用を進める必要があります。
- 大学・研究機関、企業の集積とともに、起業支援をはじめ、都市型産業が創出されやすい環境の整備が必要です。

第1章



図 工業団地分布（飯塚市資料、平成20年）

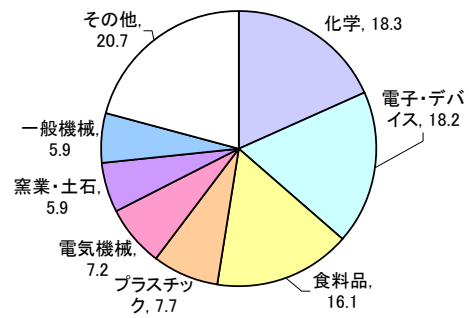
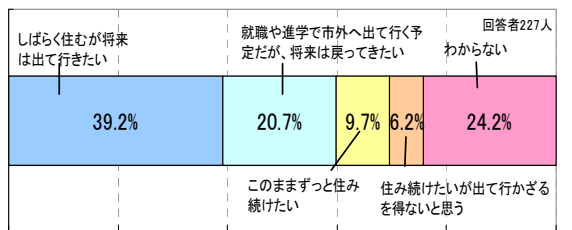
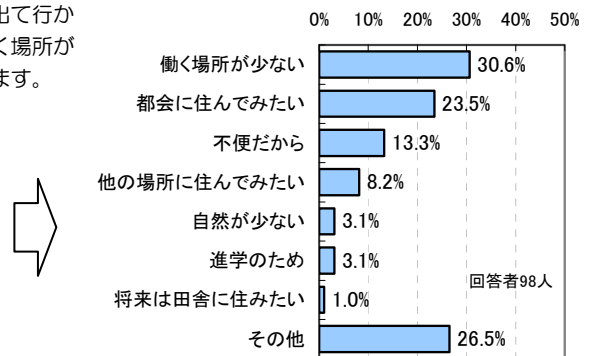


図 産業中分類別出荷額割合（工業統計、平成18年）

若い世代（高校生）の中では「将来は出て行きたい」または「出て行かざるを得ないと思う」という比率が高く、その理由として「働く場所が少ない」、「都会に住んでみたい」というものが多く挙がっています。



■ 将来の居住意向



■ 「将来は出て行きたい」または「出て行かざるを得ないと思う」主な理由

図 市内在住高校生の将来の居住意向（高校生アンケート）

〈都市づくりで対応すべき課題〉

- ◆ 企業立地を促す立地条件の確保（利便性の高い交通、居住、生活利便施設の立地誘導など）
- ◆ 新たな都市型産業の創出に向けた中心市街地、地域の中心となる地区に必要な環境の整備
- ◆ 企業ニーズに応じた工業用地の確保

3-3 都市施設整備の課題

(1) 道路交通体系の整備

- 国道 201 号飯塚庄内田川バイパスの整備により広域圏へのアクセス利便性は高まりつつありますが、中心市街地の周辺などでは渋滞区間がみられます。
- 道路ネットワークの整備による効率的な移動の確保とともに、歩行者の視点に立った安全性や快適性など道路空間の質の向上が重要となります。
- 公共交通の利用促進に向け、駐車場、自転車駐輪場などの適切な確保や、公共交通が不足している地域への対応が求められます。



図 道路・鉄道ネットワーク



コミュニティバス（頼田支所前）

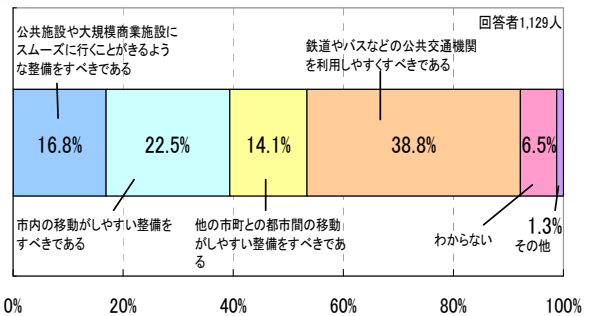


図 道路・交通ネットワークの整備についての市民意向
(市民アンケート)

<都市づくりで対応すべき課題>

- ◆ 幹線道路ネットワークの構築（長期未着手となっている都市計画道路の見直しなど）
- ◆ 市街地内の交通渋滞箇所の改善
- ◆ 中心市街地や地域の中心となる拠点及び観光資源を結ぶ回遊ネットワークの向上
- ◆ 子育て世代、高齢者、障がい者などさまざまな人が移動しやすい歩行者空間の改善（優先して整備を行うべき場所やバリアフリーへの対応）
- ◆ 通学路等における交通安全対策
- ◆ 緊急輸送道路の確保や、市街地の防災性、避難の迅速性、防犯性を高める道路の改善
- ◆ 乗り継ぎの利便性向上や公共交通利用の促進に向けた環境の充実
- ◆ 公共交通を補完する生活交通手段の確保（駐車場・自転車駐輪場の整備など）
- ◆ 沿道の景観や環境への配慮

(2) 公園緑地の整備

- 本市の都市計画公園の整備率は高い水準にあります。今後は量の確保から、安全性などの質的向上が求められています。
- 潤いある都市環境の形成に向けて、住宅地、商業地、工業地などでは地域特性に沿った緑化推進や、地域の実状に応じたきめ細かな維持管理を進める必要があります。

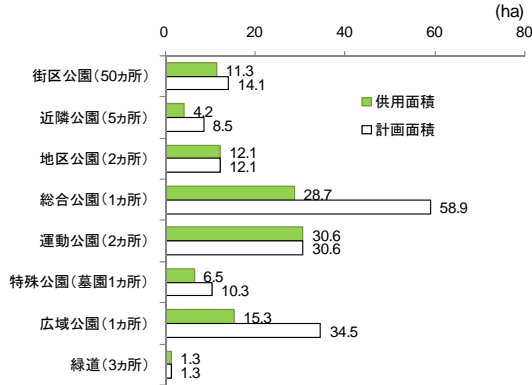


図 都市計画公園の整備状況
 (広域公園は平成17年都市計画年報(平成17年3月末)、
 その他の公園は飯塚市資料(平成19年4月))

〈都市づくりで対応すべき課題〉

- ◆市街地の魅力を高める適切な公園緑地の確保
- ◆都市緑道のネットワーク化や機能改善
- ◆防災拠点としての機能強化
- ◆市街地(住宅地、商業地、工業地)、集落地での緑の創出

(3) 河川の整備

- 本市には、一級河川遠賀川をはじめとする河川や約400あるため池など、水面及び水辺空間が豊富です。これらの水辺空間は動植物の生息や市民の憩いの場であるとともに、本市のシンボリックな空間となっています。
- 市民の水辺空間への親しみや保全・活用へのニーズは高く、水質や自然環境の保全とともに、やすらぎと潤いを与える水辺空間の形成を図ることが求められています。

表 河川・水辺に関する良い点・改善点 (市民懇話会)

良い点	<ul style="list-style-type: none"> ○憩いの場となっているダム周辺や河川敷(幸袋地区) ○豊かな河川環境(二瀬地区) ○河川敷の整備(飯塚地区) ○川の野鳥生息環境(穂波東地区) ○きれいな川(庄内地区)
改善点	<ul style="list-style-type: none"> ○水辺の維持管理の悪さと回遊空間としての魅力の低さ(幸袋地区) ○生活排水の河川流入などの水質悪化や不法投棄(菰田地区、飯塚東地区、二瀬地区、鎮西地区、など) ○公園や河川敷が有効利用されていない(飯塚地区) ○河川の雑草(立岩地区)



市街地に近接した河川敷

〈都市づくりで対応すべき課題〉

- ◆治水機能の向上
- ◆潤いある水辺環境の創出や親水性の向上
- ◆川と地域を結ぶネットワークの形成(歴史・文化資源、公園緑地とのネットワーク化など)
- ◆多様な動植物の生息環境の確保

(4) 上下水道の整備

- 公共下水道は平成19年度末で整備区域内人口が55,108人に達し、総人口(134,077人)に対する公共下水道普及率は41.1%となっています。
- 公共下水道の整備などにより、遠賀川や穂波川では水質の改善が進んでいますが、本流に流れ込む支流河川では依然として水質改善が進まない地点がみられ、水質保全が求められています。

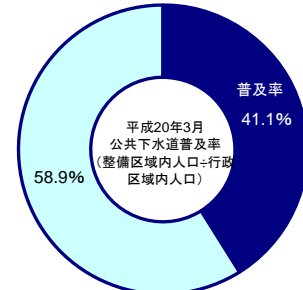
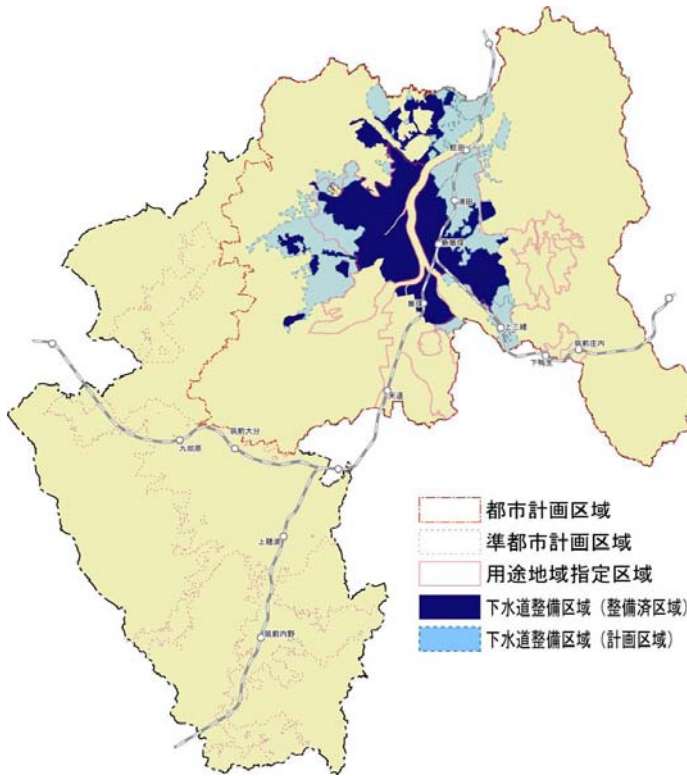


図 下水道整備の進捗
(飯塚市都市計画課下水道係資料, 平成20年3月)

表 市内河川の水質状況(平成18年8月)

河川名	BOD値	河川名	BOD値
鹿毛馬川	1.8	熊添川	2.8
大城川	1.4	穂波川	1.7
小峠川	3.6	泉河内川	1.2
庄内川	4.1	大分川	0.7
元吉川	2.4	馬敷川	0.5
仁保川	3.2	山口川	0.5
権の木川	1.2	内住川	1.1
庄司川	2.6	西明星寺川	1.1
遠賀川	2.3	本谷川	0.9
新川	1.8	谷川	0.6
建花寺川	1.9	福ヶ谷川	0.5
大日寺川	2.2	大野川	0.5
相田川	3.8	北明星寺川	2.6
八木山川	1.3	碓川	1.8

※単位: mg/l (飯塚市環境基本計画)
参考: BOD値の環境基準は3mg/l以下であれば水道の取水が可能(高度な浄水操作を行えば飲める程度)となっている

〈都市づくりで対応すべき課題〉

- ◆農業集落排水施設と連携した効率的な生活排水対策の推進
- ◆支流河川流域における水質改善対策
- ◆上水、雨水の有効利用策の推進

(5) その他都市施設の整備

- 現在、都市施設として、ごみ処理場が2ヶ所、霊園、火葬場、卸売市場が各々1ヶ所ずつ都市計画決定されており、いずれも整備完了しています。

〈都市づくりで対応すべき課題〉

- ◆将来需要に対応した機能の確保
- ◆周辺土地利用と調和を図るための施設周辺の環境整備
- ◆ごみの減量化、再資源化への対応

3-4 防災上の課題

(1) 自然災害への対応

○河川環境の改善、土砂災害対策など自然災害防止策とともに、被害を最小限に抑える対策に取り組む必要があります。

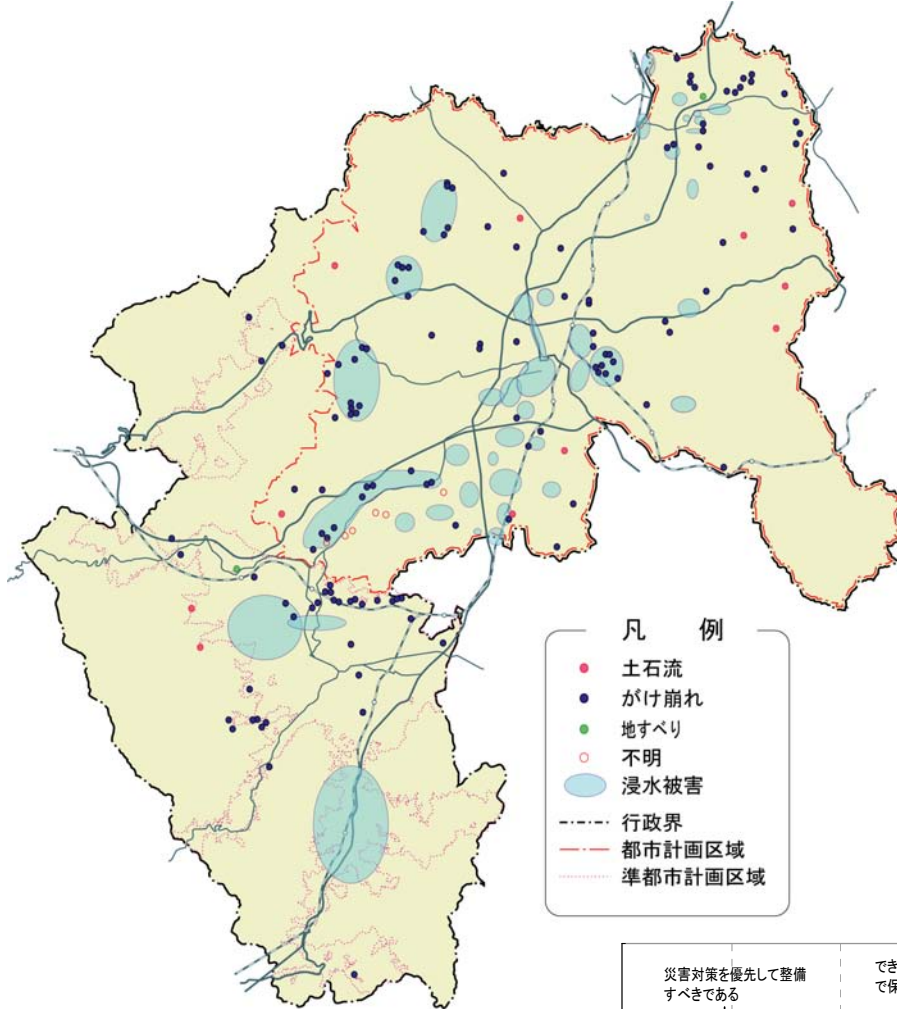


図 土砂災害・浸水被害発生分布（昭和52年以降）
（福岡県土砂災害報告書）

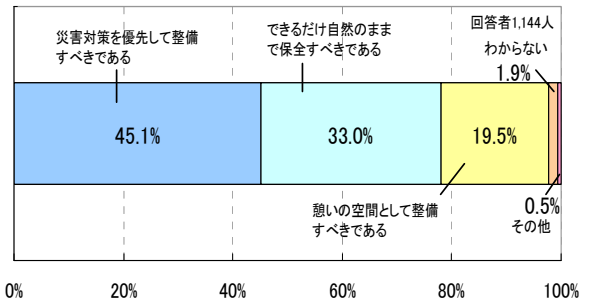


図 河川やため池の利用についての市民意向（市民アンケート）

〈都市づくりで対応すべき課題〉

- ◆ 浸水被害想定区域への対策強化
- ◆ 適切な防災拠点の配置と機能強化
- ◆ 雨水の浸透性向上への対応
- ◆ 河川施設、砂防ダムなどの適切な整備と管理
- ◆ 地域単位での日常的な防災体制の充実

(2) 都市災害への対応

○平成 20 年4月の本町商店街他火災にもみられるように、老朽化した木造住宅が密集する街区では、建物の不燃化・耐震化や消火活動に十分な道路の確保、密集市街地の改良など、災害に強いまちづくりを進めることが必要となっています。



平成 20 年 4 月本町商店街他火災跡

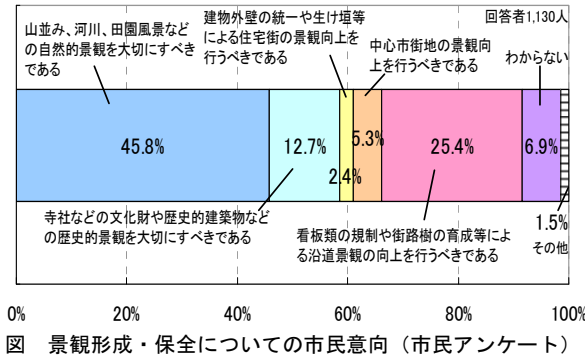
<都市づくりで対応すべき課題>

- ◆大規模な災害により孤立した地区への対応（代替ルートの確保など）
- ◆円滑な避難誘導や延焼遮断の強化
- ◆建築物の耐火性、耐震性の向上
- ◆救急活動が困難な区域の解消（阻害要因の除去）
- ◆緊急時の対応や自主防災組織の育成

3-5 街並み・自然環境の課題

(1) 飯塚らしさのある景観や街並みの形成

○市街地と背後の山並みが一体となった遠景や緑あふれる遠賀川の風景は、本市を象徴する風景です。また、長崎街道の宿場町や寺社など歴史的景観資源も豊富にあり、都市や地域の個性を高めるためには、これらの景観資源の保全と継承を図る必要があります。



＜都市づくりで対応すべき課題＞

- ◆「飯塚らしさ、地域らしさとは何か」といった景観や街並みに対する共通のイメージの創出
- ◆街なか、沿道商業地、住宅地、集落地など地域特性にあった良好な景観の創出
- ◆身近な住区の景観づくりへの啓発

(2) 身近な自然地等の保全と活用

○個性あるまちづくりを進めていくためには、街区や地域に残るシンボルツリーや鎮守の森、里山などを守り育てていくことも重要です。

表 身近な自然・緑化に関する良い点・改善点（市民懇話会）

良い点	<ul style="list-style-type: none"> ○身近に残る豊かな自然（立岩地区） ○公園や豊かな緑が身近にある（二瀬地区） ○豊かな自然環境と優れた眺望・景観（鎮西地区、庄内地区、筑穂地区） ○生息環境豊かな自然（穂波西地区、頼田地区） ○ポタ山は地区のシンボル景観（菟田地区、穂波東地区）
改善点	<ul style="list-style-type: none"> ○山間部の自然災害のおそれ（筑穂地区） ○道路や公園の植栽の維持管理が不十分（立岩地区、二瀬地区、鎮西地区、庄内地区）

＜都市づくりで対応すべき課題＞

- ◆緑地、里山の保全やふれあいの場の確保
- ◆市街地の公共空間におけるオープンスペースや休憩空間の確保
- ◆里山などの貴重な自然環境を保全する仕組みづくり

(3) 地域の歴史文化を活かしたまちづくり

○本市の歴史文化は、誇りや自慢として評価されており、地域資源を活かした景観の形成や多様な交流空間として活用することにより、広域交流の促進や都市の活性化に結びつくと考えられます。

表 指定文化財

指定主体/種類	文化財の名称	
国	重要文化財	立岩遺跡堀田甕棺群出土品
	有形文化財	嘉穂劇場主屋
	天然記念物	鎮西村のカツラ
	史跡	大分廃寺塔跡、鹿毛馬神籠石
県	有形文化財	元亮二年在銘法琳弁卒塔婆、滑石刻真言、木造薬師如来立像、小正西古墳出土品、聖観世音菩薩立像、五智如来板碑
	無形民俗文化財	大分の獅子舞、綱分八幡宮神幸行事
	天然記念物	明星寺の菩提樹、大分八幡宮の大樟、内野の大イチョウ
	史跡	川島古墳、小正西古墳
市	有形文化財	川島・殿ヶ浦出土縄文土器、立岩・焼ノ正出土銅戈鏝型片、立岩運動場遺跡出土品、川島古墳出土品、高取家墓地出土陶磁器、巻き上げ機台座、大分八幡宮の絵馬・三重塔・仁王像・鳥居・石造狛犬・石灯籠、馬頭観音像、旧松喜醤油屋、旧伊藤伝右衛門邸
	無形民俗文化財	舩石
	天然記念物	城の腰池のオニバス、大分八幡宮の大楠群・銀杏、菰池のヒメコウホネ
	史跡	立岩・堀田甕棺遺跡、川津古墳、川島古墳群、元吉の殿墓、国境石3基



市指定文化財 旧伊藤伝右衛門邸



国有有形文化財 嘉穂劇場主屋

〈都市づくりで対応すべき課題〉

- ◆都市整備における文化資源の保存・再生のあり方
- ◆歴史文化の各施設を中心とした周辺環境の改善や保全
- ◆緑の拠点や水辺空間とのネットワーク化
- ◆歴史文化に触れる機会の充実（文化交流の場としての街なかの活用、施設利用の利便性の向上など）

3-6 取り組みの実現化に向けた課題

(1) 都市の実情に応じた実現化手法の適用

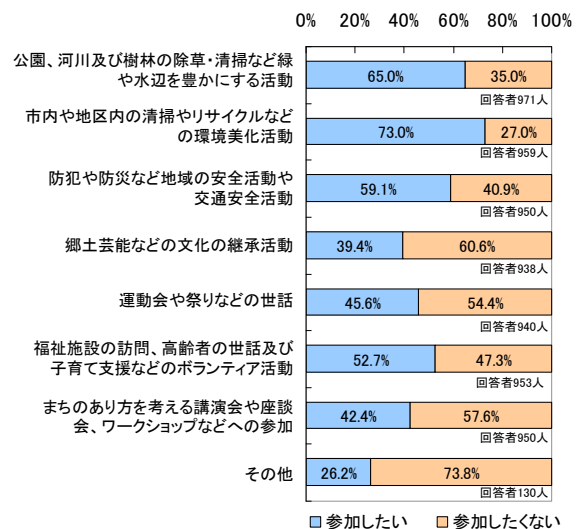
- 現在の財政状況では、投資的な支出は限られる状況にあり、今後、都市整備に関して必要性の高いエリアや真に市民が必要とする事業への集中的な投資などにより、効果を高めていく必要があります。
- 老朽化した道路・橋梁、下水道などの都市基盤施設の更新時期が迫る中で、効果的な維持更新を図ることが求められます。
- 現在、学校教育、スポーツ・レクリエーション、高齢者福祉、市営住宅などの公共施設のあり方を見直す検討が進められており、こうした施設の再配置と連携した効果的な拠点配置や都市基盤整備を進める必要があります。
- 合併により広がった市域の都市計画区域外には、新たに準都市計画区域が設定されました。現在の都市計画区域外で市街化の進んでいた地域における適正な宅地化の誘導や、地区特性に沿った魅力ある住区・集落の保全・誘導に向けて、効果的な規制誘導手法を適用する必要があります。

〈都市づくりで対応すべき課題〉

- ◆都市計画の規制誘導手法を駆使した効率的な都市づくり（全市レベル、地区レベル）
- ◆効率かつ効果的な都市基盤の整備（事業の選択、重点地区の設定、機能の重複する施設の考慮など）
- ◆公共施設などの整備・運営における民間活力の導入

(2) 市民との協働によるまちづくりの推進

○行政だけでは高度化・多様化した住民ニーズを満たすことが困難になっており、市民の知恵や行動力を生かし、行政とともにまちづくりを推進する仕組み・制度のあり方を検討していく必要があります。特に、活動を牽引するリーダーとなる人材の発掘・育成や市民の参加意欲を高める仕組みを構築する必要があります。



- ◆市民や地域主体の取り組みの実情を勘案した市民、行政の役割分担の明確化
- ◆市民と行政の協働による取り組みに向けた組織づくり
- ◆総合的な行政支援（各課連携への対応など）
- ◆地域が主体となる取り組みのプロセスの明確化
- ◆指定管理者など民間活力の推進

(3) 近隣市町・県などとの連携

○広域的な利用に資する都市サービス機能や広域的都市施設の整備については、国・県、近隣市町、交通事業者といった関係機関との連携強化を図る必要があります。

〈都市づくりで対応すべき課題〉

- ◆ 広域連携を必要とする事業に対する国・県との協力体制の強化

第2章 都市づくりの目標

1. 都市づくりの理念と都市目標像

これからの都市づくりを進めていく上で、新たな時代の変化や現況と課題を踏まえながら、都市づくりの理念と都市目標像を定めます。

1-1 都市づくりの理念

本市は、合併により豊かな自然、歴史文化といった地域資源、これらを培ってきた人や地域のつながりも大きく広がり、第1次飯塚市総合計画の都市目標像である「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」の実現に向けて、新たな都市づくりを始めました。しかし、急速に進む少子高齢化や地方分権の進展などの社会情勢の変化に伴い、人々の価値観・ライフスタイルも多様化しており、こうした流れはこれからの都市づくりに大きな影響を及ぼすものと考えられます。

これからは、地域資源の「価値」や「個性」を高め、次世代に継承し、将来にわたって住み続けることのできる持続可能な魅力ある都市づくりを進めていかなければなりません。

よって、人と人、人と地域、人とモノとのつながりを重視して、蓄積された資源を十分に有効活用しながら、市民の暮らしやすさや満足度を高めること、筑豊地域の中心都市としての活力を維持していくことを目指し、

健やかな暮らしと活力に満ちたまち 飯塚

を飯塚市都市計画マスタープランの基本理念として定めます。

1-2 都市目標像（都市づくりの基本的な考え方）

人口減少社会、少子高齢社会は、社会構造に大きな変化をもたらすとともに、都市づくりにおいてもその対応が求められています。これまでのように人口増加にあわせて市街地を拡大し、道路や公園・下水道などの都市基盤施設を整備する時代から、既存の市街地の中で土地の有効活用と充実を図っていく「コンパクトな都市」への質的な転換を図り、環境、暮らし、活力の持続性を高めることが重要です。

本市における「コンパクトな都市」とは、都市の規模を「小さくする」ということではなく、「都市としての機能・質を高めていく」ということです。

すなわち、

「豊かな森林・田園の広がる環境の中で、中心拠点や生活圏の中心となる地域に生活利便施設や公共公益施設などが適切に配置され、中心拠点と各地域を公共交通機関で結ぶことにより、都市的サービスの提供を補い合うことで、生活利便性を高める」

ということになります。このコンパクトな都市を実現するため、目指す都市のすがたを環境・暮らし・活力の持続性を高める「**拠点連携型の都市**」として設定しました。

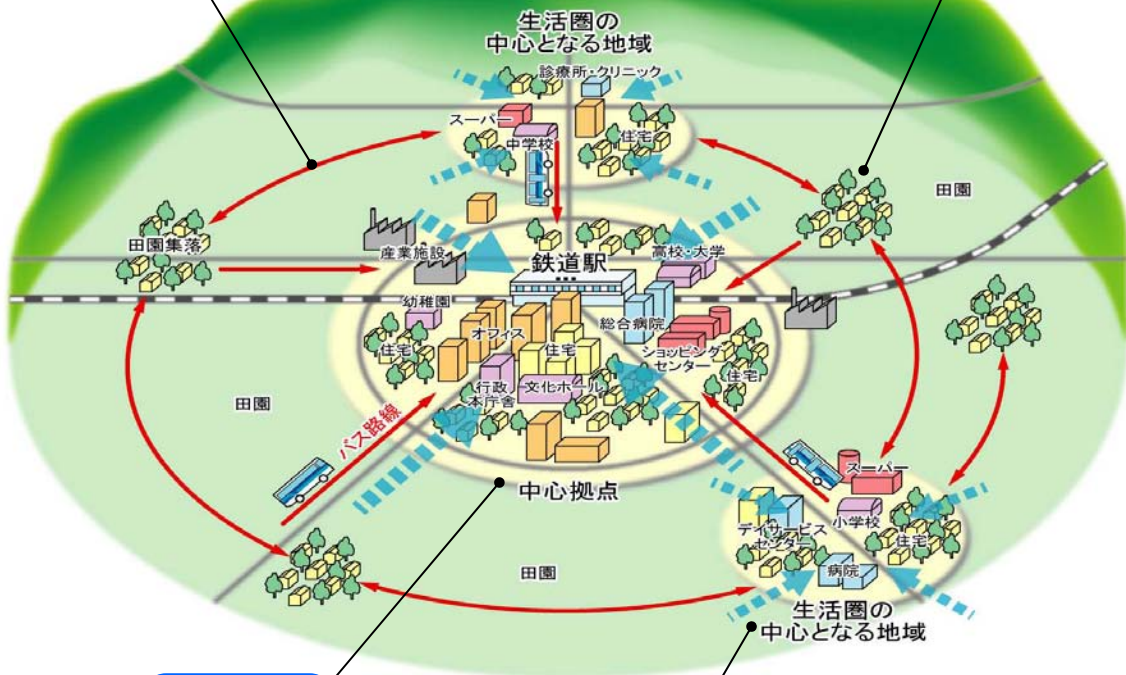
「拠点連携型の都市」のイメージ

地域間の連携・交流

中心拠点、生活圏の中心、集落を交通ネットワークで結ぶことにより、地域間の連携や交流を活発にします。

田園集落

緑豊かな自然環境と調和し、一定の生活利便性を確保していきます。



中心拠点

高次な都市機能が集積し、都市の顔となる場があり、日常生活の利便性を高めていきます。

生活圏の中心となる地域

日常生活に必要な機能が集積し、生活圏の生活利便性を高めていきます。

2. 都市づくりの基本目標

第1次飯塚市総合計画に基づき、新たな時代の変化や市民意向及び都市づくり上の課題を整理し、「環境」、「暮らし」、「活力」の3つの柱からなる基本目標を設定しました。

環境の 持続

(1)水・緑・歴史と都市が共生する

快適環境の都市づくり

①優れた自然・生態系を守り、育てていく都市

- ◆ 水辺や豊かな森林・農地を守り、育むことで、水や緑と親しむことのできる魅力的な都市を目指します。

②水・緑・歴史が融和した個性ある都市

- ◆ 遠賀川、穂波川などの「水」、公園・緑地の「緑」、長崎街道などの歴史的遺産、石炭産業都市としての「歴史」を都市づくりに活かした個性豊かな都市を目指します。

③魅力的な街並みが随所に感じられる都市

- ◆ 魅力的な街並みが感じられるような環境の創出を図り、市民が心地よく住み、憩い、のびのびと活動できる都市を目指します。

暮らしの 持続

(2)誰もが住みたくなる、住み続けたい

生活重視の都市づくり

①多世代が共に住み続けることができる都市

- ◆ 若者から高齢者までの多様な居留意向に対応した魅力ある居住環境が整備された都市を目指します。

②誰にでもやさしい安全で安心な都市

- ◆ 安全で安心な生活のために、あらゆる人に利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいた環境を整備し、誰にでもやさしい都市を目指します。

③それぞれの地域で身近な生活サービスが受けられる都市

- ◆ 日常の買物や医療・福祉、学習、交流などの生活サービスがそれぞれの地域で享受することのできる都市を目指します。

活力の 持続

(3) 産学官の連携によって新たな活力を創出する 広域交流の都市づくり

① 住まいに身近な場所で多世代がいきいきと働き、活力が維持向上する都市

◆ 商業、工業、農業などの働く場が居住地から身近にあり、地域コミュニティが維持され、多世代や多くの職種で構成される地域社会を形成し、活力が維持向上するような都市を目指します。

② 市内外からさまざまな人々が集う交流の盛んな都市

◆ 中心拠点や地域の中心となる場では、市域内外から多くの人々が訪れ、イベントや観光などを通して交流活動がいきいきと育まれるような都市を目指します。

③ 時代ニーズに対応した新たな産業を育てていく都市

◆ 産学官連携により、地場産業の振興や新産業の創出を図り、飯塚の特徴を活かした産業が育まれる都市を目指します。

3. 将来の都市の規模

3-1 将来人口

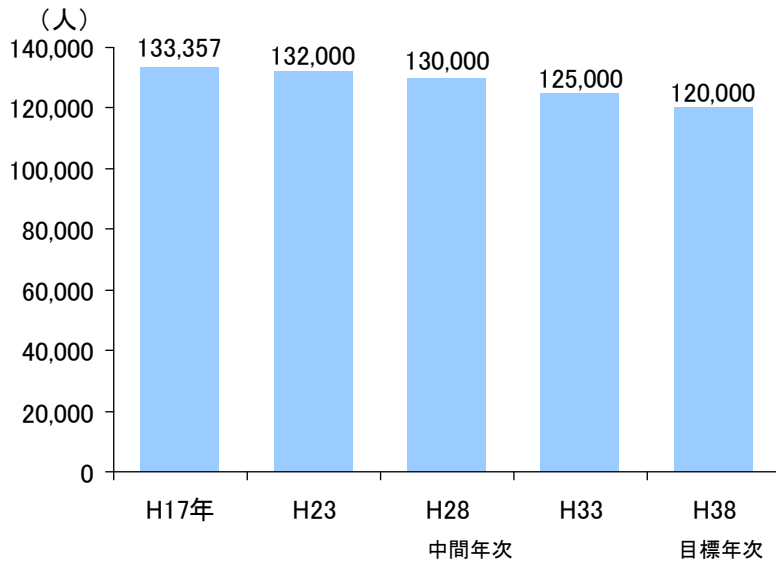
将来人口は、第1次飯塚市総合計画及び飯塚市国土利用計画と同様に、コーホート要因法による推計結果を基に目標人口として設定します。

平成28年（中間年次）は130,000人、平成38年（目標年次）は120,000人と設定します。

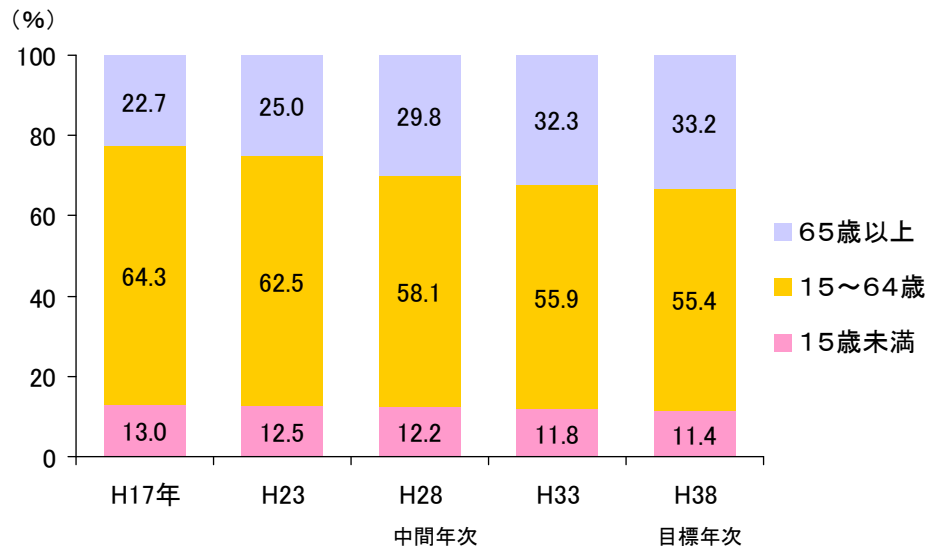
年齢三区分別人口は、年少人口（0～14歳）が全体の11.4%、生産年齢人口（15～64歳）が55.4%、老年人口（65歳以上）が33.2%と設定します。

《コーホート要因法》

- コーホートとは、同年（または同時期）に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、自然増減（出生と死亡）及び純移動（転出入）という変動要因について将来値を仮定し、将来の人口を推計する方法。（今回の推計では、平成12年・平成17年国勢調査・年齢階級別人口をもとにしています。）



▲将来人口推計

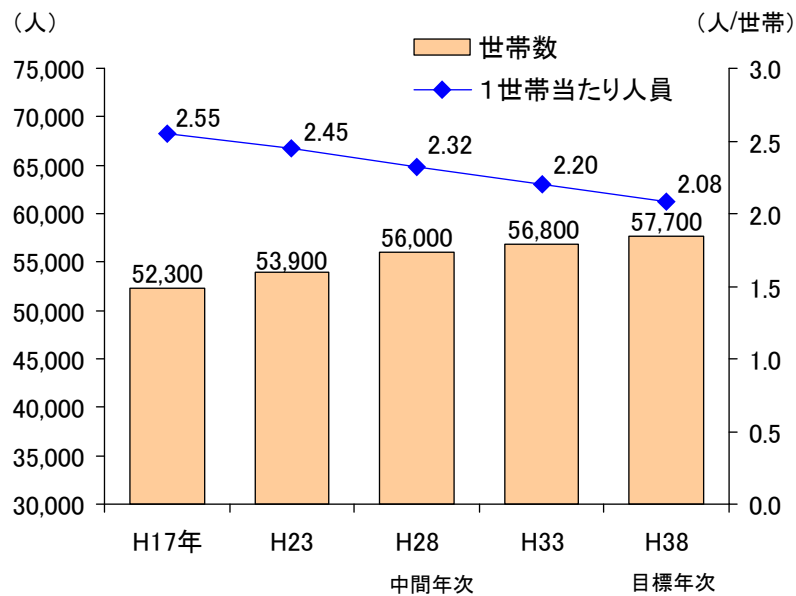


▲年齢三区分別人口比率推計

3-2 将来世帯数

将来世帯数は、国勢調査人口・世帯数（確定値）などから、将来の1世帯あたり人員の趨勢を推計し、これに前項で推計した将来人口から除することで将来の世帯数を設定します。

平成28年（中間年次）は56,000世帯、平成38年（目標年次）は57,700世帯と推計され、将来世帯数は増加するものと予想されます。



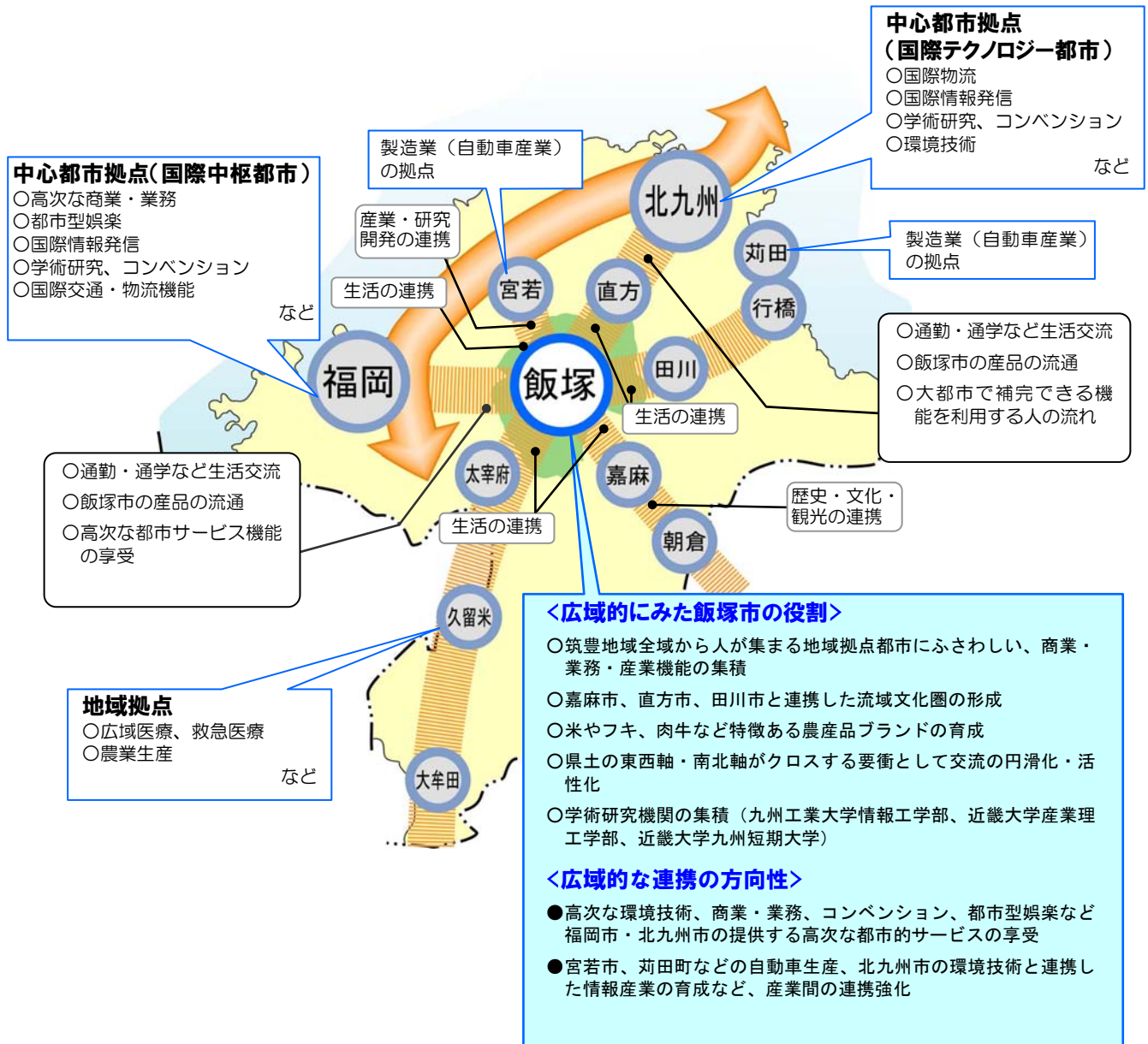
▲将来の世帯数及び1世帯あたり人員の推計

4. 将来の都市の構成

将来の都市の構成とは、「拠点連携型の都市」の実現ために、都市や自然・田園、中心市街地や各地域の中心などを位置づけ、配置を示すものであり、今後の都市づくりの施策を展開していくための基本的な枠組となります。

4-1 上位計画での広域的にみた本市の役割

福岡県が定める飯塚都市計画区域マスタープラン(平成 15 年 5 月)において、本市は、直方市、田川市とともに筑豊地域の地域拠点都市として位置づけられ、「県土中央部に位置する優位性を活かした新産業の展開と流域文化圏の形成をめざす」とされています。



▲想定される福岡県下の拠点都市と役割分担

4-2 将来の都市の空間構成

本市の将来の都市の空間構成を、「ゾーン」、「拠点」、「連携軸」の3つの要素に区分して設定するとともに、拠点連携型の将来都市構造を明らかにします。

なお、空間構成の基本的な考え方は以下に示すとおりです。

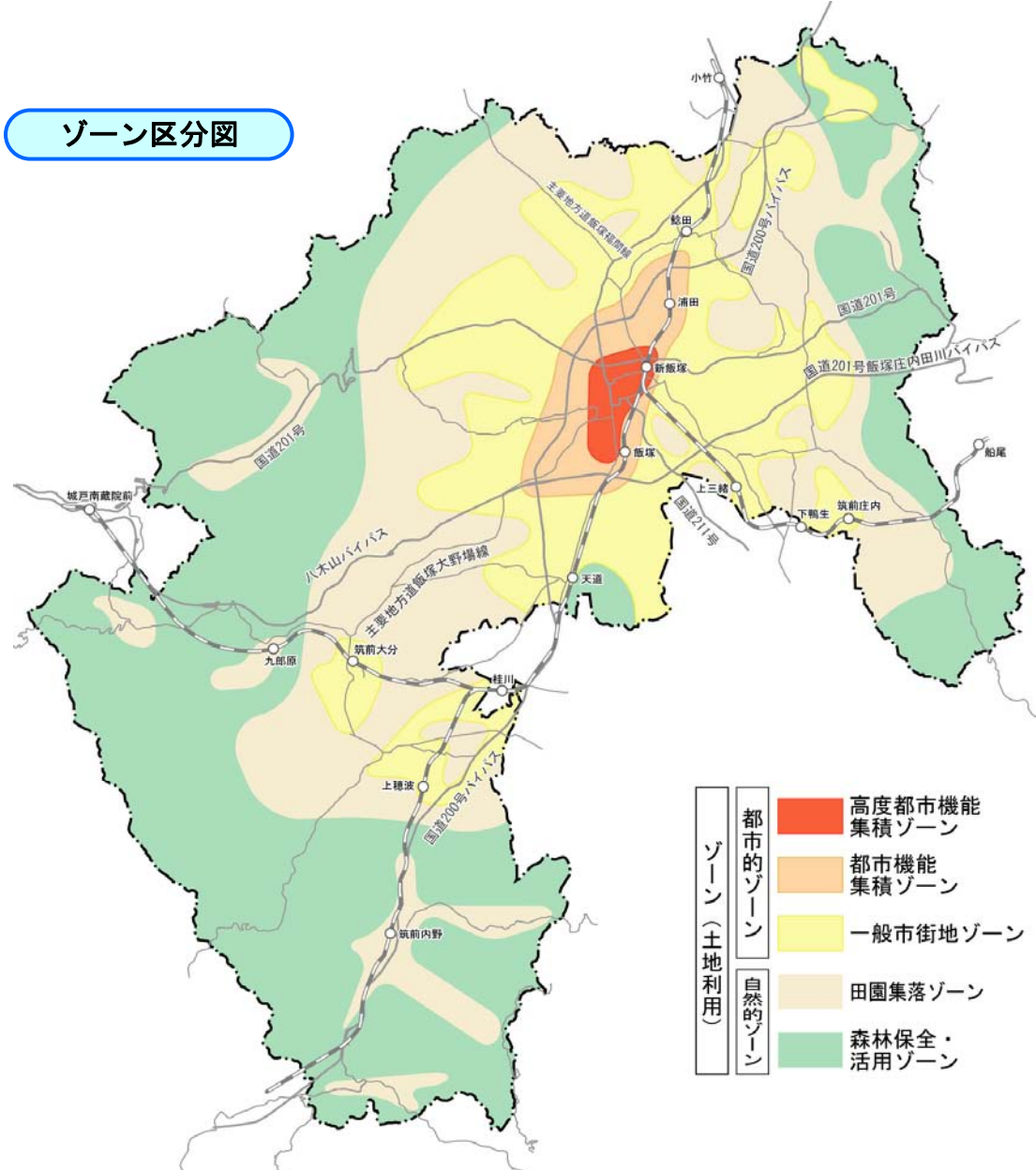
〈将来の都市の空間構成の考え方〉

項目	ゾーン	拠 点	連携軸	
			都市活動連携軸	水・緑・歴史の連携軸
位置づけ	○同じ方向性を持つ土地利用のまとめ	○商業・業務、教育・歴史文化、研究開発、情報、行政などの機能が集積し、市全域や地域の交流活動の中心となる場 ○生産活動や交流活動の中心となる産業・観光レクリエーション機能などが集積する場	○拠点機能の補完や生活・産業・観光など多様な交流を支える幹線道路網	○都市の個性となる水や緑、歴史資源などで構成される連続性ある空間
基本的考え方	都市的ゾーンと自然的ゾーンの区分による良好な都市環境の創出	拠点地区への都市機能の集積	各拠点が連携した一体的な都市づくり	地域の魅力を高める拠点とネットワークづくり
	魅力あるライフスタイルの実現を目指すため、利便性の高い街なか、ゆとりのある市街地、豊かな自然を有する田園・森林など地域特性に合わせた土地利用を誘導する。	市街地の拡散を抑制することを基本に、都市の魅力と活力を高める拠点を効果的に配置し、それぞれの機能を向上させる。	拠点機能を強化・補完し、生活の利便性、産業の高度化を支え、拠点間が効率的に結ばれる交通ネットワークを構築する。	地域個性を伸ばすため、水・緑・歴史の拠点とネットワークを形成する。

(1) ゾーン

【都市的土地利用・自然的土地利用とのゾーン区分】

本市の市街地を取り巻く自然環境を保全し、都市と自然との共生を維持するため、都市的土地利用、自然的土地利用を区分した土地利用を図ります。



都市的ゾーン	高度都市機能集積ゾーン	商業・業務施設が集積し、中心市街地を形成しているゾーン。大規模集客施設をはじめ、本市の中核的な都市機能の集積や土地利用の高度化を図る。
	都市機能集積ゾーン	高度都市機能集積ゾーンと合わせ、「中心拠点」を形成するゾーン。商業施設（沿道型店舗含む）や集合住宅などの都市の賑わいにつながる土地利用を積極的に誘導する。
	一般市街地ゾーン	住宅を主体とした良好な市街地の形成を図るゾーン。周辺環境との調和を重視した魅力ある住宅市街地形成につながる土地利用を誘導する。
自然的ゾーン	田園集落ゾーン	農地をはじめとする自然的土地利用と居住機能が共生した田園集落を形成するゾーン。生活の中心となる地域への生活利便施設の集積を誘導しながら、優良な生産基盤や自然環境の保全を図ることを重視する。
	森林保全・活用ゾーン	山間居住地の安全性・利便性を確保しながら、森林の適切な保全・活用を図るゾーン。豊かな自然環境を保全するとともに、森林等の活用による地域の魅力向上に資する土地利用を誘導する。

第2章

(2) 拠点配置

【効果的で利便性の高い都市サービスの提供や交流の活性化への支援】

拠点それぞれの役割分担に沿った都市機能の集積により、生活利便性の向上、産業・観光・レクリエーション活動の活性化を支援します。

また、多くの人々が利用する公共公益施設は、拠点以外への移転を抑制し、集約を図るとともに、機能や役割に応じた施設を適正に配置します。

【特色ある水・緑・歴史の拠点の形成】

本市は、豊かな自然環境、サンビレッジ茜や筑豊緑地などの自然レクリエーション資源、長崎街道内野宿や旧伊藤伝右衛門邸などの歴史資源に恵まれています。これらの環境や資源を次世代に継承するため、レクリエーション拠点、歴史観光拠点として特色ある拠点を形成します。

① 中心拠点

本市の都市としての顔であり、「福岡県大規模集客施設の立地ビジョン」に示されている「広域拠点」を含み、中枢的な都市機能が集積した地域を中心拠点として位置づけます。

中心拠点では、商業・業務、都市型産業等の育成や街なかの賑わい高めるために、多様な都市機能の集積を図ることにより、相互の連携や相乗効果を高め、中心拠点が市域全体の発展を牽引する役割を担います。

● 機能	商業・業務(大規模集客施設含む)、総合行政、広域情報発信、広域交流(文化芸術)、都市型産業、医療(救急含む)・福祉、居住、交通結節
------	---

② 地域拠点(穂波、筑穂、庄内、颯田の4拠点)

これまでの個性ある地域づくりの取り組みやそれぞれの地域で形成されている拠点性などを踏まえ、行政機関、文化施設、防災拠点などの公共公益施設を中心とした機能集積がある各支所周辺を地域拠点に位置づけます。

地域拠点は、公共公益施設や生活利便施設などが適切に配置され、周辺の市街地、田園集落、山間集落の生活を支える日常生活サービスの拠点として、各地域の中心的な役割を担います。

また、地域拠点を中心とする各生活圏の中には、既に生活利便施設の立地や住宅地が形成され、一定の拠点的役割を担っている地区もあり、こうした地区では地域拠点の機能を補完する役割を担います。

● 機能	商業・業務、身近な行政窓口、医療・福祉、居住、交通結節
------	-----------------------------

③学術・研究開発拠点

九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部、近畿大学九州短期大学、飯塚研究開発センター、e-ZUKA トライバレーセンター、㈱福岡ソフトウェアセンターは、先進的な学術活動、研究開発活動などの場として、学術・研究開発拠点に位置づけます。

④工業拠点

既存の工業団地や新たに整備される工業団地は、雇用創出や生産活動の場として、工業拠点に位置づけます。

⑤レクリエーション拠点

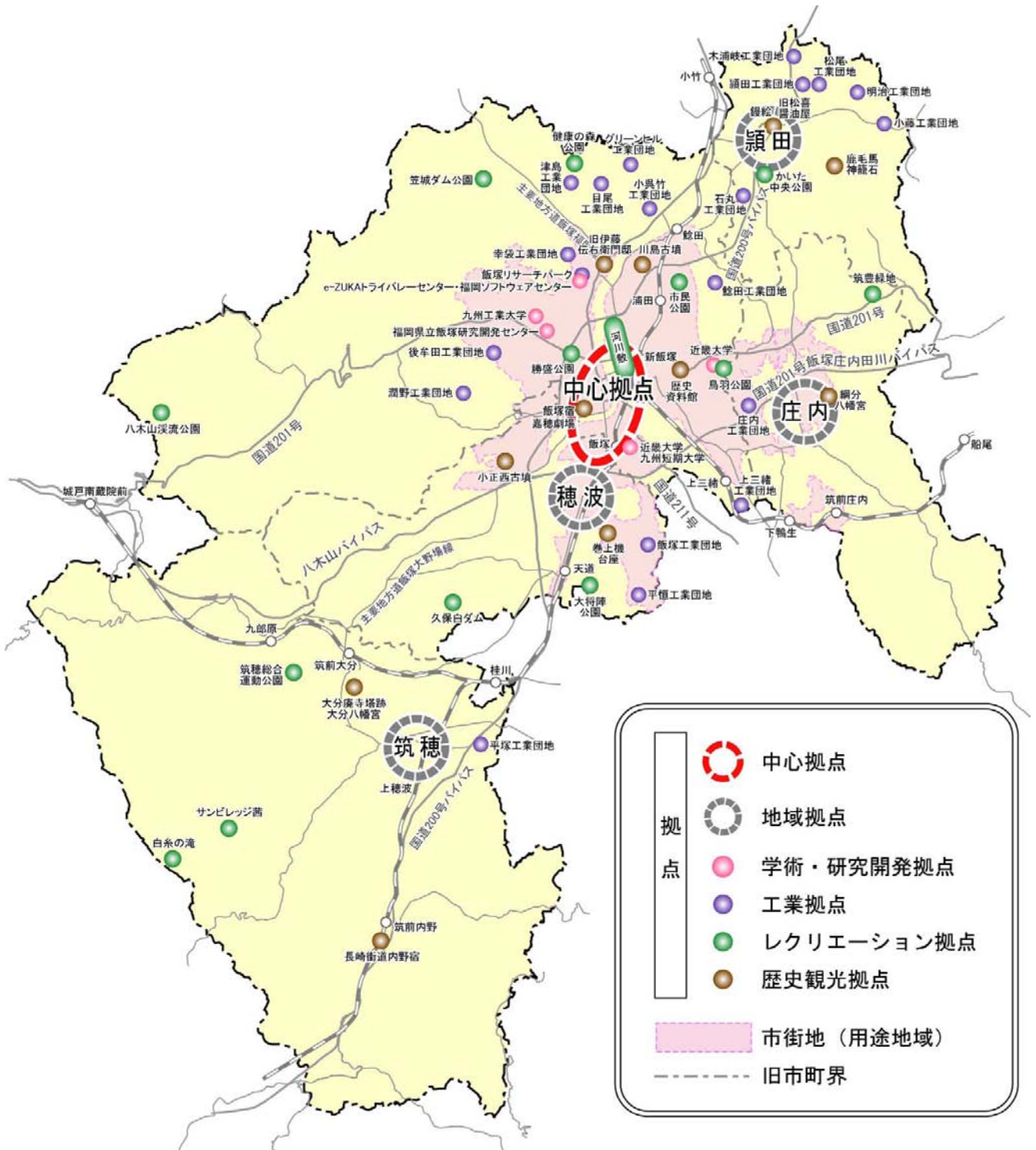
筑豊緑地、サンピレッジ茜、笠城ダム公園、健康の森公園、筑穂総合運動公園など、主として市街地外にある公園や自然レクリエーション施設は、多くの人々が散策やスポーツなどの利用に資する自然レクリエーション拠点に位置づけます。

また、市街地内の比較的大規模な公園である勝盛公園、市民公園、大将陣公園、かいた中央公園、鳥羽公園は、主として市民の身近なレクリエーション、憩いなどの利用に資する都市レクリエーション拠点として位置づけます。

⑥歴史観光拠点

旧伊藤伝右衛門邸、嘉穂劇場、旧松喜醤油屋、小正西古墳、巻上機台座、綱分八幡宮、長崎街道内野宿、大分八幡宮など、本市の歴史を偲ばせる史跡や歴史的建造物などは歴史観光拠点に位置づけます。

拠点配置図



第2章

(3) 連携軸

① 都市活動連携軸

【拠点連携型の都市骨格を支える放射環状型道路網の構築】

地域それぞれの拠点が互いに連携しあい、相互の機能を補完しあう拠点連携型の都市骨格の構築や、拠点間の連携を促進するため、大きく放射軸と環状軸を設定します。なお、放射軸には、広域骨格軸と都市骨格軸を、環状軸には環状連絡軸をそれぞれ位置づけ、放射環状型の道路骨格を形成します。

1) 放射軸

○広域骨格軸（鉄道、国道200号バイパス、国道201号飯塚庄内田川バイパス）

本市と福岡市、北九州市、直方市、田川市など北部九州都市圏の主要な都市を結び、人・モノの広域的な連携を促進します。

○都市骨格軸（国道201号、国道211号、主要地方道飯塚福岡線、主要地方道飯塚大野城線、主要地方道筑紫野筑紫線）

中心拠点と地域拠点を結び、中心拠点が有する高次の都市サービスの提供による拠点間交流を促進する役割を担います。

2) 環状軸

○環状連絡軸（一般県道鶴三緒田川線、都市計画道路の一部 など）

市内の地域拠点及び周辺の住宅地・集落などを相互に結び、各地域内の都市機能の補完を図るとともに、地域間交流を促進します。

② 水・緑・歴史の連携軸

【水・緑・歴史のネットワークの形成】

水・緑・歴史の拠点間の連携を高めるため、旧長崎街道筋や河川敷などを活用し、回遊性を持たせることで、各資源の魅力をより高めるネットワークを形成します。

1) 緑の保全軸

太宰府県立自然公園を含む西部の森林は、豊かな自然環境を有する緑の保全軸として位置づけます。

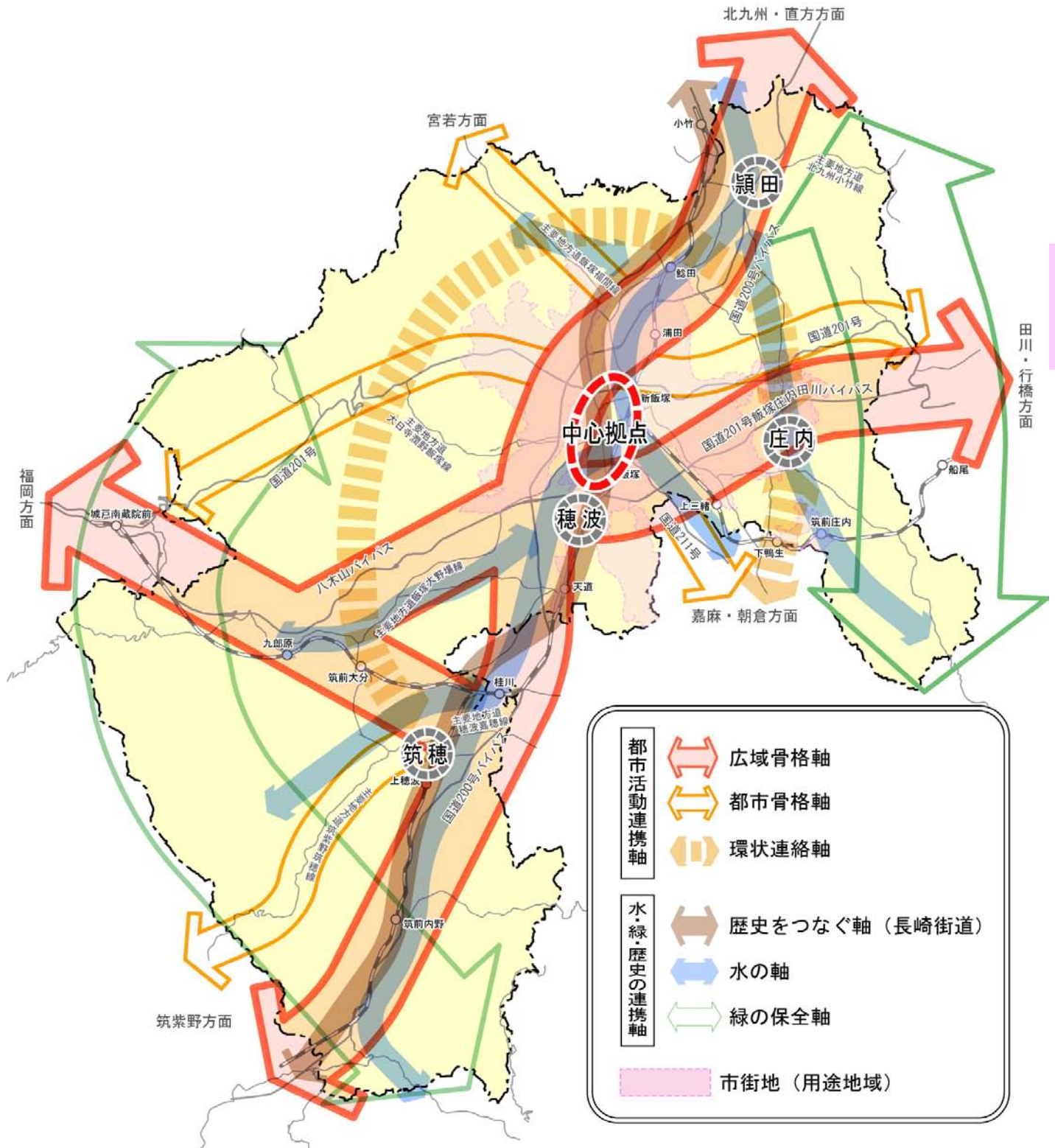
2) 水の軸（遠賀川、穂波川など）

森林、田園、市街地を結び、郷土風景の一つとなっている河川は、水の軸として位置づけ、水・緑・歴史の拠点とのネットワーク性を高めます。

3) 歴史をつなぐ軸（長崎街道）

都市としての魅力を高めるため、宿場町としての名残をとどめる長崎街道内野宿や歴史的建造物が残る長崎街道は、歴史をつなぐ軸として位置づけます。

連携軸形成図

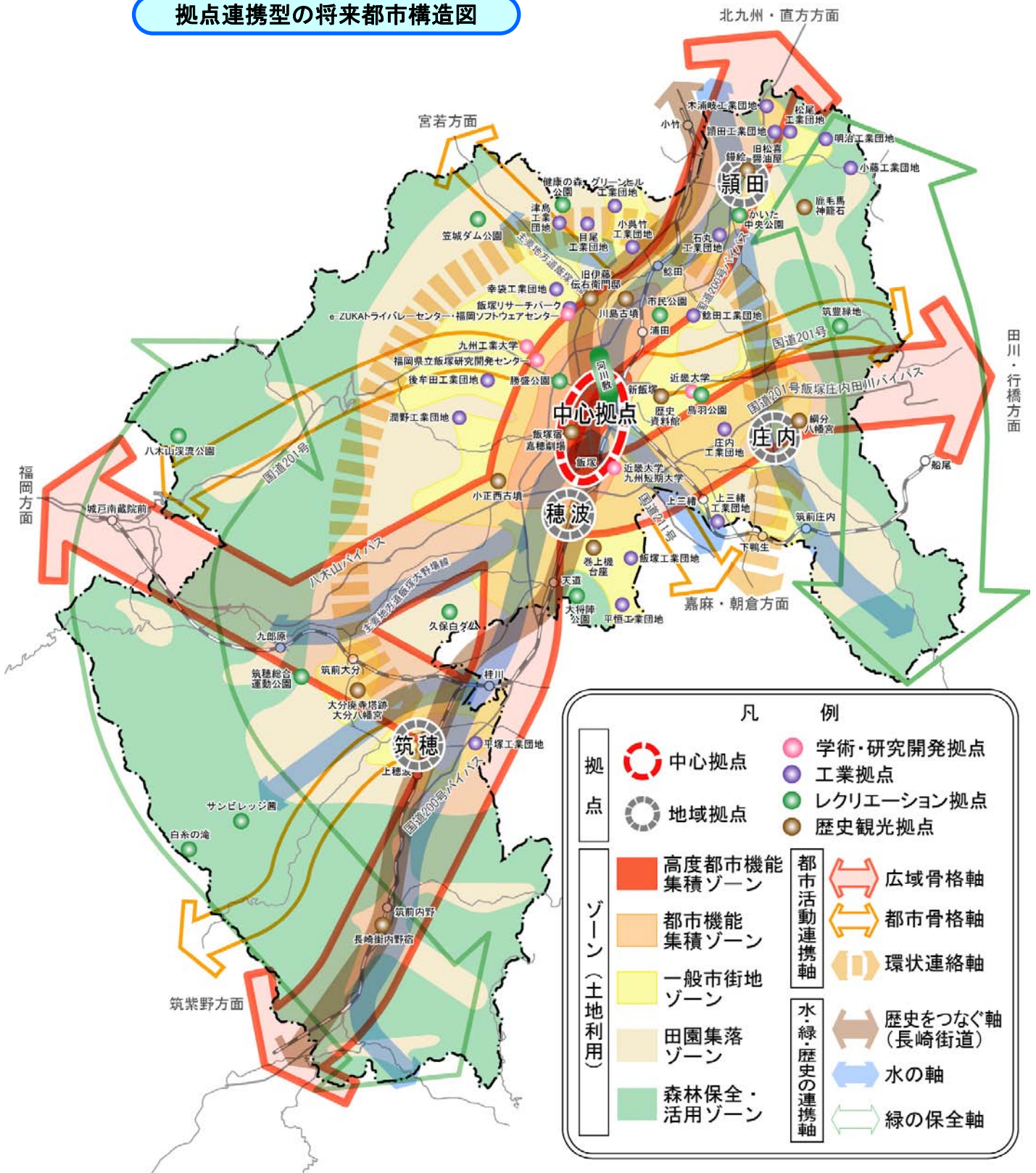


(5) 将来都市構造

【ゾーン・拠点が有機的に連携した将来都市構造の形成】

都市と自然が共生する土地利用を基本に、都市機能の集積による拠点、学術・研究開発拠点、工業拠点、レクリエーション拠点、歴史観光拠点を形成し、放射環状型道路網の構築により有機的に連携した将来都市構造を形成します。

拠点連携型の将来都市構造図



第3章 分野別方針

1. 土地利用の方針

1-1 基本方針

都市と自然との共生を維持していくためには、都市的土地利用と自然的土地利用をバランス良く区分し、中心市街地や郊外の低未利用地を有効活用することにより、市街地の拡大を抑えながら、それぞれの土地利用が将来にわたって保たれることが重要です。

このため、都市機能の集積を図るゾーンや住宅地の形成を図るゾーン、あるいは田園や森林を保全するゾーンなど、ゾーンごとの役割を明確にし、それぞれの役割を発揮するための適切な土地利用の規制・誘導を図ります。さらに、都市としての一体性を確保し、健全で合理的な土地利用の推進や効率的な都市基盤整備を進めていくため、都市計画区域の見直し、用途地域の指定について検討していきます。(ゾーンについては、P32 ゾーン区分図参照)

1-2 主要施策

(1) 都市的土地利用

①住宅地(ゆとりある居住環境の形成)

- 一般市街地ゾーンでは、ゆとりある良好な居住環境を形成する区域として、主に住居系土地利用を中心としたまちづくりを進めます。
- 一般市街地ゾーンで、用途地域が指定されていない、いわゆる「白地地域」においては、用途地域の指定について検討し、良好な居住環境を創出します。
- 地区計画が定められている地区では、それぞれの特性にあった良好な住宅地として維持・保全を図ります。
- まちづくりへの意欲の高い地域では、住民意向に基づき、住宅地にふさわしい環境創出のため、地区計画、建築条例、建築協定の活用などにより、まちづくりのルール化を支援します。
- 低廉かつ適正規模の住みやすい住宅を維持するため、飯塚市市営住宅ストック総合活用計画に基づき、老朽化や地区の住宅需要などの状況に応じた市営住宅の建替・改善を促進します。
- 高齢者や障がい者が、安心して住み続けることのできるように、バリアフリー化などの住宅改善に向けた支援を行います。

②複合住宅地(街なかにおける職住複合の土地利用の誘導、居住環境との調和の取れた土地利用の誘導)

- 高度都市機能集積ゾーンと都市機能集積ゾーンでは、街なかの賑わいに繋がる定住人口の増大を図るため、商業・業務、医療・福祉、教育機能などとの複合による中高層住宅を中心とした土地の高度利用を進めます。

- 老朽化した木造建築が密集する市街地の改善や街なかの低未利用地の有効活用を図ります。
- 住宅と工場とが混在する地区では、土地利用状況を勘案し、職住複合の土地利用の誘導や住工の分離を促進します。

③沿道商業地(生活利便施設の集積)

- 一般市街地ゾーンの幹線道路沿いでは、利便性の高い生活環境を形成するため、用途地域をはじめとする各種の都市計画・建築規制に基づき、周辺環境や沿道景観に配慮した、中高層の集合住宅や商業・業務施設を中心とした複合的なまちづくりを誘導します。
- 市街地の拡大や周辺環境に大きな影響を及ぼす大規模集客施設の立地を抑制します。

④商業・業務地(多様な都市機能の集積)

- 高度都市機能集積ゾーンと都市機能集積ゾーンは、商業・業務地として商業施設や業務施設の立地を重点的に誘導し、高次な都市機能の集積を進めます。
- 新飯塚駅から飯塚駅、西鉄バスセンターにかけての一带は、中枢的な都市機能の集積を活かした中心市街地としての賑わいづくりを推進し、高密度な商業・業務地としての土地利用を進めます。

⑤工業地(周辺環境と調和した工業系土地利用の推進)

- 生産の効率性を高めるため、企業誘致を進め、操業環境の維持を促進します。
- 新規の開発においては、森林や水源などへの影響を抑え、周辺環境と調和した土地利用を図ります。

(2) 自然的土地利用

①集落地(適正な土地利用の誘導)

- 田園集落ゾーンや森林保全ゾーンでは、既存集落における地域コミュニティの維持・形成を図るため、一定の生活利便性を確保することにより、緑豊かな環境でゆとりある住宅地形成を図ります。

②農地(優良農地の保全)

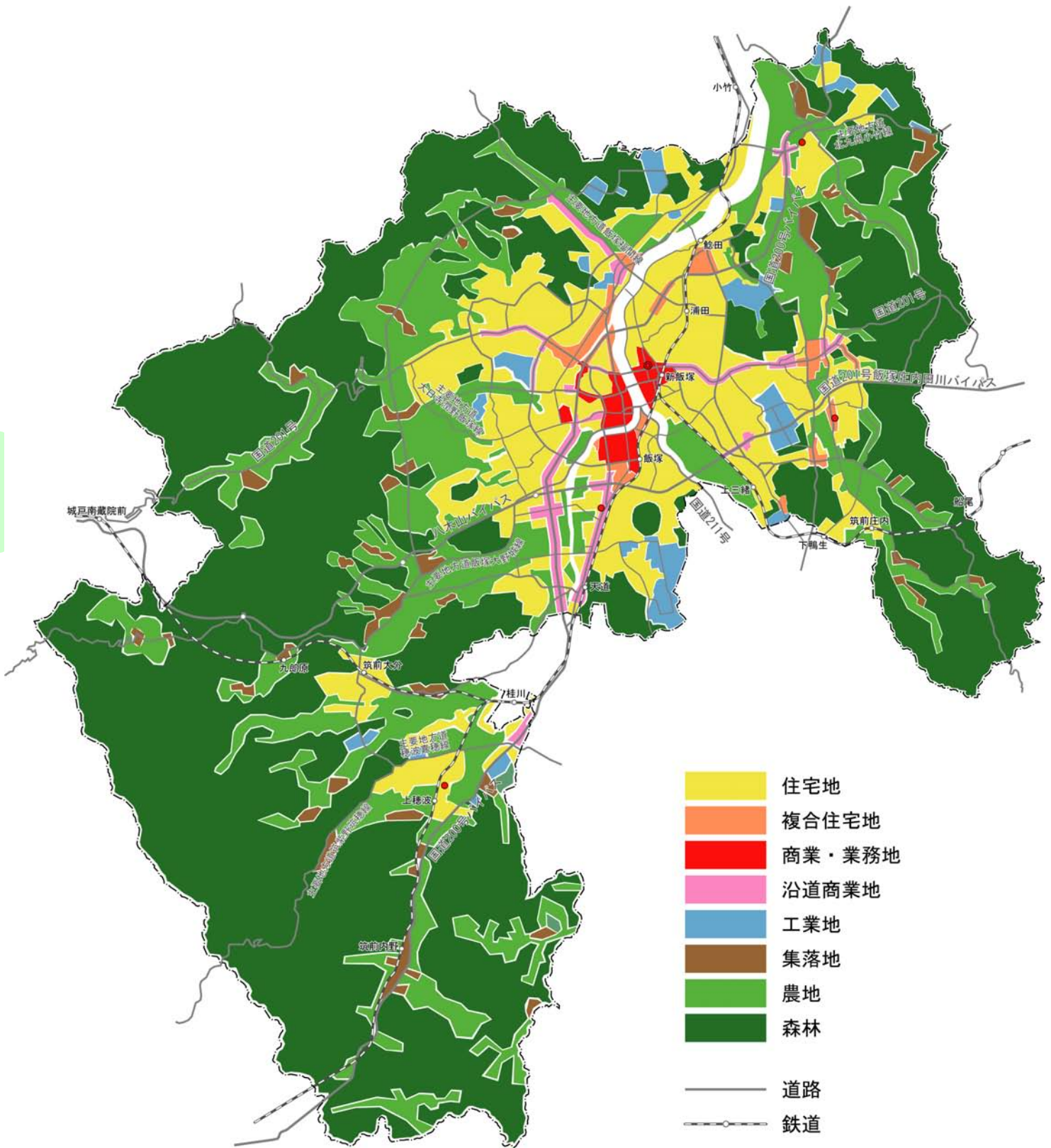
- 田園集落ゾーンでは、農業生産環境の持続を図るため、大規模開発などは、可能な限り用途地域指定区域及び生活圏の中心となる地域において行うものとし、原則として市街化を抑制します。
- 優良農地は、食料安定供給の拠点として、飯塚市農業振興地域整備計画に基づき、集団的農地として整備されている農用地区域を保全し、農地の無秩序な開発や土地利用転換を抑制します。
- 高齢化の進展や担い手不足によって生じている田園集落や山間集落における耕作放棄地については、集落営農組織への農地利用集積などにより、農地の効率的利用を促進します。

③森林(良好な自然環境の保全と活用)

- 森林、水辺などの良好な自然環境は、市土保全、水源かん養、郷土景観、土砂災害防止など公益的な機能が発揮されるよう、積極的に保全します。
- 太宰府県立自然公園に指定されている区域では、自然環境の保全に努めるとともに、レクリエーション需要への適切な対応を図るため、森林レクリエーション活動を活性化する担い手の育成を促進します。

土地利用方針図

第3章



2. 拠点整備の方針

2-1 基本方針

新飯塚駅から飯塚駅、西鉄バスセンターにかけての一带は、中心拠点にふさわしい、商業・業務（大規模集客施設含む）、総合行政、広域情報発信、広域交流（文化芸術）、都市型産業、医療（救急含む）・福祉、居住、交通結節の広域的な利用に資する高次な都市機能をもつ施設を重点的に誘導し、筑豊地域全体から人が集まる拠点を形成していきます。

地域拠点（穂波、筑穂、庄内、潁田の4拠点）では、地域コミュニティの中心地として日常生活に必要な商業・業務、身近な行政窓口、医療・福祉、居住、交通結節などの生活利便施設を重点的に誘導し、各生活圏の人が集まる拠点を形成していきます。また、それぞれの生活の中心となる地域においても利便性の確保・向上を図ります。

中心拠点及び地域拠点内では、道路や公園、排水処理施設などの基盤整備が比較的進んでおり、これらの都市基盤ストックを有効活用し、住宅や店舗、公共公益施設などの都市的土地利用を誘導するとともに、重点的に都市基盤整備を進めます。

また、多くの人が集い・交流する拠点の形成を目指すため、子どもや高齢者、障がい者などさまざまな人々に配慮し、既存の公共公益施設、空き店舗・空き事務所などを有効活用することにより、生活利便機能の充実を促進します。

さらに、産業の高度化を図るため、学術・研究開発拠点、工業拠点を中心とした産学官連携の強化を進めます。

その他に、観光交流の活性化を図るため、特色あるレクリエーション拠点、歴史観光拠点の形成を進めます。

2-2 主要施策

(1) 中心拠点

① 筑豊地域の拠点都市にふさわしい中心拠点の形成

- 既存の機能集積を活かしながら総合行政機能の広域拠点性を維持するとともに、業務施設や医療・福祉の集積・整備を促進し、市域全体の発展を牽引する機能の誘導を進めます。
- 賑わいある拠点形成を図るため、大規模集客施設の立地誘導や、買い回り性の高い商業機能、娯楽機能、広域交流機能、都市型産業機能の集積を図り、中心拠点にふさわしい市街地の整備を進めます。
- 中心市街地における定住人口の増加を促すため、民間活力を活かした商業・業務、医療・福祉機能と複合した中高層住宅などの計画的な立地を誘導します。
- 子どもや高齢者、障がい者を問わず、誰もが利用しやすい街なか空間を形成するため、交通結節点や公共公益施設、公園など人が多く集まる施設及びその周辺におけるバリアフリー化など、公共空間の質の向上を図ります。
- 街なかに賑わいを取り戻し、新たな交流活動や人々のネットワークが生まれる異業種交流、芸術文化交流の拠点となるよう、社会実験の積極的な創出と、多様な市民活動や起業が可能となる環境づくりに努めます。

(2) 地域拠点

①生活利便施設の集約立地の誘導と都市基盤の整備

- 地域拠点では、生活に密着した商業施設や身近な行政施設を誘導するとともに、それぞれの地域拠点にふさわしい都市基盤の充実を図るため、必要に応じて都市計画区域や用途地域の見直しの検討、地区計画の活用などを進めます。
- 地域拠点周辺の主要幹線道路沿いを中心に身近な生活利便施設を誘導し、地域拠点以外でも一定の生活利便性を享受できるまちづくりを推進します。

(3) 学術・研究開発拠点

①産学官連携を支援する学術・研究開発拠点の育成

- 学術・研究開発拠点では、地域と連携した研究開発施設の立地や集約化に向けた適切な土地利用の規制・誘導に努めます。
- 学術・研究開発拠点と住み良い住宅地が調和したまちづくりを進めるため、学術・研究開発拠点と中心市街地を結ぶ幹線道路では、安全で歩きやすい歩行環境の整備や拠点間を結ぶルートにふさわしい道路景観の形成を進めます。

(4) 工業拠点

①周辺環境と調和した工業拠点の形成

- 既存の工業団地及び新たに整備される工業団地は、それぞれの産業活動の効率化を促進するため、工業団地と主要幹線道路を結ぶ交通アクセス、利便施設の誘導による周辺環境の改善を図るとともに、企業誘致の促進や企業の撤退・市外流出を抑制する方策の検討を図ります。
- 社会経済状況などを勘案し、必要に応じて新たな工業拠点形成の検討を行います。なお、検討においては、関連する土地利用計画との整合を図り、周辺の生活環境や自然環境に配慮した開発を行うものとしします。

(5) レクリエーション拠点

①利用しやすく、多様なレクリエーションニーズに応じた施設の整備、改善

- 都市レクリエーション拠点は、それぞれの特性を活かし、利用しやすいような施設への改善を進めます。
- 自然・観光レクリエーション拠点は、市民や市外から訪れる人が健康づくりや身近に自然とふれあえる場としての整備や適切な維持管理を進めます。

(6) 歴史観光拠点

① 特色ある観光交流拠点の形成

- 旧伊藤伝右衛門邸、長崎街道内野宿、旧松喜醤油屋などの歴史観光拠点は、拠点性を高めるため、周辺の居住環境・道路空間・樹林地における一体的な景観の保全・創出により、歴史文化学習やふれあいの場としての活用を推進します。

拠点整備の方針図



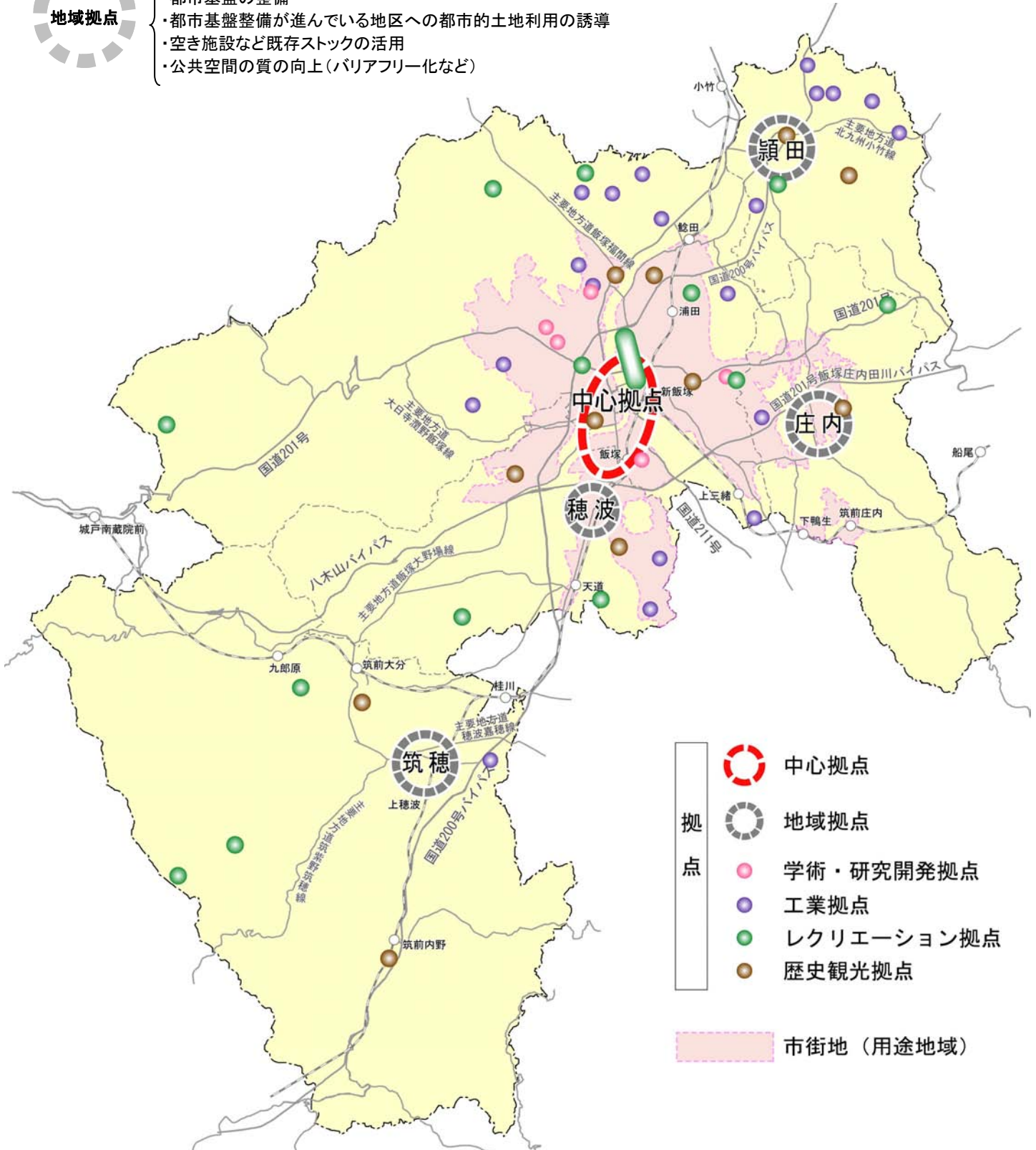
中心拠点

- ・高密度な土地利用の誘導
- ・大規模集客施設など高次な都市機能の重点的な誘導、市街地の整備
- ・商業・業務、医療・福祉機能と複合化した中高層住宅の立地誘導
- ・空き店舗・空地などの既存ストックの活用
- ・公共空間の質の向上（バリアフリー化など）



地域拠点

- ・生活に密着した商業施設、身近な行政施設の誘導
- ・都市基盤の整備
- ・都市基盤整備が進んでいる地区への都市的土地利用の誘導
- ・空き施設など既存ストックの活用
- ・公共空間の質の向上（バリアフリー化など）



- | | |
|------------|--|
| 中心拠点 | |
| 地域拠点 | |
| 学術・研究開発拠点 | |
| 工業拠点 | |
| レクリエーション拠点 | |
| 歴史観光拠点 | |
| 市街地（用途地域） | |

3. 交通ネットワークの方針

3-1 基本方針

都市間の多様な交流活動を促進するとともに、拠点の都市機能や福岡市・北九州市両都市圏の高次都市機能を円滑に受けられるようにするため、交流活動の活性化に資する交通基盤の維持・整備及び公共交通の効率化を図ります。

特に、自動車交通は、産業活動、都市活動、生活、観光の各方面において主要な役割を担っており、今後とも広域流動を支えるネットワークの形成に努めます。

また、「将来の都市の構成」(P36 参照)において示した放射環状型の連携軸(広域骨格軸、都市骨格軸、環状連絡軸)を支える交通ネットワークの形成に向け、各軸に対応した広域都市間幹線道路、都市間幹線道路、都市内幹線道路、及び補助幹線道路を配置し、各々の道路が機能を発揮できるよう、都市計画道路をはじめとした関連する道路の整備を進めます。

その他、公共交通ネットワークの形成を図るため、地域公共交通サービスの確保や交通結節点の機能を充実していきます。さらに、道路空間の質を高めるため、地域資源を生かした回遊性の向上を図るとともに、子どもや高齢者、障がい者など交通弱者の視点に立った、交通施設の改善や道路の維持管理の充実を図ります。

第3章

【道路の位置づけと機能】

軸	位置づけ	機能	主な対象路線	ネットワーク
放射型	広域骨格軸 広域都市間幹線道路	福岡市・北九州市をはじめとした県内各地への流動の主要なルートとして広域的な連携を担う道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 201 号八木山バイパス ・ 国道 201 号飯塚庄内田川バイパス(一部、都市計画道路弁分下三緒線・下三緒多田線) ・ 国道 200 号バイパス(一部、都市計画道路颯田穂波線) 	広域道路ネットワーク
	都市骨格軸 都市間幹線道路	広域都市間幹線道路を補完し、中心拠点及び地域拠点相互を結ぶ放射型の都市骨格を形成するとともに、隣接都市への連携を担う道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 201 号(一部、都市計画道路伊川大谷線) ・ 国道 211 号(一部、都市計画道路菰田鶴三緒線・目尾忠隈線) ・ 主要地方道飯塚福岡線(一部、都市計画道路鯉田中線) ・ 主要地方道(飯塚大野城線、北九州小竹線、筑紫野筑穂線、穂波嘉穂線) など 	
環状型	環状連絡軸 都市内幹線道路	広域都市間幹線道路、都市間幹線道路を補完し、環状型の都市骨格を形成するとともに主に地区間連携を担う道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路(川津相田線、新飯塚花瀬線、菰田幸袋線、片島天道線、立岩下三緒線、柳ヶ谷畝割線、鯉田上三緒線、有井大坪線、安丸道祖線) ・ 一般県道(原稲築線(一部、都市計画道路有安道祖線)) ・ 一般県道(鶴三緒田川線、飯塚穂波線、鯉田停車場有井線、高田天道停車場線、大分太郎丸線) など 	生活道路ネットワーク
—	— 補助幹線道路	各幹線道路を補完し、主に市街地及びその周辺の地域のアクセスなどを担う道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路(相田伊岐須線、枝国小正線、滝ヶ下弁分線、楽市南尾線、南尾平恒工業団地線、南尾平恒山崩線、楽市迂回線、徳前旭町線、柏ノ森忠隈線、下田目尾線、柏木町幸袋線、水洗安丸線、目尾忠隈線の一部、菰田鶴三緒線の一部) ・ 主要地方道大日寺潤野飯塚線 など 	

3-2 主要施策

(1) 道路ネットワークの形成

① 広域道路ネットワークの充実

- 本市と他都市を結ぶ主要な交通軸として、広域移動・広域物流における利便性強化や市内幹線道路における渋滞の解消に向け、国道201号飯塚庄内田川バイパスの整備促進を積極的に働きかけていきます。
- 本市の放射環状道路網の形成に向け、円滑な交通体系の整備を進めていきます。特に、放射型道路網における渋滞の緩和に向け、主要地方道飯塚福間線、一般県道飯塚穂波線の整備促進を積極的に働きかけていきます。

② 生活道路ネットワークの形成

- 市内のどこからでも拠点の生活利便施設を快適に利用できる交通環境の形成を図るため、都市計画道路の計画的な整備・改良を進めます。
- 計画決定されてから長期間未着手のままとなっている都市計画道路については、計画道路周辺の交通網や土地利用の変化などを把握し、整備の方向性を検討します。
- 消火活動・災害復旧活動などを行うことのできる十分なスペースを有する道路など、災害時にも有効に機能する道路の整備を進めます。また、主要交差点の改良、道路の拡幅などによる円滑な交通環境の創出に努めます。

(2) 公共交通ネットワークの形成

① 地域公共交通サービスの確保

- 公共交通が不足している地域での交通手段を確保するため、中心拠点・地域拠点への交通利便性を高める公共交通網の形成を図ります。
- 本市には鉄道、バス、コミュニティバスなどの公共交通があり、それぞれの円滑な運行を支える道路空間の改善（幅員、バス停空間、すみ切りなど）を進めます。
- 歴史資源の教育・観光への活用を促進するため、パークアンドライドや循環バスなど街なかとの連携を高める交通施策の検討を進めます。

② 交通結節点の機能強化

- 駅前広場や主要なバス停などの交通結節点（乗り継ぎ拠点）においては、円滑な乗り継ぎに向けた改善を進めます。
- 駅などの主要な交通施設周辺においては、違法駐車・駐輪対策を行うとともに、必要に応じて駐車場・駐輪場の整備を行います。
- パークアンドライドやキスアンドライドに適した駅前広場の整備を推進することにより、公共交通ネットワークの利便性を高めます。

(3) 道路空間の質の向上

① 地域資源を生かした回遊性の向上

- 既存の道路や緑道、公園、河川敷などを活用し、歩行者や自転車が快適に回遊できる空間を形成します。
- 市外からの来訪者にもわかりやすく快適な観光ができるよう、駅やバスターミナルなどの主要交通施設や観光拠点における案内情報の充実を進めていきます。

② 快適に歩ける道路や人にやさしい交通施設の改善

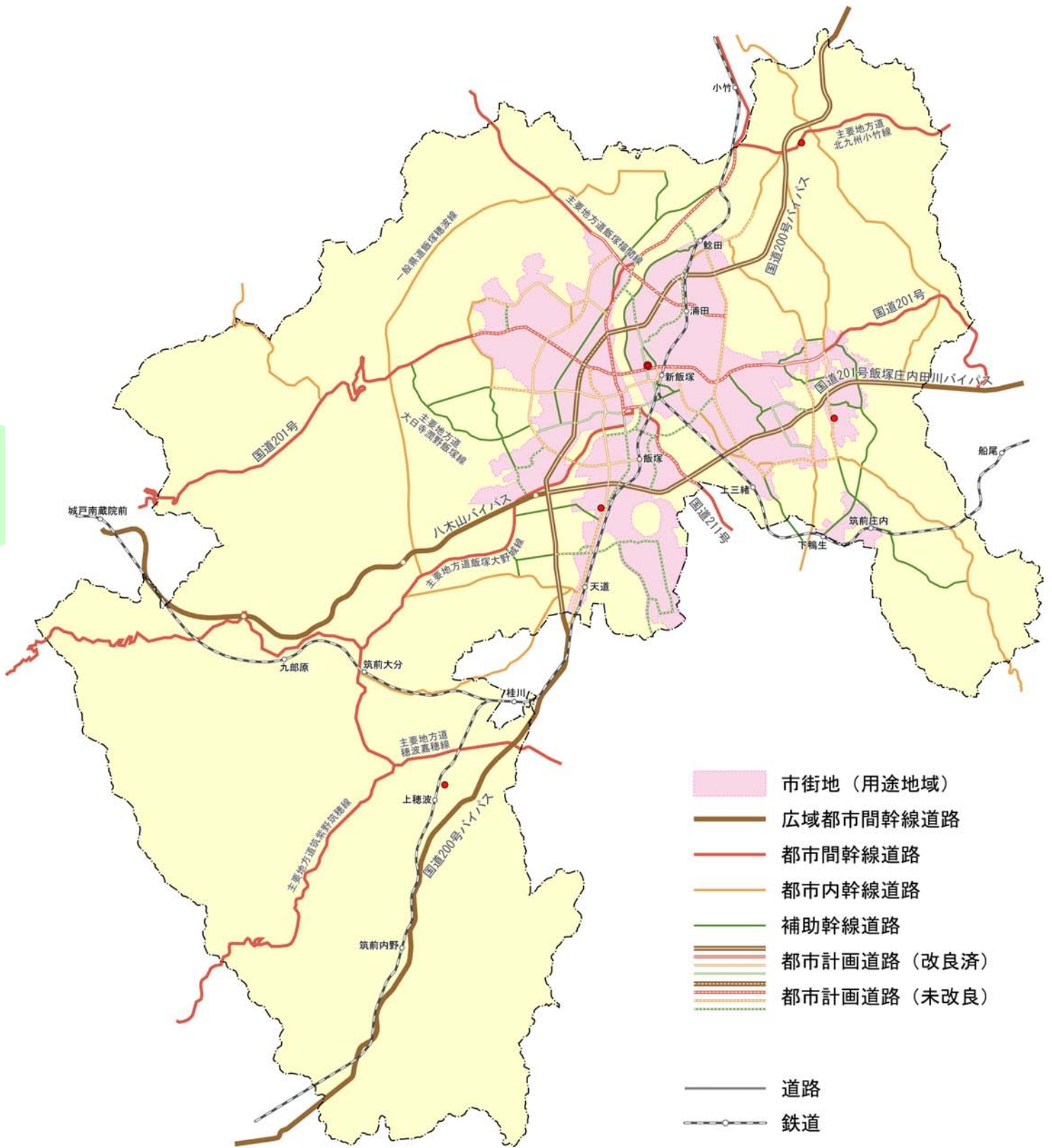
- 通学路などの歩行者交通の多い区間では、歩道の設置・改良により歩行者、自転車、自動車が共存できる道路の整備を進めます。
- 住区内における交通の安全を確保するため、可能な限り通過交通が流入しないよう、必要に応じて周辺道路の整備・改良に取り組みます。
- 駅周辺や中心市街地、地域生活拠点などの人が多く集まる場所において、誰もが安全・快適に移動できるよう、バリアフリー化、違法駐車・駐輪対策、交通安全対策などを進めていきます。

(4) 維持管理の充実

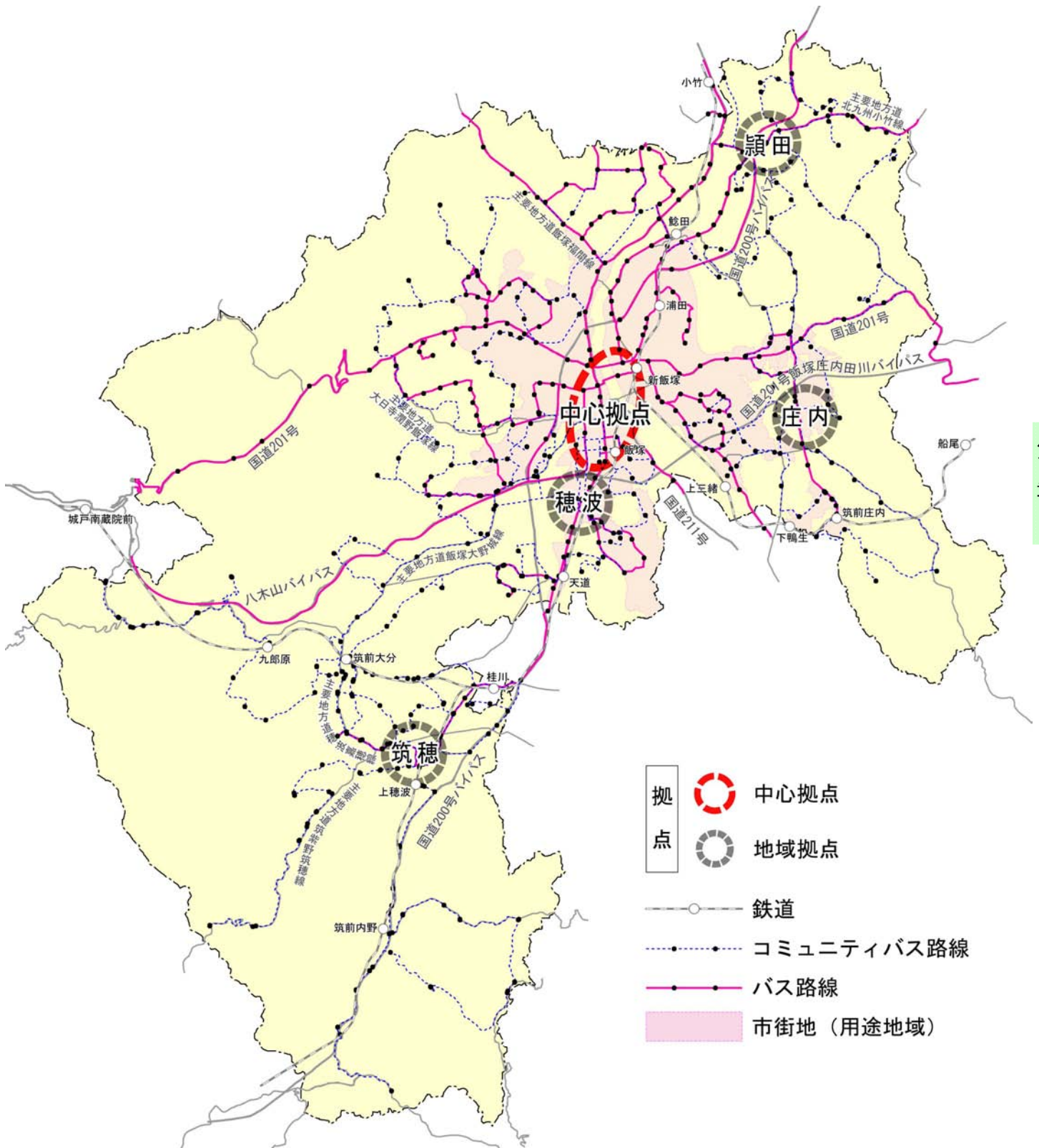
① 協働による道路の維持管理・活用

- 道路整備における計画段階からの市民参加を促すとともに、市民との協働による道路の維持管理を行う仕組みを検討します。
- 道路での美化活動や地域のイベント活用など、道路への愛着が高まるような意識啓発に努めます。

道路ネットワーク方針図



公共交通ネットワーク方針図



第3章

4. 水・緑・歴史のまちづくりの方針

4-1 基本方針

水・緑・歴史が都市空間と融和した個性的な都市づくりに向け、市街地内の身近な公園・緑地を充実させるとともに、次世代に継承すべき自然資源を適切に保全・活用した環境にやさしいまちづくりを進めます。

河川や道路を活用し、市内外の人々が本市の水・緑・歴史に親しみながら市内を回遊し、新たな交流を生み出すまちづくりを目指します。

また、魅力的な街並みが感じられるようにするため、歴史情緒のあるまちづくりの推進や、都市部の活力や郊外部の豊かな自然環境、盆地の山並みや多様な顔を持つ河川などの地域資源を活かした良好な景観の形成を進めます。

さらに、市民に親しまれる自然環境や景観の形成を図るため、地域の意向や要望に応じて市民との協働による保全や維持管理の仕組みづくりを進めます。

4-2 主要施策

(1) 公園・緑地の充実

① 日常的に利用できる身近な公園の充実

- 生活の利便性や快適性を高めるため、飯塚市公共施設等のあり方に関する実施計画との整合を図り、都市公園、開発公園など同じ機能を有する空間の重複整備を避け、適切な配置・整備を進めます。
- 子育てや高齢者・障がい者の生活支援などの取組と連携した利用を図り、誰もが利用しやすいコミュニティの場として、既存の公園・緑地の再整備や公園施設のバリアフリー化などを進めます。

② 身近な緑の保全・創出

- 森林や河川などの自然植生、市街地における公園や街路樹などを含めて、都市に潤いを創出する計画的な緑地環境を保全するため、緑の基本計画を策定します。
- 市街地内の快適性を高めるため、中心拠点や地域拠点では、主要幹線道路や幹線道路における連続的な植樹の形成、オープンスペースの確保に努めます。
- 公園・緑道・河川敷においては、身近な緑にふれる場として利用しやすい整備・改善を進めます。
- 良好な都市環境を形成するため、住民・事業者の理解と協力を得ながら、敷地まわりの緑化を促進します。

(2) 環境にやさしいまちづくりの推進

①優れた自然環境の保全

- 自然環境を保全すべき地域では、自然公園法・森林法に基づく適切な規制を図り、多様な生物の生息空間としての良好な環境を確保していきます。
- 市民や事業者との協働による緑化の推進や保全に向けて、自然環境に関わる情報公開を促進します。

②生態系ネットワークの形成

- 生態系ネットワークの形成を図るため、河川浄化や森林美化活動の促進を図るとともに、山林・里山や河川・ため池における生物の生息環境の保全に努めます。
- 開発に伴う自然環境や生態系への影響に対する市民の理解と関心を高めるため、全市的な自然環境の実態に関する情報の把握や適切な環境アセスメントの実施を促進します。

③健全な水循環を担う排水施設の整備

- 市民の理解と協力を得ながら、公共下水道事業整備区域における未整備区域の整備促進に努めます。
- 公共下水道事業整備区域外においては、今後の人口や土地利用の動向などを見定めながら、農業集落排水、浄化槽など、各地域に最も適した整備を進めます。

④廃棄物処理施設の適切な維持・更新

- 廃棄物処理施設の長寿命化や将来需要に対応した施設整備を検討します。
- リサイクルプラザでは、廃棄物の減量化に向けた資源物の分別徹底を促進するとともに、施設の適切な維持管理を図ります。

⑤ごみの減量化の促進

- 市民一人ひとりのごみ減量化に向けた意識啓発や、堆肥化による農地などへの還元策の検討を促進します。

(3) 歴史を活かしたまちづくりの推進

① 歴史的建造物や伝統的街並みの保全・活用

- 旧伊藤伝右衛門邸周辺や長崎街道内野宿周辺では、歴史的情緒を大切にしたい街並みの形成に努めます。また、多くの人々が歴史に親しむことのできる環境を創出します。

② 歴史資源と一体となった緑の保全

- 寺社林や鎮守の森など、歴史資源と一体となったまとまりのある緑は、風致地区の指定などによる保全を検討します。

(4) 地区特性を活かした景観の形成

① 特色ある都市景観の形成

- 中心拠点では、本市のイメージを代表する質の高い都市景観の形成を図ります。また、地域拠点においても生活利便施設の集積や整備状況にあわせ、それぞれの特性に合った適切な景観整備の検討を進めます。

② 良好な沿道景観の形成

- 国道200号バイパス及び国道201号沿道など、沿道型店舗の出店が多い地域においては、建物の形態や色彩及び屋外広告物などが乱立しないような沿道景観の形成や、良好な道路景観の形成に取り組みます。

③ 個性ある地区景観の形成

- 地区計画が既に定められている地区では、良好な地区景観を維持します。
- 地域を象徴する自然・歴史的要素の保全やそれぞれの良さを感じられる景観整備に向けて、地域の意向に基づき、地区計画の活用などにより、景観のルール化を支援します。
- 優良景観に対する表彰制度の実施を検討するなど、景観や街並みに対する関心を高める取組を進めます。

④ 良好な自然景観の形成

- 都市と自然が共生するまちにふさわしい景観を保持するため、田園集落ゾーンや森林保全・活用ゾーンにおいて、農地、森林、水辺など自然景観要素の保全を図ります。
- 遠賀川や穂波川をはじめとする都市と自然をつなぐ河川・河川敷は、動植物とのふれあいの場や市街地のオープンスペースとして、周辺の土地利用に応じた適切な河川景観の整備を促進します。

(5) 協働による取組の促進

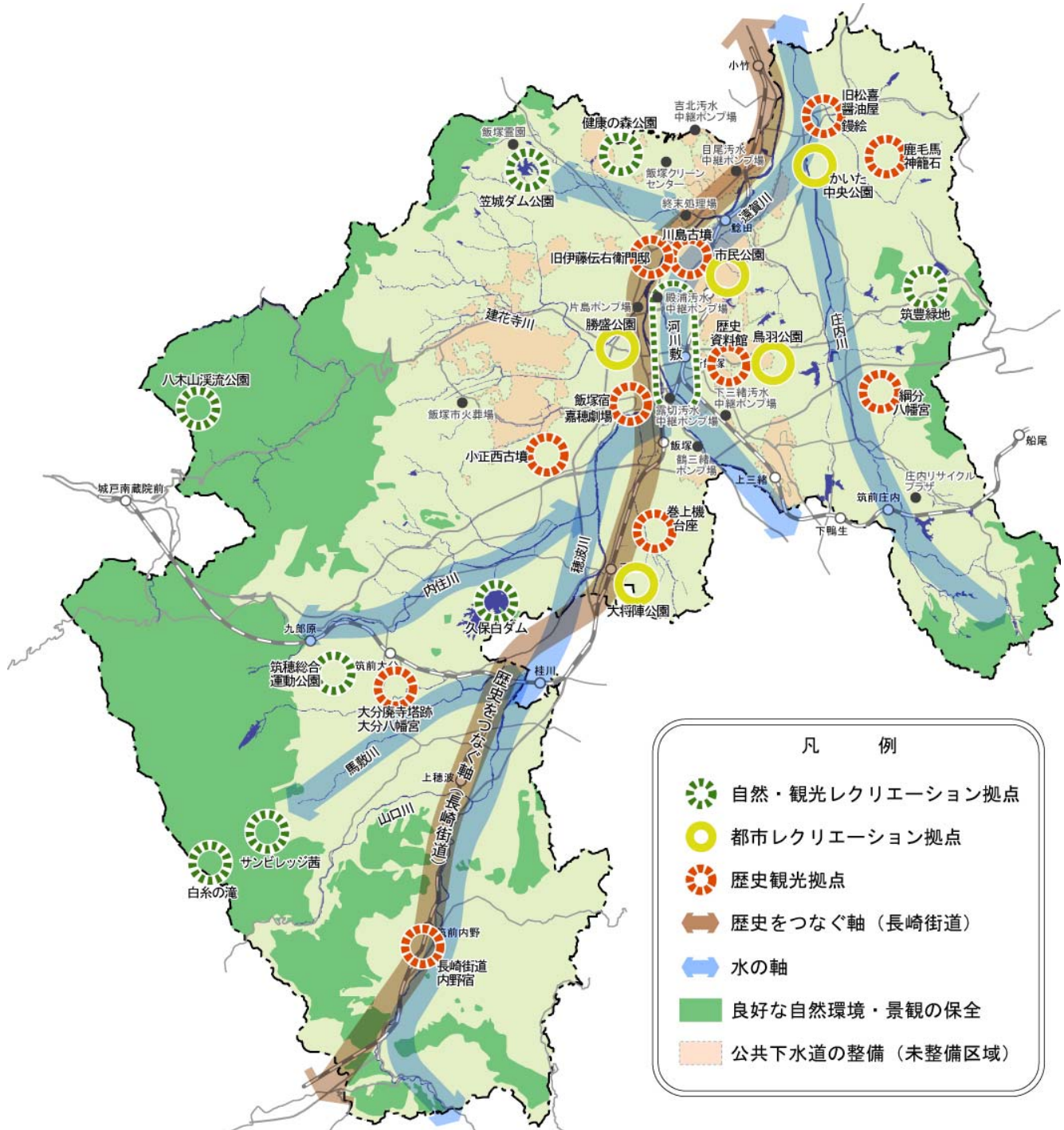
① 地域資源の掘り起こしや啓発活動の促進

- 身近な里山・樹林地、水辺及び歴史的な街並みなどの適切な維持・保全を図るため、市民との協働により、地域に残る魅力ある自然資源、歴史資源の掘り起こしを進めます。また、文化や風土など、それぞれの地域特性にあった資源の保全・活用を検討します。
- 「こどもエコクラブ」などの環境教育の機会拡大を促進し、環境保全への意識が高まるような環境教育、自然体験の場を創出します。あわせて、小中学校における環境教育の充実、家庭向けの環境に関する催しや学習会など環境教育・啓発を促進します。

② 公園などの公共空間の維持管理

- 公園や緑道などがより多く利用されるよう、手入れの行き届いた維持管理については、市民との協働により行う仕組みづくりを検討します。

水・緑・歴史のまちづくりの方針図



第3章

水の軸	<ul style="list-style-type: none"> ・身近に水や動植物に親しめる場づくり ・適切な河川景観の整備促進
歴史をつなぐ軸 (長崎街道)	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物や伝統的街並みの保全・活用 ・歴史資源と一体となった緑の保全
緑の保全軸	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた自然環境の保全・活用 ・河川、里山と一体となった生態系ネットワークの形成

5. 安全で安心して暮らせるまちづくりの方針

5-1 基本方針

子どもや高齢者、障がい者を問わず、すべての人が、地域社会の中で安全で安心して暮らせるようなまちづくりに努めていきます。

また、自然災害や都市災害に強く、災害が起きても被害を最小限に抑えられる防災性の高い都市づくりを進めます。

さらに、良好な居住環境を形成するため、交通安全や防犯対策を進めていきます。

5-2 主要施策

(1) 誰もが快適に利用できる、人にやさしい都市環境の形成

① 施設のバリアフリー

- 誰もが利用しやすい都市環境を形成するため、駅やバスセンターをはじめ、多くの人が利用する公共空間（公園・道路・公共公益施設）では、子どもや高齢者、障がい者など交通弱者の視点から見た施設の点検や改善策の検討などを進めます。
- 公園や公共公益施設における多目的トイレの設置や道路空間における休息空間（ポケットパーク・ベンチ）など、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設の整備に努めます。

(2) 災害に強いまちづくりの推進

① 農地や森林の保全

- 防災性の高い市街地や集落地の形成に向け、災害防止機能を有する農地・森林を保全していきます。

② 総合的な治水対策の推進

- 浸水被害を防止し、水害に強いまちづくりの実現に向けて、記録的な豪雨が将来も起こりうるといった危機意識を常に念頭に置き、近年大きな浸水被害をもたらした河川や浸水被害が多く発生している河川を中心として、国・県管理河川における河川改修を要望するとともに、河川改修に連携した河道や排水路、調整池の整備・改修による総合的な治水対策を推進します。
- 土砂災害や浸水被害の危険性が高い区域について、その危険性の周知と宅地化の抑制を図ります。
- 河川・橋梁・排水施設などの治水事業の推進や災害発生時における情報システムなどの対策を促進します。

③都市防災対策の充実

- 災害に強い市街地形成に向けて、都市施設の適切な配置や建物の不燃化及び耐震化などによる改善を進めるとともに、老朽家屋の建替を促進するため、住民の理解と協力を得ながら、密集住宅市街地の整備改善に向けた検討を行います。
- 飯塚市地域防災計画に基づき、災害時の避難路、避難場所や防災活動に関する情報提供、危機管理体制の充実など、地域の防災拠点施設や関連する都市施設の整備を進めます。
- ライフラインの強化を図るため、道路・橋梁などの交通施設、上下水道施設の長寿命化・耐震化に向けた改善を促進します。

(3)交通安全対策の充実

①生活道路への通過車両の流入抑制

- 安全な生活道路を確保するため、通過交通の流入抑制に向け、広域都市間幹線道路や都市間幹線道路、都市内幹線道路の整備を促進します。
- 集客性の高い施設周辺などでは、地域が主体となって通過交通の流入を抑制するルールの検討を支援します。
- 交通量や生活利便施設の立地状況、自動車、自転車・歩行者の利用状況を踏まえ、必要性の高い道路から歩車分離など交通環境の充実を図ります。

②事故がおきにくい交通環境の整備

- 交通の死角をなくし、事故のおきにくい交通環境の整備を図るため、教育施設や医療・福祉施設周辺を中心に、見通しの悪い交差点や道路、狭い歩道区間、植栽帯の改善を進めるとともに、道路照明灯や反射鏡、横断防止柵の充実に努めます。
- 人が多く集まる施設周辺での事故を抑制するため、事業者と連携・協力し、交通安全対策を推進します。
- 大規模集客施設などの開発においては、道路の環境変化を予測した交通安全対策について適切な指導を行います。

(4)防犯性の高いまちづくりの推進

①都市基盤や公共公益施設の防犯性の強化

- 公園や道路、公共公益施設や駐車場においては、防犯性の高い適切な整備や維持管理を行うとともに、照明灯設置の充実を図ります。

②地域防犯活動への支援

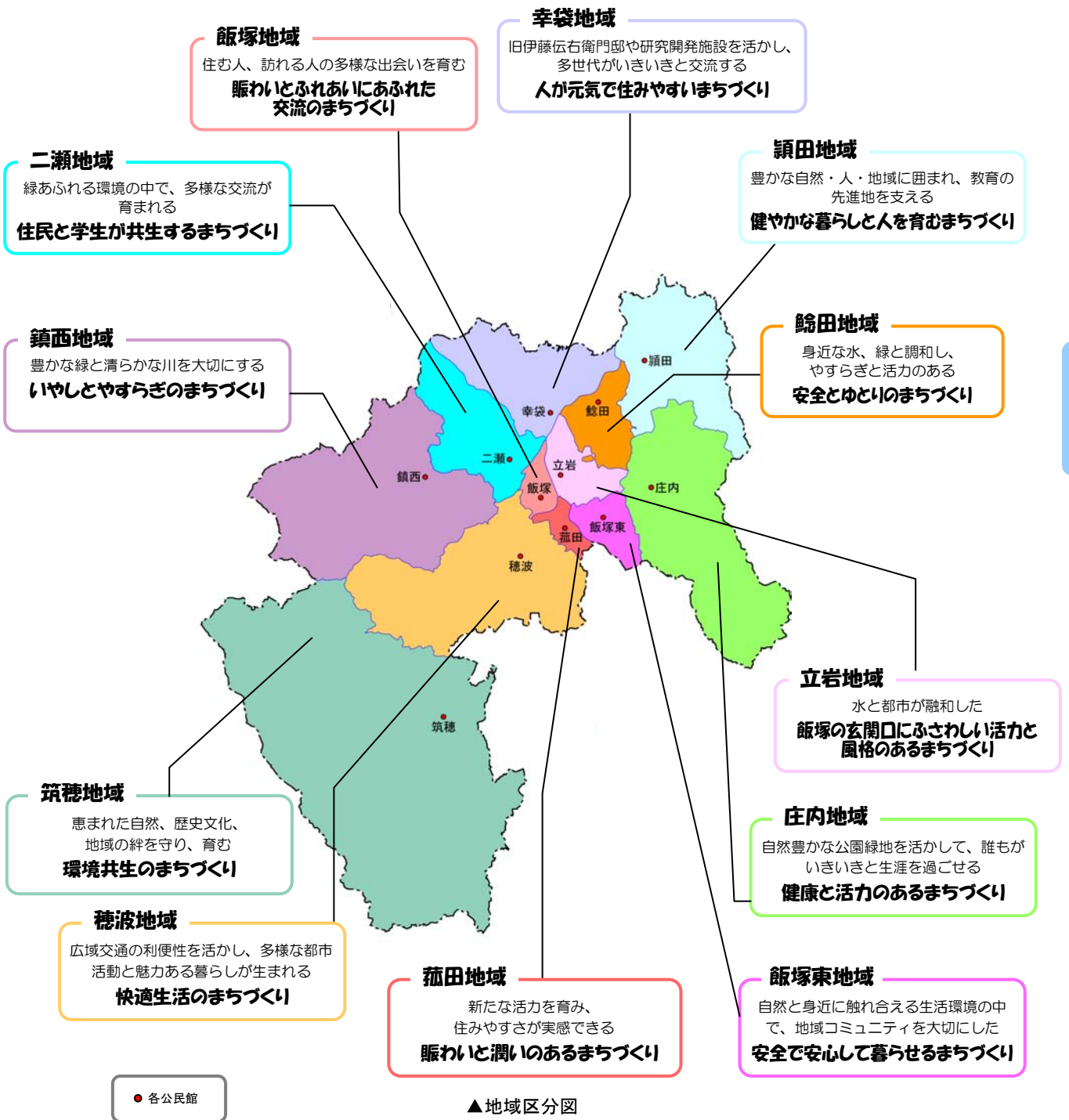
- 地域の防犯性を高めるため、地域住民との協働によるハザードマップの作成や地域の自主的な防犯活動への支援に努めます。

第4章 地域別構想

1. 地域区分

◎都市計画運用指針では、地域の設定について「各地域像を描き施策を位置づける上で適切なまとまりのある空間の範囲とすることが望ましい」とされています。

◎本マスタープランでは「適切なまとまりある空間」として、地域の身近なまちづくり活動が公民館単位で積極的に行われていることから、公民館区分を基本とした地域区分を設定します。



第4章

2. 菰田地域のまちづくり方針

2-1 地域の現況と主要課題

(1) 中心拠点の一翼を担う活力ある地区の形成

- 飯塚駅周辺では、商業・業務機能の集積が弱くなっており、空き地・空き店舗の増加などによって、地域の活力が低下していることから、駅東西市街地の一体性の強化や、中心拠点にふさわしい都市機能の集積を進めることが課題となっています。
- 地域の活力向上を図るため、嘉穂中央高校跡地などの低未利用地の有効利用方策を検討する必要があります。



嘉穂中央高校跡地

＜課題＞

- 中心拠点にふさわしい賑わいの創出
- 駅西側への商業・業務機能の集積強化
- 低未利用地の有効利用

(2) 生活の利便性、防災性を高める交通環境の形成

- 市街地の骨格となっている都市計画道路菰田鶴三緒線、柏ノ森忠隈線、目尾忠隈線が長期未着手となっており、必要性を再検討する必要があります。生活道路についても駅東側で整備が遅れており、生活の利便性や防災性を高めるため、国道201号飯塚庄内田川バイパスへの交通アクセスの改善を図ることが課題です。
- 交通拠点である飯塚駅周辺では、バイパス整備を活かし、広域的な公共交通のネットワーク性を高め、乗り継ぎ環境の強化を図ることが求められています。

＜課題＞

- 都市計画道路の必要性の再検討
- 生活道路の整備・改善
- 交通結節機能の強化
- 広域公共交通ネットワークの充実

（3）親しみやすい水辺や緑の創出

- 遠賀川、穂波川、熊添川、碓川の水辺環境を活かし、親水性を高めていくことが求められています。
- 本地域における公園の人口1人あたりの面積は、他地域と比べ高くなっていますが、未開設の公園も残っており、計画的な公園整備を進めることが課題です。また、開設している公園についても、より利用しやすい施設改善や適切な維持管理が望まれます。
- 一部に公共下水道の未整備区域が残っており、計画的な整備が課題となっています。



五穀神公園

《課題》

- 親水性の高い河川環境の整備
- 身近な公園の整備・改善と適切な維持管理
- 公共下水道の計画的な推進

（4）安全・安心して住み続けられる居住環境の形成

- 本地域では人口減少が著しく、高齢化も進行しており、若者から高齢者まで多世代が住み続けることのできる居住環境の創出が課題となっています。
- 中心拠点の一角を構成する市街地ではありますが、老朽化した木造建築物が密集している地区もあることから、火災や浸水被害といった都市災害に強いまちづくりを進める必要があります。

《課題》

- 街なか居住の促進
- 市街地の耐火性・耐震性の強化
- 避難誘導の強化

2-2 地域の将来像と基本目標

（1）将来像

新たな活力を育み、住みやすさが実感できる
賑わいと潤いのあるまちづくり

（2）地域づくりの基本目標

①多くの人が集う、活気あるまちづくり

- 本地域は、近畿大学九州短期大学、地方卸売市場などの地域資源を有し、古くから街なかの一角を担ってきた地域です。これらの地域資源を活用して、多くの人が集い、商業・業務、流通、学術などの様々な活動が活発に行われるまちを目指します。

②広域交通の利便性を活かした住み続けられるまちづくり

- 飯塚駅を有し、国道 201 号飯塚庄内田川バイパスが東西に通過している広域交通の利便性を活かして、安全・安心で便利な居住環境のあるまちを目指します。

③水辺空間や緑を活かした潤いのあるまちづくり

- 日々の暮らしの中で、遠賀川や穂波川、熊添川、碓川などの水辺空間や五穀神公園など、自然の恵みや楽しさを実感でき、自然と生活が調和した潤いのあるまちを目指します。

2-3 地域のまちづくり方針

(1) 土地利用

- 教育施設が集積する飯塚駅東側の市街地は、低層のゆとりある住宅や中高層住宅を中心とした住宅地として、調和の取れた土地利用を推進します。
- 嘉穂中央高校跡地や実習田などの低未利用地における公共公益施設の設置など、有効利用方策の検討を進めます。
- 飯塚駅西側から地方卸売市場周辺は、中心市街地の一角を担う、賑わいのある商業・業務地として、土地の高度利用、低未利用地の有効利用を促進します。また、店舗、事務所、流通業務施設の重点的誘導を進め、中心拠点の南の玄関口にふさわしい市街地の整備を進めます。
- 北部の複合住宅地では、大規模集客施設の立地を抑制し、周辺の居住環境と調和した生活利便施設、低中層住宅の適切な誘導を進めます。



近畿大学九州短期大学



飯塚駅

(2) 交通ネットワーク

- 都市計画道路のうち、現道のある路線区間については現行の機能を分析するとともに将来需要を把握し、現道のない路線区間については代替となる周辺道路や周辺市街地の状況などを踏まえることにより、必要性の再検討を行います。
- 飯塚駅東側の市街地では、建物の更新と一体的に狭あいな生活道路の改善を進めるとともに、国道211号や小中学校周辺など歩行者交通の多い区間では歩車分離などの改善を進めます。
- 飯塚駅周辺では、事業者との協働により、交通結節機能を高めるためのパークアンドライド、キスアンドライドなど、利用目的に応じた駐車場や乗降場の設置を検討します。



都市計画道路目尾忠隈線



飯塚駅に隣接して整備された駐車場

（3）水・緑・歴史のまちづくり

- 国道 201 号飯塚庄内田川バイパス南側の住宅地では、公共下水道を計画的に整備していきます。
- 身近で利用しやすい公園の計画的整備や、地域住民との協働による維持管理を進めます。五穀神公園では遊具、休憩施設などの施設改善を進めます。
- 遠賀川、穂波川の生物生息環境の維持を図るとともに、熊添川、碓川では市街地内の身近な河川として親水性の向上を図ります。
- 飯塚駅西側の商業・業務地では、賑わいや拠点性を感じることのできる景観形成を図ります。



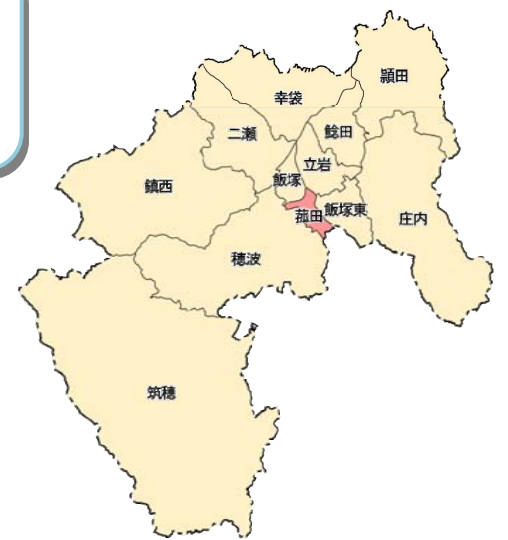
熊添川

（4）安全・安心して暮らせるまちづくり

- 駅周辺や小中学校周辺など多くの人々が利用する道路でのバリアフリー化や、ガードレール・横断防止柵、道路照明灯などの交通安全施設の整備を進めます。
- 商業・業務地では、耐火性、耐震性の高い建物の誘導を進めます。
- 避難地の防災機能を強化するとともに、避難地までの誘導案内の強化に取り組みます。

■地域別まちづくり方針図

菰田地域



【全体】

- 東菰田公園、西菰田公園の計画的な整備推進、地域住民との協働による公園の維持管理
- 避難地までの誘導案内の強化
- 長期未着手となっている都市計画道路の必要性の再検討
- 駅周辺や小中学校周辺など多くの人々が利用する道路でのバリアフリー化、ガードレール・横断防止柵、道路照明灯など交通安全施設の整備

【穂波川】

- 良好な生物生息環境の維持

【複合住宅地】

- 大規模集客施設の立地抑制
- 周辺の居住環境と調和した生活利便施設、低中層住宅の適切な誘導

【熊添川・碓川】

- 市街地内の身近な河川としての親水性向上

【商業・業務地】

- 土地の高度利用や低未利用地の有効利用の促進
- 店舗、事務所、流通業務施設の重点的誘導
- 賑わいや拠点性を感じることのできる景観形成
- 耐火性、耐震性の高い建物の誘導
- 事業者との協働による、利用目的に応じた駐車場、乗降場設置（パークアンドライド、キスアンドライドなど）

【住宅地】

- 低層のゆとりある住宅地や中高層住宅を中心とした住宅地として、調和の取れた土地利用の推進
- 建物の更新と一体となった狭い生活道路の改善
- 避難地の防災機能の強化

【五穀神公園】

- 遊具、休憩施設などの施設改善

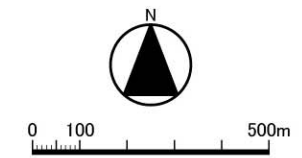
【高校跡地】

- 公共公益施設の設置など有効利用の方策の検討

【国道201号飯塚庄内田川バイパス南側の住宅地】

- 公共下水道の計画的整備

住宅地	学術・研究開発拠点	広域都市間幹線道路
複合住宅地	工業拠点	都市間幹線道路
商業・業務地	レクリエーション拠点	都市内幹線道路
沿道商業地	歴史観光拠点	補助幹線道路
工業地	都市計画公園(開設)	都市計画道路(改良済)
集落地	都市計画公園(未開設)	都市計画道路(未改良)
農地	都市公園(開設)	(都) 都市計画道路(名称)
森林・樹林地	※都市公園(未開設)はなし	(一) 一般県道(名称)
市役所・支所	その他の都市施設	(主) 主要地方道(名称)
公民館	用途地域	水の軸
		歴史をつなぐ軸(長崎街道)



3. 飯塚東地域のまちづくり方針

3-1 地域の現況と主要課題

(1) 定住魅力の高い住宅地の形成

- 丘陵部の住宅地では生活利便施設の集積が弱く、生活利便性が低い状況です。また、大規模な市営住宅があり、老朽化した狭小な住宅が多いことから、適切な改善を図ることが課題です。
- 地区計画が定められた上三緒地区では、良好な居住環境を有する住宅地の維持・保全を図ることが重要です。
- 用途地域に隣接する学頭ポンプ場東側、上三緒工業団地周辺では、宅地化が進行しており、土地利用の適正な規制・誘導が望まれます。



地区計画が定められた住宅地



宅地化の進行する地区

《課題》

- 生活利便施設の適切な誘導
- 市営住宅団地の適切な改善
- 良好な居住環境の保全
- 宅地化が進展している地区への適正な土地利用の規制・誘導

(2) 安全かつ快適な交通環境の形成

- 本地域では、市街地の骨格を形成する都市計画道路鯉田上三緒線、上三緒安丸線、柏ノ森忠隈線が長期未着手となっており、必要性を再検討する必要があります。
- 一般県道飯塚山田線では狭い歩道が多く、歩行者の安全性を高めることも望まれています。
- 斜面地の住宅地では、スロープや階段が多く、身近な避難地も限られているため、休憩場所や避難路の確保も必要です。



一般県道飯塚山田線

《課題》

- 都市計画道路の必要性の再検討
- 緩斜面に広がる住宅市街地にふさわしい歩行環境の形成
- 身近な休憩場所や避難路の確保

(3) 良好な水辺や緑の保全と創出

- 遠賀川沿いの平坦部には、まとまりある農地が広がっており、農業生産環境の維持を図るため、保全する必要があります。
- 優良農地の北側や南部における開発などによる宅地化の進展に対し、適切な抑制が課題です。
- 遠賀川では、自然とのふれあいや散策ができるような河川環境を創出することが求められています。
- 新川では、ごみの投棄や悪臭などの問題があり、排水処理施設の整備にあわせ、市街地に身近な河川として改善することも重要となります。



まとまりある農地

《課題》

- 優良農地の保全
- 遠賀川、新川の環境改善
- 公共下水道の計画的な推進

(4) 災害に強いまちづくりの推進

- 幅員が狭く、救急車両の進入が困難な生活道路があるため、改善が必要です。
- 平成15年の集中豪雨では、低平地で浸水被害に見舞われた経緯があり、浸水対策を強化する必要があります。

《課題》

- 救急車両が通行可能な道路の確保
- 低平地にある住宅地の浸水対策の強化

3-2 地域の将来像と基本目標

(1) 将来像

自然と身近に触れ合える生活環境の中で、地域コミュニティを大切にした
安全で安心して暮らせるまちづくり

(2) 地域づくりの基本目標

①魅力的な居住環境のあるまちづくり

- 地域の絆や支えあいを大切にし、斜面地に広がる戸建て住宅、市営住宅、優良農地に隣接する落ち着いた住宅地など、様々な居住ニーズに対応した魅力的な居住環境のあるまちを目指します。

②バイパス開通を活かした生活利便性の高いまちづくり

- 国道 201 号飯塚庄内田川バイパスの開通を活かし、交通利便性が高く、生活に身近なサービスを受けることのできる生活利便性の高いまちを目指します。

③自然と共生する安全安心なまちづくり

- 遠賀川の自然環境、優良農地、斜面緑地を守り、自然の恵みや楽しさを実感でき、自然と生活との調和を保ちながら、防災性の高いまちを目指します。

3-3 地域のまちづくり方針

(1) 土地利用

- 用途地域の西部、南部における宅地化の進展に対して、適切な用途地域の指定を検討します。
- 丘陵部に広がる低層のゆとりある住宅地や中高層住宅などで構成される住宅地は、良好な眺望を活かした住宅地の形成を促進します。
- 地区計画が定められた上三緒地区では、地区計画に応じた良好な居住環境を維持していきます
- 飯塚市市営住宅ストック総合活用計画に基づき、市営住宅の適切な改善を進めます。
- 国道 201 号飯塚庄内田川バイパス沿いの沿道商業地は、周辺の自然環境や景観に十分配慮し、商業・業務施設、都市型住宅を中心とした土地利用の誘導を進めます。
- 上三緒南部の複合住宅地では、大規模集客施設の立地を抑制し、周辺の居住環境と調和した生活利便施設や低中層住宅の誘導を進めます。
- 上三緒工業団地では、周辺の居住環境に配慮した操業環境を維持していきます。
- 市土保全、水源かん養、郷土景観、土砂災害防止など公益的な機能が発揮されるよう、優良農地、森林、ため池を保全するとともに、宅地化の進行を抑制していきます。



丘陵部の住宅地



上三緒工業団地

(2) 交通ネットワーク

- 都市計画道路のうち、現道のある路線区間については現行の機能を分析するとともに将来需要を把握し、現道のない路線区間については代替となる周辺道路や周辺市街地の状況などを踏まえることにより、必要性の再検討を行います。
- 市街地では、建物の更新と一体的に狭あいな生活道路の改善、車両が離合できる空間の確保を進めます。



国道 201 号飯塚庄内田川バイパス

(3) 水・緑・歴史のまちづくり

- 身近で利用しやすい公園づくりを進めるため、街区公園や広場における地域住民との協働による維持管理を進めます。
- 遠賀川の良好な自然環境の維持やため池の水質改善を図るとともに、新川では市街地内の身近な河川として親水性の向上を図ります。
- 河川の水質改善や居住環境の向上を図るため、上三緒地区での公共下水道未整備区域の計画的整備を進めます。



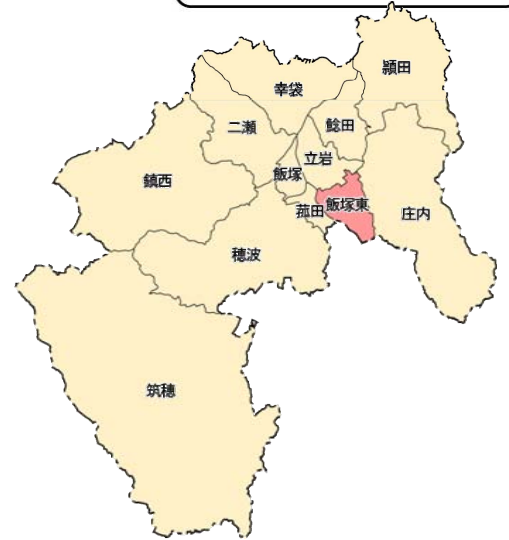
遠賀川（一本木井堰付近）

(4) 安全・安心して暮らせるまちづくり

- 駅周辺や小中学校周辺など多くの人々が利用する道路でのバリアフリー化や、ガードレール・横断防止柵、道路照明灯などの交通安全施設の整備を進めます。
- 避難地の防災機能を強化するとともに、避難地までの誘導案内の強化に取り組みます。
- 土砂災害や水害危険性の高い地域での危険性周知や宅地化の抑制を図ります。

地域別まちづくり方針図

飯塚東地域



- 【全体】**
- 宅地化の進展に対応した用途地域指定の検討
 - 上三緒、下三緒の市営住宅の計画的な改善
 - 駅周辺や小中学校周辺など多くの人々が利用する道路でのバリアフリー化、ガードレール・横断防止柵、道路照明灯など交通安全施設の整備
 - 公共下水道未整備区域の計画的整備
 - ため池の水質改善
 - 長期未着手となっている都市計画道路の必要性の再検討
 - 水害危険性の高い地域での危険性周知や宅地化の抑制
 - 避難地の防災機能や誘導案内の強化

- 【新川】**
- 市街地内の身近な河川としての親水性の向上

- 用途地域指定の検討

- 【遠賀川】**
- 良好な自然環境の維持

- 【国道201号飯塚庄内田川バイパス北側の住宅地】**
- 低層住宅地や中層住宅地の形成
 - 狭い生活道路の改善、車両が離合できる空間の確保
 - 小学校周辺など歩行者交通量の多い区間での歩道整備など歩行者空間の改善
 - 地域住民との協働による公園の維持管理

- 【国道201号飯塚庄内田川バイパス南側の住宅地】**
- 眺望を活かした低層住宅を基本とした緑豊かな住宅地の形成
 - 狭い生活道路の改善、車両が離合できる空間の確保
 - 歩行者交通量の多い区間での歩道整備など歩行者空間の改善
 - 地域住民との協働による公園の維持管理

- 【沿道商業地】**
- 周辺の環境や景観に配慮した、商業・業務施設、都市型住宅を中心とした土地利用の誘導

- 【森林】**
- 地域の活性化や潤いある居住環境に資するよう有効利用の促進

- 【農地】**
- 優良農地の保全
 - 農地利用集積など耕作放棄地の解消策の推進による優良農地の保全

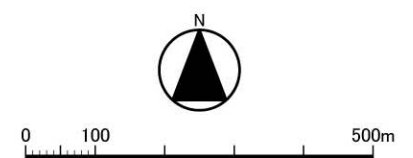
- 【複合住宅地】**
- 大規模集客施設の立地抑制
 - 周辺の居住環境と調和した生活利便施設、低中層住宅の適切な誘導

- 【工業地】**
- 周辺の環境に配慮した操業環境の維持

- 地区計画が定められた上三緒地区の良好な居住環境の維持

- 用途地域指定の検討

住宅地	学術・研究開発拠点	広域都市間幹線道路
複合住宅地	工業拠点	都市間幹線道路
商業・業務地	レクリエーション拠点	都市内幹線道路
沿道商業地	歴史観光拠点	補助幹線道路
工業地	都市計画公園(開設)	都市計画道路(改良済)
集落地	都市計画公園(未開設)	都市計画道路(未改良)
農地	都市公園(開設)	(都) 都市計画道路(名称)
森林・樹林地	都市公園(未開設)	(一) 一般県道(名称)
市役所・支所	※都市公園(未開設)はなし	(主) 主要地方道(名称)
公民館	その他の都市施設	水の軸
	用途地域	歴史をつなぐ軸(長崎街道)



4. 鯉田地域のまちづくり方針

4-1 地域の現況と主要課題

(1) 暮らしやすく活力ある地域の形成

- 鯉田駅周辺や鯉田公民館周辺では生活利便施設の集積が弱く、生活利便性が低い状況です。
- 産業の活性化に向け、鯉田工業団地では、今後、積極的な企業誘致や周辺環境に調和した操業環境を形成する必要があります。
- 北部の鉄道沿線や東部には炭鉱跡地などの低未利用地が広がっており、地域の活性化に資する有効利用を図ることが望まれます。



低未利用地（炭鉱跡地）

《課題》

- 生活利便施設の適切な誘導
- 鯉田工業団地への企業誘致、良好な操業環境の形成
- 炭鉱跡地などの低未利用地の有効利用

(2) 地域の活性化や安全・安心を支える交通環境の充実

- 本地域では、幹線道路の役割を担う都市計画道路鯉田中線、鯉田上三緒線が長期未着手となっており、必要性を再検討する必要があります。
- 飯塚オートレース場周辺では来場車両が住区内を通過するなど、交通安全面で問題を抱えており、住区内への通過車両を抑制することが課題です。また、幹線道路と鉄道との交差部では幅員の狭さなどの問題を抱えています。
- 産業・物流の効率を高めるため、鯉田工業団地と国道200号バイパスとのアクセス確保など基盤整備が必要です。
- 鯉田駅周辺、畝割地区では、狭あいな幅員区間が多く、救急車両の進入、通学路の安全性に問題を抱えており、生活道路の改善を図る必要があります。

《課題》

- 都市計画道路の必要性の再検討
- 飯塚オートレース場、鯉田工業団地から幹線道路へのアクセス道路の整備
- 鉄道交差部の整備・改善
- 生活道路の整備・改善

（3）公園緑地を活かした定住魅力の強化

- 本地域では、近年、人口減少が続いており、多世代が住みたくなるような定住魅力の強化を図ることが課題です。
- 公共下水道が未整備であり、水質の改善を図る上で、生活排水対策が課題となっています。
- 市民公園、旌忠公園などの基幹公園は充実していますが、飯塚第三中学校周辺、畝割地区周辺では身近な公園が不足しているため、公園施設の充実、適切な維持管理が求められています。



市民公園

《課題》

- 定住魅力の強化
- 公共下水道の計画的な推進
- 身近な公園の整備・改善と適切な維持管理

（4）身近な農地や樹林地、河川の保全と活用

- 一般県道鯉田停車場有井線、口の原川島線沿いには、まとまりある農地が広がっており、農業生産環境の維持を図るため、保全する必要があります。
- 市街地内には樹林地も多く、また、遠賀川河川敷ではサイクリング、散策などもできることから、良好な水辺や緑を活かして、潤いある環境の形成が求められます。



まとまりある農地

《課題》

- 優良農地の保全
- 親水性の高い河川環境の創出
- 市街地内に残る樹林地の保全・活用

4-2 地域の将来像と基本目標

(1) 将来像

身近な水、緑と調和し、やすらぎと活力のある
安全とゆとりのまちづくり

(2) 地域づくりの基本目標

①生活利便性が高く、安全で安心な居住環境のまちづくり

- 旌忠公園、市民公園などのレクリエーション施設、工業施設と住宅環境が調和し、身近に生活利便施設が整い、多世代が安全・安心して住み続けることのできるまちを目指します。

②生活や産業の交流が活発なまちづくり

- 国道 200 号バイパスが通過していることによる交通利便性、鯉田工業団地などの地域資源、炭鉱跡地などの低未利用地を活かし、生活・産業の交流活動の活性化に資するまちを目指します。

③やすらぎや潤いを与える自然環境と調和したまちづくり

- 市街地内に残る樹林地、優良農地、遠賀川河川敷などの良好な自然環境と生活・産業が調和し、四季折々の風景が楽しめ、やすらぎや潤いが感じられるまちを目指します。

4-3 地域のまちづくり方針

（1）土地利用

- 国道 200 号バイパス北側の住宅地は、低層のゆとりある住宅地や中高層住宅などで構成される住宅地としての土地利用を推進します。国道 200 号バイパス南側の住宅地は、今後も良好な居住環境を有する低層住宅地としての形成を図ります。
- 身近な生活サービス機能の集積が弱い鯉田駅周辺では、日常生活の利便性を高めるため、生活利便施設の誘導を進めます。
- 鯉田駅東側の一団となった低未利用地は、地域活力を高めるため、有効利用方策の検討を進めます。
- 鯉田公民館西側から国道 200 号バイパス沿いにかけての複合住宅地は、大規模集客施設の立地を抑制し、周辺の居住環境と調和した生活利便施設、中高層住宅の適切な誘導を進めます。
- 鯉田工業団地では、企業誘致を進めるとともに、工場立地後については、周辺の自然環境、居住環境に配慮した操業環境を維持します。
- 鯉田小学校周辺の用途地域外では、宅地化が進行しており、用途地域指定の検討を進めます。



国道 200 号バイパス北側の住宅地



鯉田工業団地

（2）交通ネットワーク

- 鯉田工業団地へのアクセスルートとなる都市計画道路鯉田中線の整備を進めます。その他の都市計画道路は、現道のある路線区間については現行の機能を分析するとともに将来需要を把握し、現道のない路線区間については代替となる周辺道路や周辺市街地の状況などを踏まえることにより、必要性の再検討を行います。
- 市街地では、小中学校周辺など歩行者交通の多い区間でのバリアフリー化など歩行環境の改善を進めます。市街地内の回遊性を高めるため、通学路や主要な公共公益施設を結ぶ道路の拡幅、歩道の整備を進めます。
- 鯉田駅周辺では、事業者との協働により、パークアンドライド、キスアンドライドなどの適切な駐車・駐輪場の整備を進めます。



鯉田駅

(3) 水・緑・歴史のまちづくり

- 遠賀川河川敷を活用し、自然とのふれあいの場として整備・改善を進めます。
- 公共下水道の計画的な整備とともに、浄化槽による排水処理施設の整備を促進します。
- 身近な公園が不足する飯塚第三中学校周辺、畝割地区では、未開設の都市計画公園である、伏原公園や畝割公園の計画的な整備を行い、既存の公園については地域住民との協働による維持管理を進めます。



遠賀川河川敷

(4) 安全・安心して暮らせるまちづくり

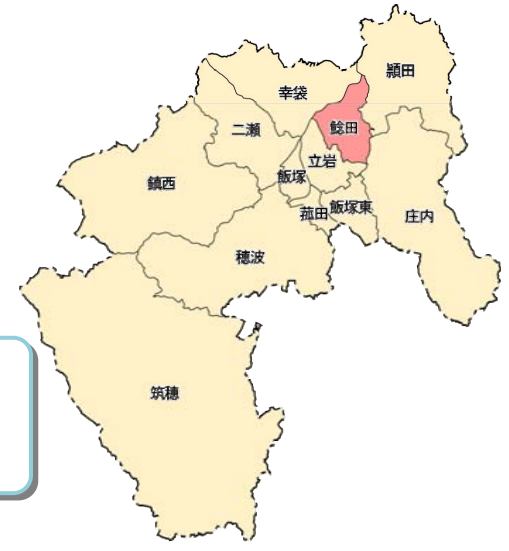
- 土砂災害や水害危険性の高い地域での危険性周知や宅地化の抑制を図ります。
- 幹線道路と鉄道の交差部では、道路拡幅や歩車分離などの交通安全対策、冠水対策の充実に取り組みます。
- 飯塚オートレース場周辺では、住区内への通過車両抑制策を検討していきます。
- 駅周辺や小中学校周辺など多くの人々が利用する道路でのバリアフリー化や、ガードレール・横断防止柵、道路照明灯などの交通安全施設の整備を進めます。



拡幅された歩道

■地域別まちづくり方針図

鯉田地域



- 【全体】**
- 用途地域外における市街化進行地区での用途地域の検討
 - 都市計画道路鯉田中線の整備
 - 長期未着手となっている都市計画道路の必要性の再検討
 - 主要な公共施設を結ぶ連続性ある道路の拡幅、歩道の整備
 - 公共下水道の計画的整備、浄化槽による排水処理施設の促進
 - 土砂災害や水害危険性の高い地域での危険性周知、宅地化の抑制
 - 低未利用地の有効利用方策の検討
 - 駅周辺や小中学校周辺など多くの人が利用する道路でのバリアフリー化、ガードレール・横断防止柵、道路照明灯など交通安全施設の整備

- 【遠賀川河川敷】**
- 自然とのふれあいの場としての整備・改善

- 【国道200号バイパス北側の住宅地】**
- 鯉田駅周辺での身近な生活利便施設の誘導、適切な駐車・駐輪場の整備
 - 低層のゆとりある住宅地や中高層住宅などで構成される住宅地としての土地利用の推進
 - 通学路、主要な公共施設へアクセスする道路の拡幅、歩道、道路照明灯設置などの整備
 - 身近な公園における公園の改善及び地域住民との協働による公園の維持管理
 - 良好な樹林地の保全

- 【農地】**
- 優良農地の保全
 - 宅地化の抑制

- 【複合住宅地】**
- 大規模集客施設の立地抑制
 - 周辺の居住環境と調和した生活利便施設、中高層住宅の適切な誘導

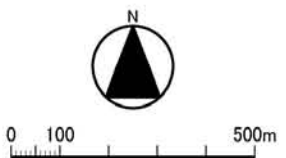
- 【工業地】**
- 企業誘致の推進
 - 周辺の自然環境、居住環境に配慮した操業環境の維持

- 【国道200号バイパス南側の住宅地】**
- 良好な居住環境を有する低層住宅地の形成
 - 幹線道路と鉄道の交差部での交通安全対策や冠水対策の推進

- 緑地の保全

住宅地	学術・研究開発拠点	広域都市間幹線道路
複合住宅地	工業拠点	都市間幹線道路
商業・業務地	レクリエーション拠点	都市内幹線道路
沿道商業地	歴史観光拠点	補助幹線道路
工業地	都市計画公園(開設)	都市計画道路(改良済)
集落地	都市計画公園(未開設)	都市計画道路(未改良)
農地	都市公園(開設)	(都) 都市計画道路(名称)
森林・樹林地	都市公園(未開設)	(一) 一般県道(名称)
市役所・支所	その他の都市施設	(主) 主要地方道(名称)
公民館	用途地域	水の軸
		歴史をつなぐ軸(長崎街道)

- 【飯塚オートレース場周辺】**
- 住区内への通過車両抑制策の検討



5. 幸袋地域のまちづくり方針

5-1 地域の現況と主要課題

(1) 生活利便施設や工業団地の集積を活かした活力ある地域の形成

- 目尾地区では、グリーンヒル、小呉竹、津島、目尾の各工業団地が集積しています。
- 地域資源である飯塚リサーチパーク、目尾工業団地などを活かして、産業の活性化を図る必要があります。
- 幸袋公民館周辺には郵便局、スーパー、商店などの生活利便施設が集積しており、今後も生活利便性を維持していく必要があります。



飯塚リサーチパーク

《課題》

- 飯塚リサーチパークなどの低未利用地の有効利用
- 生活利便性の維持



目尾工業団地

(2) 安全かつ快適な交通環境の形成

- 本地域では都市計画道路目尾忠隈線、菰田幸袋線、下田目尾線などの幹線道路が長期未着手となっており、必要性を再検討する必要があります。
- 小中学校の通学路などでは歩道がない区間があり、生活道路の安全性の確保が望まれています。

《課題》

- 都市計画道路の必要性の再検討
- 生活道路の整備・改善、通学路の安全性の確保



道路標示のある通学路（目尾小学校付近）

（3）産業拠点などへの近接性を活かした定住魅力の強化

- 本地域では人口が減少しており、特に西側の集落地では高齢化が進行しています。研究開発拠点、工業拠点の地域資源を活かし、若者から高齢者まで多世代が住み続けることのできる居住環境の形成が望めます。
- 用途地域外の庄司地区、目尾地区では、既に市街化している地区もあり、良好な土地利用の誘導を図る必要があります。

《課題》

- 多世代が住み続けられる居住環境の形成
- 宅地化が進んでいる地区への適正な土地利用の規制・誘導

（4）親しみやすい水辺や緑、歴史的街並みの創出

- 遠賀川の水辺環境を有効に活用することにより、親水性を高めていくことが望めます。
- 一部に公共下水道が未整備の区域が残っており、計画的な整備が課題となっています。
- 東部の住宅地では、身近に利用できる公園・広場が不足しています。
- 旧伊藤伝右衛門邸、健康の森公園、笠城ダム公園などの地域資源を活かして、多様な交流活動の場となる環境整備を進めることが重要となります。
- 本地域の西部には森林、まとまりある農地が広がっており、自然環境や農業生産環境の維持を図るため、保全する必要があります。
- 市街地や森林にある工業団地では、周辺環境と調和した操業環境を維持していくことが求められます。



旧伊藤伝右衛門邸



健康の森公園

《課題》

- 親水性の高い河川環境の創出
- 公共下水道の計画的な推進
- 身近に利用できる公園・広場の確保
- 良好な自然環境や優良農地の保全

5-2 地域の将来像と基本目標

(1) 将来像

旧伊藤伝右衛門邸や研究開発施設を活かし、多世代がいきいきと交流する
人が元気で住みやすいまちづくり

(2) 地域づくりの基本目標

①産業と暮らしが調和した活力あるまちづくり

- 福岡ソフトウェアセンター、e-ZUKAトライバレーセンターなどの研究開発施設、グリーンヒルなどの工業団地の集積を活かし、産業と暮らしが調和した活力あるまちを目指します。

②子どもから高齢者まで元気に暮らせるまちづくり

- 笠城ダム公園、健康の森公園などを活かして、多世代の多様な交流がいきいきと生まれ、元気に暮らすことのできるまちを目指します。

③環境を大切にしたまちづくり

- 本地域には、多くの工業団地が立地するとともに、市街地背後には良好な農地や自然豊かな森林が残されていることから、都市環境や自然環境を大切にしたまちを目指します。

5-3 地域のまちづくり方針

(1) 土地利用

- 用途地域外において市街化が進行している地区での用途地域指定の検討を進めます。
- 東部の住宅地は、低層のゆとりある住宅地としての土地利用を図ります。
- 南部の住宅地は、低層住宅や中高層住宅を中心とした土地利用を推進します。地区計画が定められた中地区、研究開発地区は、それぞれの地区にふさわしい土地利用を誘導していきます。
- 生活利便施設や住宅が立地している幸袋公民館周辺の複合住宅地は、大規模集客施設の立地を抑制し、周辺の居住環境と調和した生活利便施設や中高層住宅の適切な誘導を進めます。
- 沿道商業地は、商業・業務施設、都市型住宅を中心とした土地利用の誘導を進めます。
- 幸袋、津島、小呉竹の各工業団地が立地する工業地は、周辺環境に配慮した操業環境を維持していきます。また、目尾工業団地については、企業誘致を推進していきます。
- 飯塚リサーチパークでは、研究開発型企业、情報系産業など産業活性化に資する施設の誘導を中心に有効活用を進めます。



沿道商業地



○ ZUKA トライバレーセンター

(2) 交通ネットワーク

- 都市計画道路のうち、現道のある路線区間については現行の機能を分析するとともに将来需要を把握し、現道のない路線区間については代替となる周辺道路や周辺市街地の状況などを踏まえることにより、必要性の再検討を行います。
- 市街地では、小中学校周辺など歩行者交通の多い区間での歩車分離を進めます。
- 市街地内の回遊性を高めるため、主要な公共公益施設を結ぶ連続性ある歩道の整備を進めます。



都市計画道路鯉田中線（主要地方道飯塚福岡線）

(3) 水・緑・歴史のまちづくり

- 遠賀川河川敷では、親水性を高め、水辺で動植物とのふれあいが楽しめるような整備を進めます。
- 公共下水道の計画的な整備とともに、浄化槽による排水処理施設の整備を促進します。
- 東部の住宅地では、公園・広場など身近に利用できる公園・広場の設置や、地域住民との協働による維持管理を進めます。
- 笠城ダム公園、健康の森公園では利用しやすい施設の改善を進めます。
- クリーンセンター、衛生処理場、終末処理場の適切な維持管理とともに、処理施設における長寿命化や将来需要に対応した施設整備の検討を進めます。
- 旧伊藤伝右衛門邸周辺では、歴史情緒を活かした街並みの形成に努めます。



遠賀川河川敷



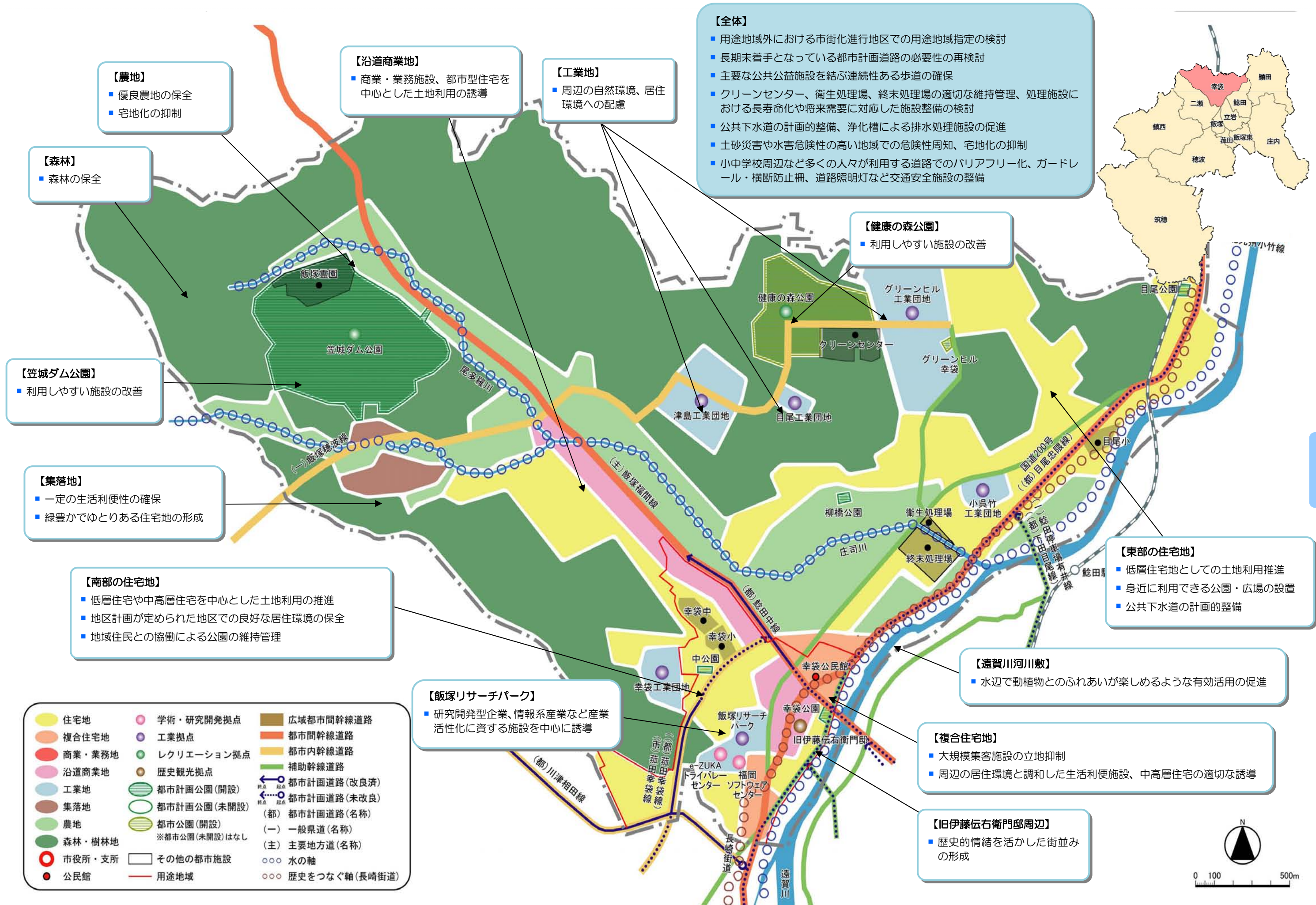
クリーンセンター

(4) 安全・安心して暮らせるまちづくり

- 小中学校周辺など多くの人々が利用する道路でのバリアフリー化や、ガードレール・横断防止柵、道路照明灯などの交通安全施設の整備を進めます。
- 土砂災害や水害危険性の高い地域での危険性周知や宅地化抑制を図ります。



冠水情報の発信装置



【全体】

- 用途地域外における市街化進行地区での用途地域指定の検討
- 長期未着手となっている都市計画道路の必要性の再検討
- 主要な公共公益施設を結ぶ連続性ある歩道の確保
- クリーンセンター、衛生処理場、終末処理場の適切な維持管理、処理施設における長寿命化や将来需要に対応した施設整備の検討
- 公共下水道の計画的整備、浄化槽による排水処理施設の促進
- 土砂災害や水害危険性の高い地域での危険性周知、宅地化の抑制
- 小中学校周辺など多くの人々が利用する道路でのバリアフリー化、ガードレール・横断防止柵、道路照明灯など交通安全施設の整備

【農地】

- 優良農地の保全
- 宅地化の抑制

【沿道商業地】

- 商業・業務施設、都市型住宅を中心とした土地利用の誘導

【工業地】

- 周辺の自然環境、居住環境への配慮

【森林】

- 森林の保全

【笠城ダム公園】

- 利用しやすい施設の改善

【健康の森公園】

- 利用しやすい施設の改善

【集落地】

- 一定の生活利便性の確保
- 緑豊かでゆとりある住宅地の形成

【東部の住宅地】

- 低層住宅地としての土地利用推進
- 身近に利用できる公園・広場の設置
- 公共下水道の計画的整備

【南部の住宅地】

- 低層住宅や中高層住宅を中心とした土地利用の推進
- 地区計画が定められた地区での良好な居住環境の保全
- 地域住民との協働による公園の維持管理

【遠賀川河川敷】

- 水辺で動植物とのふれあいが楽しめるような有効活用の促進

住宅地	学術・研究開発拠点	広域都市間幹線道路
複合住宅地	工業拠点	都市間幹線道路
商業・業務地	レクリエーション拠点	都市内幹線道路
沿道商業地	歴史観光拠点	補助幹線道路
工業地	都市計画公園(開設)	都市計画道路(改良済)
集落地	都市計画公園(未開設)	都市計画道路(未改良)
農地	都市公園(開設)	(都) 都市計画道路(名称)
森林・樹林地	都市公園(未開設)はなし	(一) 一般県道(名称)
市役所・支所	その他の都市施設	(主) 主要地方道(名称)
公民館	用途地域	〇〇 水の軸
		〇〇 歴史をつなぐ軸(長崎街道)

【飯塚リサーチパーク】

- 研究開発型企業、情報系産業など産業活性化に資する施設を中心に誘導

【複合住宅地】

- 大規模集客施設の立地抑制
- 周辺の居住環境と調和した生活利便施設、中高層住宅の適切な誘導

【旧伊藤伝右衛門邸周辺】

- 歴史的情緒を活かした街並みの形成

6. 二瀬地域のまちづくり方針

6-1 地域の現況と主要課題

(1) 住民と学生が共生できる地域の形成

- 地区計画が定められている伊岐須地区や相田地区、九州工業大学地区では、良好な住宅地や文教地区にふさわしい環境の維持・保全を図ることが重要です。
- 用途地域が指定されていない伊川地区や伊岐須地区西部では、住宅・商業・工業用地の混在がみられるため、適切な土地利用を誘導することが課題です。
- 中央部の住宅地では、身近な公園が充実していますが、高齢世帯の増加により維持管理が困難な公園もあるため、維持管理や利用のしやすい施設改善を図ることが求められます。



けやき台団地

《課題》

- 生活利便施設の確保
- 住環境や文教地区環境の維持・保全
- 市街地の状況に応じた用途地域指定の検討
- 身近な公園の改善と適切な維持管理

(2) 人や自転車にやさしい交通環境の形成

- 国道 201 号の渋滞解消に向け、交通の円滑化を図ることが課題となっています。市街地の骨格となっている都市計画道路伊川大谷線（国道 201 号）、相田伊岐須線及び菰田幸袋線の一部が長期未着手となっており、必要性を再検討する必要があります。
- 狭あいだで歩道やガードレールのない生活道路が多く、生活道路の安全性の確保が望まれています。
- 学生などの自転車利用者が多いことから、人や自転車にも配慮した歩行環境の整備が重要です。



都市計画道路伊川大谷線（国道 201 号）

《課題》

- 都市計画道路の必要性の再検討
- 生活道路の整備・改善
- 人や自転車に配慮した歩行環境の創出

（3）憩いや安らぎを感じる自然環境の保全

- 河川や農業用水路に家庭排水が流入しており、水質改善を図るとともに、地域住民が憩うことのできる親水性の向上が求められています。
- 多様な動植物が生息する良好な森林や美しい田園風景、市街地内に残るまとまりある樹林地は、地域住民や学生にやすらぎを与える資源として保全することが課題です。
- 地域の北西部には、まとまりある農地が広がっており、農業生産環境の維持を図るため、保全する必要があります。



学園の森

《課題》

- 地域の実情に応じた排水処理施設整備の推進
- 親水性の高い河川環境の整備
- 優良農地の保全
- 良好な森林、市街地内の良好な樹林地の保全

（4）文教地区にふさわしい落ち着いた景観の形成

- 地区計画の定められている九州工業大学情報工学部周辺では、川津タウンスクエアや川津緑道などの憩い空間を活かし、文教地区にふさわしい街並みの創出を図ることが重要です。
- 景観を阻害する電柱や樹木へ掲示されている違法屋外広告物の規制を図ることも課題となっています。



川津緑道

《課題》

- 地区特性に適した街並み景観の整備・改善
- 違法屋外広告物などの規制強化

6-2 地域の将来像と基本目標

(1) 将来像

緑あふれる環境のなかで、多様な交流が育まれる
住民と学生が共生するまちづくり

(2) 地域づくりの基本目標

①多様なニーズに対応した、住み続けたくなるまちづくり

- 本地域は、学生が多く居住していることから、幅広い世代のニーズに対応した生活利便施設の確保や、文教地区にふさわしい人や自転車を中心とした安全な移動空間など、住民はもとより学生にとっても住み続けたくなるようなまちを目指します。

②多世代の活力が発揮され、多様な交流が育まれるまちづくり

- 小中学校や自治会活動に学生が積極的に参加するなど、地域と学生の多様な交流が行われており、今後も、地域住民の知恵や経験、学生の柔軟な発想や行動力など多世代の活力が発揮されるまちを目指します。

③緑豊かな文教地区にふさわしい落ち着いたあるまちづくり

- 地域外縁部を取り囲む森林や田園風景、大学周辺の樹林地など、緑豊かな環境と調和した文教地区として、落ち着いたある環境が維持されたまちを目指します。

6-3 地域のまちづくり方針

（1）土地利用

- 用途地域外において市街化が進行している地区での用途地域の指定を検討します。
- 舞の浦団地や高雄団地、けやき台などの住宅地は、今後も低層のゆとりある住宅地としての土地利用を推進します。
- 横田や伊岐須地区など、低層や中高層住宅を中心とした住宅地は、周辺環境と調和した良好な住宅地としての土地利用を推進します。
- 集落地では、緑豊かでゆとりある住宅地を形成するとともに、一定の生活利便性を確保していきます。
- 地区計画が定められた伊岐須地区や相田地区は、良好な住宅地としての環境を保全していきます。
- 地区計画が定められた九州工業大学地区では、良好な居住環境や文教地区としての環境を保全するとともに、周辺地区も含め情報産業・学園都市としての景観形成を図ります。
- 店舗、病院、倉庫、住宅などが立地する川津地区や横田地区及び国道201号沿線の複合住宅地は、居住環境との調和を図るため、大規模集客施設の立地を抑制し、周辺の居住環境と調和した生活利便施設や中高層住宅の適切な誘導を進めます。
- 沿道商業地は、周辺の自然環境や景観に十分配慮し、商業・業務施設、都市型住宅を中心とした土地利用の誘導を進めます。
- 後牟田工業団地では、周辺の居住環境に配慮した操業環境を維持していきます。



低層住宅を中心とした分譲地



九州工業大学情報工学部

(2) 交通ネットワーク

- 都市計画道路のうち、現道のある路線区間については現行の機能を分析するとともに将来需要を把握し、現道のない路線区間については代替となる周辺道路や周辺市街地の状況などを踏まえることにより、必要性の再検討を行います。
- 市街地では、狭い生活道路の改善、車両が離合できる空間の確保を進めます。
- 市街地内の回遊性を高めるため、主要な公共施設を結ぶ連続性ある歩道の整備を進めます。



都市計画道路川津相田線

(3) 水・緑・歴史のまちづくり

- 建花寺川や相田川は、市街地内の身近な河川として、親水性の向上を図ります。
- 河川の水質改善や居住環境の向上を図るため、公共下水道の計画的整備を進めるとともに、農業集落排水、浄化槽による各地域に最も適した排水処理施設の整備を促進します。
- 既存の身近な公園は、地域住民との協働により、安全で利用しやすい公園としての改善や維持管理を進めます。
- 九州工業大学東側の学園の森を含む樹林地は、緑や動植物とのふれあい、憩いの場として環境を保全します。
- 情報産業・学園都市にふさわしい街並み景観の整備を推進します。



建花寺川

(4) 安全・安心して暮らせるまちづくり

- 小中学校や大学周辺など多くの人々が利用する道路でのバリアフリー化や、ガードレール・横断防止柵、道路照明灯などの交通安全施設の整備を進めます。

地域別まちづくり方針図

二瀬地域



- 【全体】**
- 用途地域外で市街化している地区での用途地域指定の検討
 - 長期未着手となっている都市計画道路の必要性の再検討
 - 狭あいな生活道路の改善や車両の離合空間の確保
 - 主要な公共公益施設を結ぶ連続性ある歩道の整備
 - 公共下水道の計画的整備、農業集落排水、浄化槽による各地域に最も適した排水処理施設の促進
 - 小中学校や大学周辺など多くの人々が利用する道路でのバリアフリー化、ガードレール・横断防止柵、道路照明灯など交通安全施設の整備

- 【森林】**
- 森林の保全

- 【建花寺川】**
- 市街地内の身近な河川として生態系に配慮した親水性の向上

- 【西部の住宅地】**
- 周辺環境と調和した良好な住宅地としての土地利用の推進
 - 地域住民との協働による安全で利用しやすい身近な公園の改善や維持管理

- 【集落地】**
- 緑豊かでゆとりある住宅地の形成
 - 幹線道路沿道などでの一定の生活利便性の確保

- 【農地】**
- 優良農地の保全
 - 宅地化の抑制

- 【丘陵地の住宅地】**
- 低層のゆとりある住宅地としての土地利用の推進
 - 地区計画が定められた地区での良好な居住環境の保全
 - 地域住民との協働による安全で利用しやすい身近な公園の改善や維持管理

- 【九州工業大学及び周辺】**
- 良好な文教地区としての環境保全
 - 情報産業・学園都市としての景観形成
 - 緑や動植物とのふれあい、憩いの場としての九州工業大学東側樹林地の保全

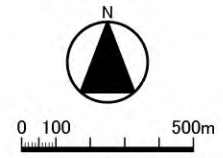
- 【東部の複合住宅地】**
- 大規模集客施設の立地抑制
 - 周辺の居住環境と調和した生活利便施設、中高層住宅の適切な誘導

- 【相田川・大日寺川】**
- 市街地内の身近な河川として生態系に配慮した親水性の向上

- 【工業地】**
- 周辺の居住環境に配慮した操業環境の維持

- 【沿道商業地】**
- 商業・業務施設、都市型住宅を中心とした土地利用の誘導

住宅地	学術・研究開発拠点	広域都市間幹線道路
複合住宅地	工業拠点	都市間幹線道路
商業・業務地	レクリエーション拠点	都市内幹線道路
沿道商業地	歴史観光拠点	補助幹線道路
工業地	都市計画公園(開設)	都市計画道路(改良済)
集落地	都市計画公園(未開設)	都市計画道路(未改良)
農地	都市公園(開設)	(都) 都市計画道路(名称)
森林・樹林地	都市公園(未開設)	(一) 一般県道(名称)
市役所・支所	※都市公園(未開設)はなし	(主) 主要地方道(名称)
公民館	その他の都市施設	〇〇 水の軸
	用途地域	〇〇 歴史をつなぐ軸(長崎街道)



7. 鎮西地域のまちづくり方針

7-1 地域の現況と主要課題

(1) 周辺環境と調和した計画的な土地利用誘導

- 本地域は用途地域が無指定であり、潤野、花瀬、大日寺地区では大規模な分譲団地や小規模開発による宅地化が進行しています。農地や自然環境と調和のとれた市街地形成を図るため、市街地の状況に応じた適正な土地利用の規制・誘導が必要です。
- 大部分が公共下水道整備区域外であるため、計画的な排水処理施設の整備が課題です。
- 近隣住民の利用に資する住区基幹公園が花瀬公園と明星寺公園のみであるため、避難地でもある身近な公園の計画的な整備や適切な維持管理を図ることが求められます。



宅地化の進行する地区

《課題》

- 市街地の状況に応じた用途地域指定の検討
- 地域特性に応じた排水処理施設整備の推進
- 身近な公園の改善と適切な維持管理

(2) 安全かつ快適な交通環境の形成

- 一般県道飯塚穂波線の整備が進められていますが、市街地の骨格となっている都市計画道路伊川大谷線（国道201号）、新飯塚花瀬線が長期未着手となっており、必要性を再検討する必要があります。
- 国道201号は、小中学校の通学路として利用されていますが、大型車の通行も多いため、安全性の確保が望まれています。
- 地域内の生活道路は、狭い区間や通行上の不便さを指摘される箇所が多いため、生活道路の安全性の確保が求められています。



大型車の通行が多い通学路（国道201号）

《課題》

- 都市計画道路の必要性の再検討
- 国道201号の歩行者安全性の確保
- 生活道路の整備・改善

（3）恵まれた優良農地や自然環境の保全

- 河川や農業用水路に家庭排水が流入しており、水質改善を図るとともに、地域住民が潤い、憩うことのできる親水性の向上が求められています。
- 本地域は潤野地区、花瀬地区をはじめ、市内でも比較的農地転用が多い地域です。地域の東部および八木山川沿いには、まとまりある農地が残っており、農業生産環境の維持を図るため、保全する必要があります。
- 地域西部の太宰府県立自然公園をはじめとする森林、河川、ため池などの良好な自然環境やホテルなど貴重な動植物の生息環境の保全を図るとともに、地域住民や団体との協働により自然環境を活かした活動を拡げていくことが望まれています。



まとまりある農地

《課題》

- 優良農地の保全
- 良好な森林資源の保全
- 親水性の高い水辺環境の保全
- 動植物の生息環境の保全

（4）良好な景観や眺望の維持・創出に向けた取り組みの推進

- 市内の多くの場所から望むことのできる龍王山に連なる山並みは、原風景とも言えます。また、八木山地区に広がる里山の風景は、ふるさとも感じさせる景観要素でもあるため、これらの保全に努める必要があります。
- 本地域には、本市の中心市街地を一望できる八木山展望公園をはじめ、溪流公園、花木園などのレクリエーション施設、国指定の天然記念物であるカツラの木などが点在しています。これら資源の利用促進に向けた機能拡充が望まれています。



八木山展望公園からの眺望

《課題》

- 自然や眺望が楽しめるレクリエーション施設の機能充実

7-2 地域の将来像と基本目標

(1) 将来像

豊かな緑と清らかな川を大切にする
いやしとやすらぎのまちづくり

(2) 地域づくりの基本目標

① やすらぎある居住環境のまちづくり

- 郊外の緑豊かな環境を有する一方で、近年では宅地化の進展が見られる本地域では、自然環境の保全を基本に、適切な土地利用誘導を図り、やすらぎある居住環境が確保されたまちを目指します。

② 豊かな自然と田園集落を守り、育むまちづくり

- 太宰府県立自然公園の豊かな緑、ホタルやメダカの生息する清流、田園、自然と調和した集落地など恵まれた自然環境を守り、活用することにより、次世代に受け継ぐまちを目指します。

③ 自然、農業、伝統行事を活かした交流が息づくまちづくり

- 広域アクセス利便性の高い国道201号の交通条件と、八木山溪流公園、農産物直売所、神社、伝統行事などの地域資源を活かして、自然、農業、歴史文化など多様な交流活動が活発なまちを目指します。

7-3 地域のまちづくり方針

(1) 土地利用

- 潤野、花瀬、大日寺地区などの住宅地は、ゆとりある低層の住宅地としての土地利用を推進し、良好な住宅地形成に向けて、用途地域の指定など適切な土地利用規制を検討します。
- 潤野工業団地では、周辺の自然環境や居住環境に配慮した操業環境を維持していきます。
- 八木山や建花寺地区をはじめとした集落地は、緑豊かでゆとりある住宅地を形成するとともに、一定の生活利便性を確保していきます。
- 森林や農地を活かし、レクリエーション、環境学習、農業とのふれあいなど多様な活動の場としての活用を図ります。



低層の住宅地

(2) 交通ネットワーク

- 南北方向の交通利便性の向上を図るため、一般県道飯塚穂波線の整備を促進します。
- 都市計画道路のうち、現道のある路線区間については現行の機能を分析するとともに将来需要を把握し、現道のない路線区間については代替となる周辺道路や周辺市街地の状況などを踏まえることにより、必要性の再検討を行います。
- 通学路や主要な公共公益施設へアクセスする道路の拡幅を進めます。



道路標識がある通学路（潤野小学校付近）

(3) 水・緑・歴史のまちづくり

- 八木山川、建花寺川などは、ホテルやメダカの生態系に配慮した親水性の高い環境の創出とともに水源地の保全を図ります。
- 河川の水質改善や居住環境の向上を図るため、公共下水道の計画的整備を進めるとともに、農業集落排水、浄化槽による各地域に最も適した排水処理施設の整備を促進します。
- 地域全体で身近な公園が不足しているため、緑の基本計画に基づく適切な公園の配置検討や、地域住民との協働による維持管理を進めます。
- 龍王山に連なる山々は、太宰府県立自然公園に指定されている貴重な自然環境であり、良好な山並み景観を保全します。
- 八木山溪流公園や八木山展望公園、花木園などの自然に囲まれたレクリエーション施設の有効活用を図るとともに、周辺の国指定天然記念物カツラの木、六地藏などを巡るハイキングコース、休憩所などの整備を図ります。
- 市街地や山並みへの眺望を阻害する建物、屋外広告物の抑制を進めます。
- 幹線道路沿道では、自然環境、田園環境に配慮し、福岡方面からの主要アクセスルートにふさわしい良好な沿道景観の形成に取り組みます。



八木山溪流公園の清流

(4) 安全・安心して暮らせるまちづくり

- 小中学校周辺など多くの人々が利用する道路でのバリアフリー化や、ガードレール・横断防止柵、道路照明灯などの交通安全施設の整備を進めます。
- 土砂災害や水害危険性の高い地域での危険性周知や宅地化抑制を図ります。



小学校横の横断防止柵

■地域別まちづくり方針図

鎮西地域

- 【全体】**
- 長期未着手となっている都市計画道路の必要性の再検討
 - 通学路や主要な公共施設へアクセスする道路の拡幅
 - 公共下水道の計画的整備、農業集落排水、浄化槽による各地域に最も適した排水処理施設の促進
 - 市街地や山並みへの眺望を阻害する建物、屋外広告物の抑制
 - 自然環境、田園環境に配慮した良好な幹線道路沿道景観の形成
 - 小中学校周辺など多くの人々が利用する道路でのバリアフリー化、ガードレール・横断防止柵、道路照明灯など交通安全施設の整備
 - 土砂災害などの危険性の高い地域での危険性の周知、宅地化の抑制

- 【八木山溪流公園など】**
- 八木山溪流公園や八木山展望公園、花木園などレクリエーション施設の有効活用
 - レクリエーション施設やその周辺の国指定天然記念物カツラの木や穴地蔵などを巡るハイキングコース、休憩所などの整備

- 【森林】**
- 豊かな自然環境の保全・活用
 - レクリエーション、環境学習の場としての活用
 - ホタルやメダカの生息環境の保全・活用
 - 市街地からの良好な山並み景観の保全

- 【一般県道飯塚穂波線】**
- 計画的な整備の促進

- 【八木山川・建花寺川】**
- 生態系に配慮した親水性の高い環境の創出
 - 水源地の保全

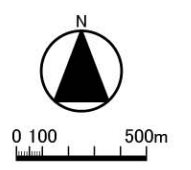
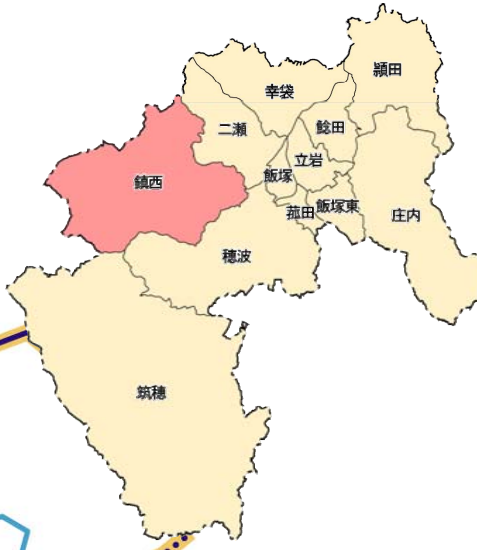
- 【住宅地】**
- ゆとりある低層の住宅地としての土地利用の推進
 - 用途地域の指定など適切な土地利用規制の検討

- 【工業地】**
- 周辺の自然環境や居住環境に配慮した操業環境の維持

- 【集落地】**
- 緑豊かでゆとりある住宅地の形成
 - 幹線道路沿道などでの一定の生活利便性の確保

- 【農地】**
- 優良農地の保全
 - 宅地化の抑制
 - レクリエーション、環境学習、農業とのふれあいの場としての活用

住宅地	学術・研究開発拠点	広域都市間幹線道路
複合住宅地	工業拠点	都市間幹線道路
商業・業務地	レクリエーション拠点	都市内幹線道路
沿道商業地	歴史観光拠点	補助幹線道路
工業地	都市計画公園(開設)	都市計画道路(改良済)
集落地	都市計画公園(未開設)	都市計画道路(未改良)
農地	都市公園(開設)	(都) 都市計画道路(名称)
森林・樹林地	都市公園(未開設)	(一) 一般県道(名称)
市役所・支所	※都市公園(未開設)はなし	(主) 主要地方道(名称)
公民館	その他の都市施設	〇〇〇 水の軸
	用途地域	〇〇〇 歴史をつなぐ軸(長崎街道)



8. 飯塚地域のまちづくり方針

8-1 地域の現況と主要課題

(1) 中心拠点にふさわしい活力・賑わいの再生

- 本地域は、人口減少や中心商業地における空き店舗・空き事務所の増加などにより、街なかの空洞化や経済活力が低下しています。再開発ビルや文化施設との連携を図りながら、住む人や訪れる人の多様な交流を育み、都市の歴史文化を楽しめるような、賑わいのある街なかを創出することが課題です。



本町商店街

《課題》

- 空き地・空き店舗などの有効利用
- 中心拠点にふさわしい賑わいの創出
- 商業・業務機能の集積強化

(2) 人にやさしく円滑な交通環境の形成

- 国道200号バイパスでは立体交差事業が進められていますが、幹線道路である都市計画道路伊川大谷線、目尾忠隈線や、片島天道線、新飯塚潤野線の一部が長期未着手となっており、必要性を再検討する必要があります。
- 歩道や生活道路に幅員が狭い区間があるため、歩車共存道路など中心拠点にふさわしい円滑で安全な交通環境の整備を進めることが課題です。



国道200号バイパス

- 中心市街地周辺では、バス、一般車両が集中するとともに、路上駐車により、交通の円滑性を欠く箇所もあります。

《課題》

- 都市計画道路の必要性の再検討
- 歩道や生活道路の整備・改善
- 路上駐車への対応や交通結節機能の強化

(3) 安全で利便性に優れた街なか居住の推進

- 近年、分譲型の集合住宅建設も見られることから、若者から高齢者まで多世代が歩いて暮らせる便利な居住環境の改善に資する整備が望まれます。
- 河川周辺の低平地には、老朽化した木造建築が密集する街区や、イイツカコスモスコモン、嘉穂劇場など多様な拠点施設が集積しており、水害や都市災害に強いまちづくりを進める必要があります。



イイツカコスモスコモン

《課題》

- 街なか居住の促進
- 市街地の防災性強化
- 身近な避難地の整備・見直し

(4) 地域資源を活かした都市景観の創出

- 多くの人々が集まる地域であるため、主要な公共施設、河川までの案内誘導など歩き回ることが楽しくなるような移動環境の創出が課題となります。
- 飯塚緑道、長崎街道を活かし、中心商業・業務地にふさわしい景観の形成が望まれます。
- 本地域には、イイツカコスモスコモン、嘉穂劇場などの拠点施設がありますが、個々に立地しているため地域全体として文化性や歴史性が感じられにくい状況です。これらの資源を活かして、飯塚らしさが感じられる連続性ある都市景観の創出を図ることが求められます。



飯塚緑道

《課題》

- 歩き回ることが楽しくなる移動環境の創出
- 長崎街道の有効利用
- 飯塚らしさを感じさせる都市景観の創出

8-2 地域の将来像と基本目標

（1）将来像

住む人、訪れる人の多様な出会いを育む
賑わいとふれあいにあふれた
交流のまちづくり

（2）地域づくりの基本目標

①多くの人の交流を育む賑わいあるまちづくり

- 本地域は、商業・業務、文化、医療などの都市機能が集積しており、中心拠点として多くの人々が集まる地域であるため、人々の集まりから生まれる多様な交流をさまざまな場において育み、活力あるまちを目指します。

②安全で快適な生活のできるまちづくり

- 多様な都市機能の集積を活かして、生活利便性が高く、水、緑、歴史とふれあえる環境を創出し、街なか居住を進めることにより、多世代が住み続けることのできるまちを目指します。

③豊富な文化資源を活かし、街なか文化を創造、発信するまちづくり

- 商店街、長崎街道をはじめ、イイツカコスモスコモン、嘉穂劇場など本市を代表する拠点施設を活かして、新たな街なか文化を創出し、その発信源として機能するようなまちを目指します。

8-3 地域のまちづくり方針

(1) 土地利用

- 多くの寺社が立地する西徳前などの住宅地は、周辺の緑と調和し、低層住宅と中高層住宅を中心とした住宅地として維持します。
- 中心商店街が立地する商業・業務地は、地元商店街、大学などの連携による活性化の取組みが進んでいます。今後も地域の創意工夫に基づく魅力ある商店街づくりへの支援や、商店街の連続性を高め、魅力と賑わいがあり、ゆっくり時間を過ごすことのできる商業地の形成を図ります。また、筑豊地域の経済を牽引する賑わいのある中心拠点として、既存ストック、民間活力を活かし、業務、娯楽、介護・文化・情報などの新たな都市型産業、生活利便施設を誘導するとともに、街なか居住にふさわしい都市型住宅や高齢者・障がい者にとって住みやすい住宅の誘導、低未利用地の有効利用などによる土地の高度利用を促進します。
- 主要地方道大日寺潤野飯塚線沿いの沿道商業地や、国道200号バイパス、国道201号、211号沿いの複合住宅地では、大規模集客施設の立地を抑制し、周辺の居住環境と調和した商業・業務施設、都市型住宅を中心とした土地利用の誘導を進めます。



市街地再開発ビル（あいタウン）



沿道商業地

(2) 交通ネットワーク

- 主要交差点の改良を進めます。都市計画道路のうち、現道のある路線区間については現行の機能を分析するとともに将来需要を把握し、現道のない路線区間については代替となる周辺道路や周辺市街地の状況などを踏まえることにより、必要性の再検討を行います。
- 通学路や主要な公共公益施設へアクセスする道路の拡幅を進めます。
- 違法駐車・駐輪対策の強化をはじめ、歩車共存道路の整備、狭い生活道路の改善、主要な歩行者ルートとなる区間でのバリアフリー化などの改善を進めます。
- 西鉄バスセンター、飯塚緑道、遠賀川河川敷、イヅカコスモスコモン、嘉穂劇場を楽しく回遊できるように歩行路面や案内情報の充実を図ります。



交差点改良によって整備された小広場



情報案内板

(3) 水・緑・歴史のまちづくり

- 片島公園、稲荷公園の計画的整備とともに、地域住民との協働により、利用しやすい公園としての維持管理を進めます。飯塚緑道は、植栽などの維持管理に努め、都市景観の向上に配慮した整備を図ります。勝盛公園は、バリアフリー化や芝生広場の整備など、利便性・景観・都市防災などに配慮した整備を図ります。
- 商業・業務地では、歴史情緒や賑わいを感じることのできる景観形成を図ります。



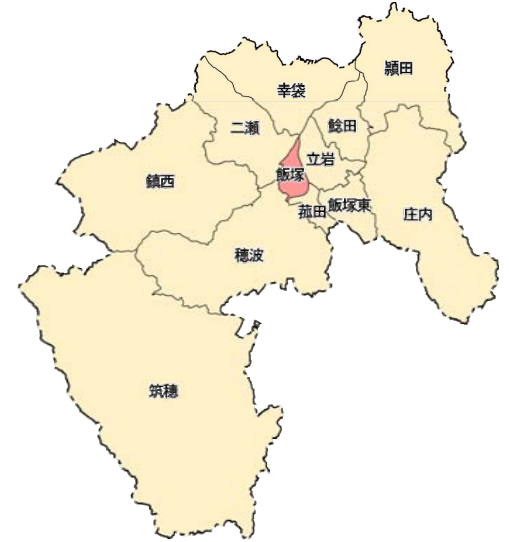
勝盛公園

(4) 安全・安心して暮らせるまちづくり

- 老朽化した木造建築が密集する地区での計画的な市街地改善を進めます。
- 商業・業務地、沿道商業地では、耐火性、耐震性の高い建物の誘導を進めます。
- 避難地である小学校、公園の防災機能を強化するとともに、避難地までの誘導案内の強化に取り組みます。
- 小学校周辺など多くの人々が利用する道路でのバリアフリー化、ガードレール・横断防止柵、道路照明灯など交通安全施設の整備を進めます。

■ 地域別まちづくり方針図

飯塚地域



- 【全体】**
- 主要交差点の改良
 - 長期未着手となっている都市計画道路の必要性の再検討
 - 違法駐車・駐輪対策の強化や歩車共存道路の整備
 - 狭あいな生活道路の改善
 - 主要な歩行者ルートとなる区間でのバリアフリー化、公共公益施設を楽しく回遊できる歩行路面の整備、案内情報の充実
 - 片島公園、稲荷公園の計画的整備、地域住民との協働による公園の維持管理
 - 避難地である小学校、公園の防災機能の強化
 - 避難地までの誘導案内の強化
 - 小学校周辺など多くの人々が利用する道路でのバリアフリー化、ガードレール・横断防止柵、道路照明灯など交通安全施設の整備

- 【複合住宅地】**
- 大規模集客施設の立地抑制
 - 周辺の居住環境と調和した商業・業務施設、都市型住宅を中心とした土地利用の誘導

- 【勝盛公園】**
- バリアフリー化や芝生広場の整備など、利便性・景観・都市防災などに配慮した整備

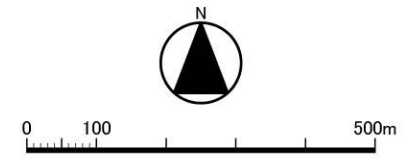
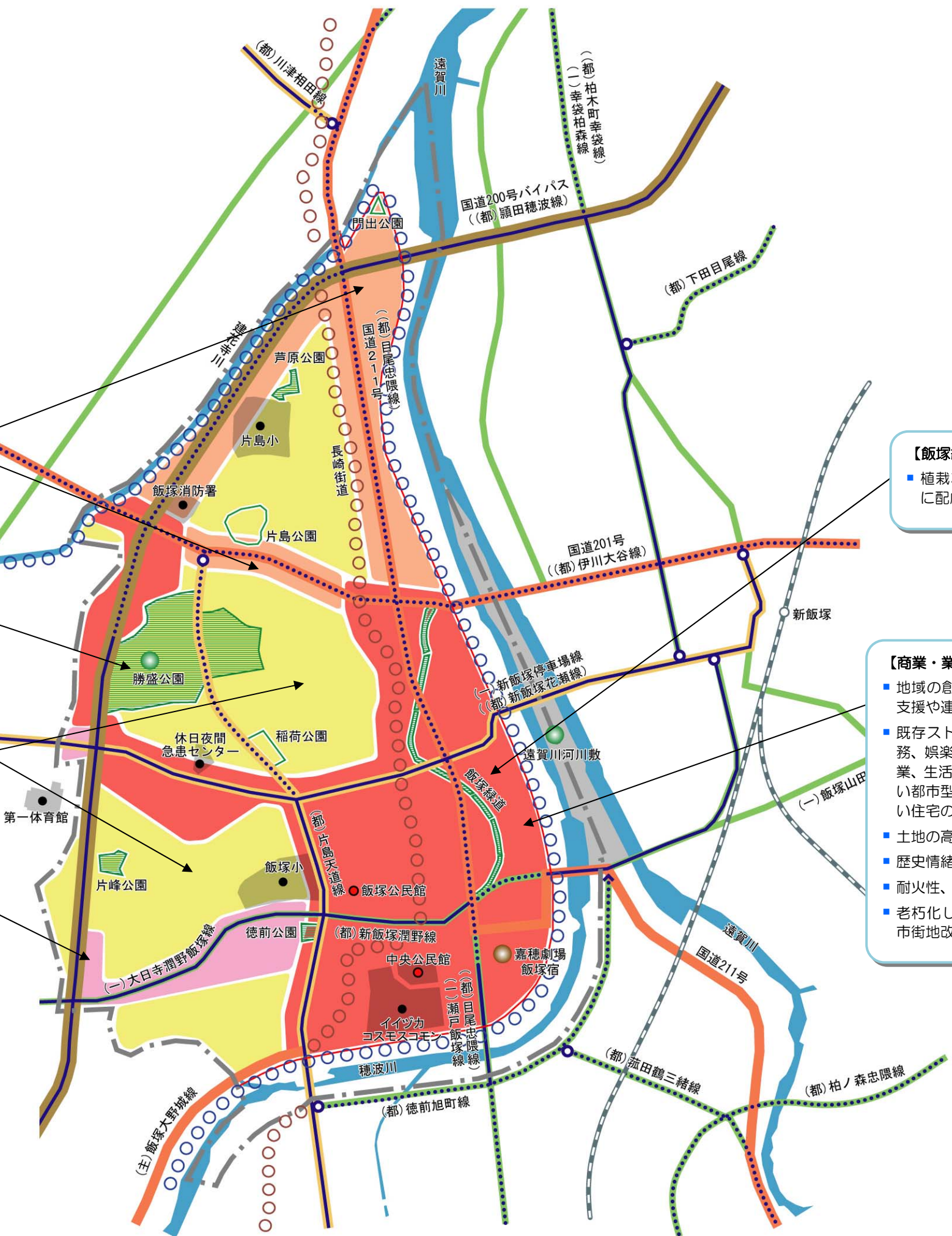
- 【住宅地】**
- 周辺の緑と調和した良好な住宅地としての維持

- 【沿道商業地】**
- 周辺の居住環境に配慮し、商業・業務施設、都市型住宅を中心とした土地利用の誘導
 - 耐火性、耐震性の高い建物の誘導

- 【飯塚緑道】**
- 植栽などの維持管理による都市景観の向上に配慮した整備

- 【商業・業務地】**
- 地域の創意工夫に基づく魅力ある商店街づくりの支援や連続性ある商店街の形成
 - 既存ストックや民間活力を活かした商業施設、業務、娯楽、介護・文化・情報などの新たな都市型産業、生活利便施設の誘導、街なか居住地にふさわしい都市型住宅、高齢者・障がい者にとって住みやすい住宅の誘導
 - 土地の高度利用や低未利用地の有効利用の促進
 - 歴史情緒や賑わいを感じることのできる景観形成
 - 耐火性、耐震性の高い建物の誘導
 - 老朽化した木造建築が密集する地区での計画的な市街地改善

住宅地	学術・研究開発拠点	広域都市間幹線道路
複合住宅地	工業拠点	都市間幹線道路
商業・業務地	レクリエーション拠点	都市内幹線道路
沿道商業地	歴史観光拠点	補助幹線道路
工業地	都市計画公園(開設)	都市計画道路(改良済)
集落地	都市計画公園(未開設)	都市計画道路(未改良)
農地	都市公園(開設)	(都) 都市計画道路(名称)
森林・樹林地	※都市公園(未開設)はなし	(一) 一般県道(名称)
市役所・支所	その他の都市施設	(主) 主要地方道(名称)
公民館	用途地域	水の軸
		歴史をつなぐ軸(長崎街道)



9. 立岩地域のまちづくり方針

9-1 地域の現況と主要課題

(1) 中心拠点にふさわしい活力・賑わいの再生

- 本地域には、市役所、合同庁舎、近畿大学産業理工学部など拠点施設が立地しています。多くの人々が集まる中心拠点の一角を担う地域として、総合行政、広域情報発信、広域交流、学術・研究など高次な都市機能を維持するとともに、南部、新飯塚駅周辺の低未利用地については、広域交通の利便性を活かし、有効活用することが課題となっています。
- 駅西側の商店街では、中心市街地にふさわしい賑わいの創出が望まれます。



市役所本庁舎

《課題》

- 商業・業務機能の集積強化
- 低未利用地の有効利用
- 中心拠点にふさわしい賑わいの創出

(2) 人にやさしく円滑な交通環境の形成

- 中心拠点にふさわしい円滑な交通環境を創出することが求められますが、幹線道路である都市計画道路伊川大谷線、鯉田上三緒線、立岩下三緒線、下田目尾線が長期未着手となっており、必要性を再検討する必要があります。
- 高次都市機能が集積し、多くの人が集まり、教育施設が充実している地域であるため、生活道路の整備・改善や、駅・バス停などの交通結節点での機能強化を図るとともに、人にやさしい歩行環境の創出が求められます。



都市計画道路新飯塚花瀬線

《課題》

- 都市計画道路の必要性の再検討
- 生活道路の整備・改善
- 交通結節機能の強化
- 人にやさしい歩行環境の創出



カラー舗装による歩車分離

（3）交通利便性を活かした安全で快適な街なか居住の推進

- 新飯塚駅周辺では、都市型住宅の建設などにより、人口が増加している地域も見られます。今後も、広域交通の利便性を活かし、生活利便性の高い定住環境の形成が望まれます。
- 高次都市機能の集積する地区であるため、自然災害や都市災害に強い市街地形成を図る必要があります。住宅地や商業・業務地では、未整備の公園が残っていることから、避難地、避難誘導の強化が課題となっています。



新飯塚駅西口

《課題》

- 街なか居住の促進
- 身近な公園の整備・改善と適切な維持管理
- 市街地の防災性強化
- 避難地、避難誘導の強化



防災センター

（4）水、緑を活かした良好な都市空間の創出

- 飯塚市を代表する憩いの場として遠賀川中の島が整備されました。花などの彩りを添えるなど、より魅力的な親水空間としての環境を整える必要があります。
- 遠賀川、新川の水辺環境や市街地内に残る樹林地を活かし、定住魅力の高いまちづくりを進める必要があります。



遠賀川中の島

《課題》

- 親水性の高い河川環境の整備
- 市街地内に残る樹林地の保全・活用

9-2 地域の将来像と基本目標

（1）将来像

水と都市が融和した
飯塚の玄関口にふさわしい活力と風格のあるまちづくり

（2）地域づくりの基本目標

①多くの人々の交流を育む活力あるまちづくり

- 本地域は、総合行政、医療・福祉、教育文化、学術・研究など、筑豊地域を代表する高次な都市機能が集積し、中心拠点として多くの人々が集まる地域であるため、人々の集まりから生まれる多様な交流をさまざまな場において育み、活力あるまちを目指します。

②生活利便性が高く、安全で安心な居住環境のあるまちづくり

- 高次な都市機能が集積し、広域圏からの交通利便性も高いことから、生活利便性が高く、安全で安心な居住環境が確保されたまちを目指します。

③水と緑の自然環境と調和したまちづくり

- 本市の玄関口である新飯塚駅を活かし、賑わいや拠点性の感じられる景観の創出や、遠賀川と都市とが調和し、落ち着きのある文教環境が維持されたまちを目指します。

9-3 地域のまちづくり方針

（1）土地利用

- 近畿大学産業理工学部をはじめ、高校、ポリテクセンターなど教育施設の充実する本地域では、周辺の自然環境豊かな緑、教育施設と調和した良好な居住環境を維持します。
- 長期未着手となっている立岩・川島土地区画整理事業については、地元の意向を踏まえるとともに、今後の土地利用の状況、費用対効果など総合的な視点から見直しなどの検討を進めます。
- 国道201号南側の住宅地では、ゆとりある低層住宅、中高層住宅で構成される良好な居住環境の維持や、地域活力を高めるための低未利用地の有効利用の検討を進めます。
- 国道200号バイパス沿いの複合住宅地では、大規模集客施設の立地を抑制し、周辺の居住環境と調和した生活利便施設、都市型住宅の誘導を図ります。
- 多くの行政施設が集積する芳雄町、新飯塚、新立岩にかけての商業・業務地は、商業・業務、総合行政、広域情報発信、都市型産業など高次な都市機能を維持するとともに、都市型住宅の誘導などにより土地の高度利用を促進します。
- 新飯塚駅東側の低未利用地は、商業・業務地として、中心市街地の賑わい、定住魅力の増大に資する土地利用を進めます。駅西側の商店街は、東側の商業・業務地との連携を高め、飯塚病院・市役所方面への連続性ある商店街としての再生を図ります。
- 沿道商業地では、周辺環境に配慮し、商業・業務施設、都市型住宅を中心とした土地利用の誘導を進めます。



近畿大学産業理工学部



沿道商業地

（2）交通ネットワーク

- 主要交差点の改良を進めます。都市計画道路のうち、現道のある路線区間については現行の機能を分析するとともに将来需要を把握し、現道のない路線区間については代替となる周辺道路や周辺市街地の状況などを踏まえることにより、必要性の再検討を行います。
- 新飯塚駅前広場を起点に、商店街、主要な公共公益施設を結ぶ歩行者ルートにおいて、地域住民との協働により、休憩空間の確保に努めます。



整備された一般県道飯塚山田線

- 街なかの回遊性を高めるため、新飯塚駅、歴史資料館、ハローワークなどの主要公共公益施設、遠賀川中の島を楽しく回遊できるような歩行路面や案内情報の充実を図ります。
- 駅周辺では、事業者との協働により、パークアンドライド、キスアンドライドなどの適切な駐車・駐輪場の整備を進めます。

(3) 水・緑・歴史のまちづくり

- 旌忠公園などの身近な公園の計画的な改善や、未開設である立岩公園、春ヶ丘公園、立石公園、立石北公園の計画的な整備を進めるとともに、地域住民との協働により、安全で利用しやすい公園としての維持管理を進めます。
- 商業・業務地では、中心拠点にふさわしい質の高い都市景観の形成を図ります。新飯塚駅周辺は、駅舎・駅前広場を活かし、飯塚の玄関口にふさわしい景観の形成を図ります。
- 遠賀川河川敷では、多くの人々が水辺に親しむことのできる憩いの空間を創出するとともに、自然とのふれあいやサイクリング、市街地のオープンスペースとして適切な河川景観の整備を促進します。



旌忠公園

(4) 安全・安心して暮らせるまちづくり

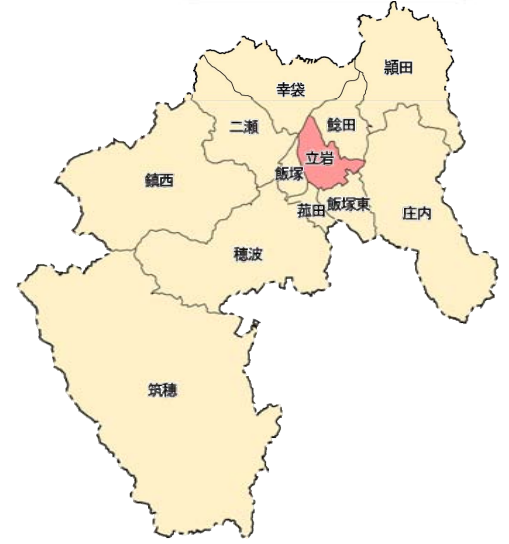
- 駅周辺や小中学校周辺など多くの人々が利用する道路でのバリアフリー化や、ガードレール・横断防止柵、道路照明灯などの交通安全施設の整備を進めます。
- 商業・業務地、沿道商業地では、耐火性、耐震性の高い建物の誘導を進めます。
- 避難地の防災機能を高める施設改善を進めるとともに、建替えと一体的な避難路の確保や、避難地までの誘導案内の強化に取り組みます。



バリアフリー化された歩道

地域別まちづくり方針図

立岩地域



- 【全体】**
- 駅周辺や小中学校周辺など多くの人々が利用する道路でのバリアフリー化、ガードレール・横断防止柵、道路照明灯など交通安全施設の整備
 - 商店街、主要な公共施設を結ぶ歩行者ルートにおける休憩空間の確保
 - 新飯塚駅、歴史資料館、ハローワークなどの主要公共施設、遠賀川中の島を楽しく回遊できる歩行路面や案内情報の充実
 - 地域住民との協働による公園の維持管理
 - 避難地である小中学校、公園の防災機能の強化
 - 避難地までの誘導案内の強化
 - 長期未着手となっている都市計画道路の必要性の再検討

- 【川島地区】**
- 地元意向を踏まえた土地区画整理事業の見直しなどの検討

- 【複合住宅地】**
- 大規模集客施設の立地の抑制
 - 周辺の居住環境と調和した生活利便施設、都市型住宅の誘導

- 【駅東側の商業・業務地】**
- 中心市街地の賑わい、定住魅力の増大に資する土地利用の推進

- 【国道201号北側の住宅地】**
- 周辺の緑、教育施設と調和した良好な居住環境の維持
 - 身近な公園の計画的整備・改善

- 【商業・業務地】**
- 商業・業務、総合行政、広域情報発信、都市型産業など高次な都市機能の維持・強化
 - 都市型住宅の誘導などによる土地の高度利用の促進
 - 駅東側の商業・業務地と連携した魅力ある西側商店街の再生
 - 中心拠点にふさわしい質の高い都市景観の形成
 - 耐火性、耐震性の高い建物の誘導

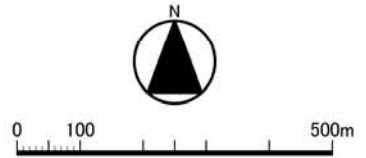
- 【沿道商業地】**
- 周辺の環境や景観に配慮した、商業・業務施設、都市型住宅を中心とした土地利用の誘導
 - 耐火性、耐震性の高い建物の誘導

- 【遠賀川】**
- 水辺に親しむことのできる憩いの空間の創出
 - 動植物とのふれあいやサイクリング、市街地のオープンスペースとして適切な河川景観の整備

- 【国道201号南側の住宅地】**
- 低層住宅地、中高層住宅地で構成される良好な居住環境の維持

- 【新飯塚駅周辺】**
- 駅舎・駅前広場を活かした飯塚の玄関口にふさわしい景観の形成
 - 事業者との協働によるパークアンドライド、キスアンドライドなどの適切な駐車・駐輪場の整備

住宅地	学術・研究開発拠点	広域都市間幹線道路
複合住宅地	工業拠点	都市間幹線道路
商業・業務地	レクリエーション拠点	都市内幹線道路
沿道商業地	歴史観光拠点	補助幹線道路
工業地	都市計画公園(開設)	都市計画道路(改良済)
集落地	都市計画公園(未開設)	都市計画道路(未改良)
農地	都市公園(開設)	(都) 都市計画道路(名称)
森林・樹林地	都市公園(未開設)	(一) 一般県道(名称)
市役所・支所	※都市公園(未開設)はなし	(主) 主要地方道(名称)
公民館	その他の都市施設	〇〇 水の軸
	用途地域	〇〇 歴史をつなぐ軸(長崎街道)



10. 穂波地域のまちづくり方針

10-1 地域の現況と主要課題

(1) 地域拠点や集落地の生活利便性の向上

- 地域拠点である穂波庁舎周辺では、既存の公共
公益施設の集積を活かした都市機能の強化や、
人にやさしい歩行環境の整備を図ることが課題
です。
- 国道200号バイパス沿道では、地域の日常生活
を支える魅力ある近隣商業地としての機能強化
や、安心して生活サービスが受けられる歩行環
境の整備が求められます。
- 西部の豊かな山地や田園に囲まれた集落地では、
営農環境と調和した一定の生活利便性の確保を
図る必要があります。



沿道サービス施設の集積

《課題》

- 地域の拠点性を高める生活利便施設の誘導
- 人にやさしく、安心して生活サービスが受けられる歩行環境の整備
- 集落地での一定の生活利便性の確保

(2) 安全で円滑に通行できる交通環境の形成

- 市街地の骨格や工業団地へのアクセス道路とな
っている都市計画道路片島天道線、目尾忠隈線、
菰田幸袋線、楽市南尾線、南尾平恒山湊線、南
尾平恒工業団地線などが長期未着手となってお
り、各路線の必要性を再検討する必要があります。
- 通学路などの生活道路への通過交通の流入を防
ぐとともに、住宅市街地内の生活道路整備・改
善が求められています。



歩道未整備区間（都市計画道路片島天道線）

《課題》

- 都市計画道路の必要性の再検討
- 生活道路への通過交通流入の抑制、生活道路の整備・改善

(3) 安全かつ快適な居住環境の創出

- 平成15年の集中豪雨では、低平地で浸水被害にあった経緯があり、浸水被害を抑制するための宅地化の抑制や、避難地での浸水対策を強化することが課題となっています。
- 人口減少が顕著な東部や北部の既成市街地においては、狭い幅員の道路に老朽化した木造建築が密集しており、居住環境の改善が求められます。
- 市街地では身近な公園が不足し、居住環境の快適性や防災性に問題を抱えており、身近な公園の充実が求められています。
- 穂波東インターチェンジ南部などの用途地域外では、店舗や住宅などによる宅地化の進展が顕著であり、適正な土地利用の規制・誘導が必要です。



宅地化が進行する地区

《課題》

- 市街地の防災性強化
- 身近な公園の整備・改善と適切な維持管理
- 身近な避難地の整備・見直し
- 老朽化した木造住宅地区の改善
- 宅地化が進展している地区への適正な土地利用の規制・誘導

(4) 炭鉱跡地の有効利用や豊かな自然環境の保全・活用

- 大将陣公園、ボタ山は、地域風土を代表する資源となっており、地域活性化に資する有効活用も望まれています。
- 公共下水道が未整備であり、河川や農業用水路に家庭排水が流入していることから、適切な生活排水対策や、地域住民が潤い、憩うことのできる親水性の向上が求められています。
- 穂波川、内住川沿いには、まとまりある農地が残っており、農業生産環境の維持を図るため、保全するとともに、森林ではキャンプや環境学習などに有効活用することが求められています。



大将陣公園



ボタ山

《課題》

- 炭鉱跡地などの有効利用
- 地域特性に応じた排水処理施設整備の推進
- 親水性の高い水辺環境の整備
- 優良農地の保全や良好な森林環境の保全・活用

10-2 地域の将来像と基本目標

（1）将来像

広域交通の利便性を活かし、多様な都市活動と魅力ある暮らしが生まれる
快適生活のまちづくり

（2）地域づくりの基本目標

①安らぎや潤いを大切にした生活利便性の高い居住環境のまちづくり

- 身近にある田園や自然環境の中で、安らぎや潤いが感じられ、地域拠点にふさわしい魅力ある都市機能が整備された、住み続けたいくなるようなまちを目指します。

②恵まれた交通利便性を活かした拠点性の高いまちづくり

- 本地域は、国道 201 号飯塚庄内田川バイパス、国道 200 号バイパスなど広域交通の利便性により、商業、工業が発展している地域です。今後も、広域交通利便性を活かした計画的な市街地形成や商工業の集積を図り、拠点性の高いまちを目指します。

③自然の恵みを活かし、水と緑を大切にするまちづくり

- 本地域には、市街地の背後に田園、森林が広がり、地域の個性を育んできました。これまで守り、育てられてきた自然豊かな森林や河川、美しい田園を保全・活用し、自然との調和のとれたまちを目指す。

10-3 地域のまちづくり方針

(1) 土地利用

- 用途地域縁辺部において市街化が進行している地区での用途地域の検討を進めます。
- 住宅地は、安全でゆとりある低層住宅や中高層住宅を中心とした土地利用を推進します。
- 公民館、体育館、保健センターなど公共公益施設が立地する穂波庁舎周辺では、地域住民の交流活動が盛んに行われる地域拠点として、適切に公共公益施設を維持するとともに、穂波東インターチェンジ方面との一体性が高い地域拠点として、生活利便施設の誘導を進めます。
- 飯塚駅に近接する複合住宅地では、大規模集客施設の立地を抑制し、周辺の居住環境と調和した生活利便施設、中高層住宅の誘導を図ります。
- 北部の商業・業務地は、飯塚駅方面との連続性を高め、一体性ある高密な商業・業務地としての形成を図ります。
- 国道200号バイパス、一般県道瀬戸飯塚線、市道南尾椿線の沿道商業地は、周辺環境や沿道景観に配慮した計画的な市街地誘導を進め、近隣住区に生活サービスを提供する商業施設や業務施設を中心とした土地利用を進めます。
- 飯塚工業団地、平恒工業団地が立地する工業地は、周辺の自然環境、居住環境に配慮した操業環境を維持します。
- 西部の集落地では、緑豊かでゆとりある住宅地を形成するとともに、一定の生活利便性を確保していきます。



穂波庁舎



国道200号バイパスの沿道商業地

(2) 交通ネットワーク

- 都市計画道路のうち、現道のある路線区間については現行の機能を分析するとともに将来需要を把握し、現道のない路線区間については代替となる周辺道路や周辺市街地の状況などを踏まえることにより、必要性の再検討を行います。
- 狭あいな道路の多い地区では、建物の建替えと一体的に生活道路の改善や、車両が離合できる空間の確保を進めます。
- 通学路、主要な公共施設へアクセスする道路の拡幅、歩道の整備を進めます。



都市計画道路片島天道線

(3) 水・緑・歴史のまちづくり

- 穂波川、内住川における親水性の高い環境の創出を図ります。
- 大将陣公園の周辺整備、久保白ダム周辺の水と緑を活かしたレクリエーション空間の創出を図ります。地域に身近な公園が不足する地区では、緑の基本計画に基づく適切な公園配置の検討や地域住民との協働による維持管理を進めます。
- 穂波庁舎周辺では、地域特性を活かし、地域拠点にふさわしい景観形成を図るとともに、沿道商業地では良好な沿道景観の形成に取り組みます。
- 公共下水道の計画的な整備とともに、浄化槽による排水処理施設の整備を促進します。



久保白ダム

(4) 安全・安心して暮らせるまちづくり

- 既成市街地の老朽化した木造家屋が密集している地区では、避難地・避難路などの計画的な整備とともに、建築物の不燃化・耐震化を促進します。
- 土砂災害や水害危険性の高い地域での危険性周知や宅地化の抑制を図ります。
- 駅周辺や小中学校周辺など多くの人々が利用する道路でのバリアフリー化や、ガードレール・横断防止柵、道路照明灯などの交通安全施設の整備を進めます。



内住川

■地域別まちづくり方針図

穂波地域

【全体】

- 用途地域外で市街化している地区での用途地域の検討
- 長期未着手となっている都市計画道路の必要性の再検討
- 狭あいな道路の多い地区での生活道路の改善や、車両が離合できる空間の確保
- 公共下水道の計画的整備、浄化槽による排水処理施設の促進
- 土砂災害や水害危険性の高い地域での危険性周知、宅地化の抑制
- 駅周辺や小中学校周辺など多くの人々が利用する道路でのバリアフリー化、ガードレール・横断防止柵、道路照明灯など交通安全施設の整備

【穂波川・内住川】

- 市街地内の身近な河川としての親水性向上
- 総合的な治水対策の推進

【農地】

- 優良農地の保全
- 宅地化の抑制

【森林】

- 森林の保全

【集落地】

- 一定の生活利便性の確保
- 緑豊かでゆとりある住宅地の形成

【複合住宅地】

- 大規模集客施設の立地抑制
- 周辺の居住環境と調和した生活利便施設、中高層住宅の適切な誘導

【商業・業務地】

- 飯塚駅方面との一体性ある高密度商業・業務地の形成
- 耐火性、耐震性の高い建物の誘導

【沿道商業地】

- インターチェンジ南側の計画的な市街地誘導
- 商業・業務施設を中心とした土地利用の誘導
- 良好な沿道景観の形成

【工業地】

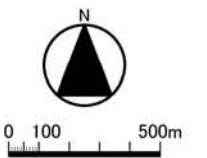
- 周辺の自然環境、居住環境へ配慮した操業環境の維持

【穂波庁舎周辺】

- 適切な公共施設維持による地域交流活動が盛んな地域拠点の形成
- 生活利便施設の誘導による穂波東 IC 方面との一体性の高い市街地の形成
- 地域拠点にふさわしい景観形成

【住宅地】

- 安全でゆとりある低層住宅や中高層住宅を中心とした土地利用の推進
- 地域住民との協働による公園の維持管理



11. 筑穂地域のまちづくり方針

11-1 地域の現況と主要課題

(1) 地域活力の維持・向上に向けた計画的な市街地の形成

- 筑穂元吉、長尾、北古賀、大分地区では、宅地化が進み、筑穂支所周辺には公共公益施設が集積しています。今後、地域拠点にふさわしい計画的な土地利用の誘導や、道路・公園などの整備による計画的な市街地の形成を図るため、都市計画区域への編入や用途地域指定の検討を行う必要があります。
- 住宅開発が進んだ筑前大分駅周辺では、日常生活を支える身近な生活利便施設が少なく、生活利便施設の立地を促す計画的な土地利用が求められます。
- 旧大分小学校跡地、炭鉱跡地などの低未利用地や、公共公益施設を有効活用し、地域の交流活性化を図ることが望まれています。
- 本地域には、国道200号バイパスなどの幹線道路沿道に、工業団地が形成されており、周辺の自然環境や生活環境に配慮した操業環境の維持が求められます。
- 本地域では耕作放棄地の適切な管理が進められています。穂波川、内住川などの河川沿いには、まとまりある農地が残っており、農業生産環境の維持を図るため、保全する必要があります。
- 山間の集落部では、急傾斜地が多く、土砂災害などの自然災害に対する防災性を高める必要があります。



北部の沿道サービス施設



大分駅周辺の新興住宅地

《課題》

- 都市計画区域への編入や用途地域指定の検討
- 地域の拠点性を高める生活利便施設の誘導
- 自然災害に対する防災性の強化
- 優良農地の保全
- 周辺環境に配慮した工業地の形成

(2) 地域の産業や暮らしを支える交通ネットワークの充実

- 地域内の生活道路では、狭あいな幅員の区間があり、通行上の不便さを指摘される箇所が多くなっているため、必要に応じて改善を図ることが課題となっています。
- 広域交通（鉄道・幹線道路）の利便性を高めるため、住宅地から鉄道駅や幹線道路に接続する生活道路のアクセス改善が求められます。



上穂波駅周辺

《課題》

- 幹線道路の防災性の強化
- 生活道路の整備や歩行環境の改善

(3) 優れた自然環境の保全及び保護活動の推進

- 西部の太宰府県立自然公園をはじめとする森林や河川、ため池などを保全するとともに、地域住民や団体との協働により、豊かな自然環境を活かした活動を広げていくことが求められています。
- 河川や農業用水路に家庭排水が流入しており、水質改善を図るとともに、地域住民が潤い、憩うことのできる親水性の向上が望まれています。
- サンビレッジ茜などのレクリエーション施設や筑穂総合運動公園など、スポーツ施設は充実していますが、住宅地内における身近な公園の整備や既存公園の適切な維持管理が望まれています。



サンビレッジ茜

《課題》

- 良好な森林資源、動植物の生息環境の保全
- 地域特性に応じた排水処理施設の整備
- 親水性の高い水辺環境の整備
- 身近な公園の改善と適切な維持管理

(4) 優れた歴史資源を活かした良好な街並みの創出

- 本地域には大分廃寺塔跡（国指定史跡）、長崎街道内野宿など、数多くの歴史文化資源を有しており、これらの地域資源を保全するとともに、地域資源と調和した街並み環境の創出を図ることが地域の魅力を高めることとなります。



長崎街道内野宿

《課題》

- 歴史資源周辺の一体的な修景整備

11-2 地域の将来像と基本目標

(1) 将来像

恵まれた自然、歴史文化、地域の絆を守り、育む
環境共生のまちづくり

(2) 地域づくりの基本目標

①生活利便性に優れた住み良い暮らしのできるまちづくり

- 鉄道、国道 200 号バイパス、主要地方道筑紫野筑穂線、飯塚大野城線といった広域交通アクセスが良い本地域では、良好な住宅や生活利便施設の誘導を図り、身近な生活サービスが受けられ、多世代が住み続けたいくなるまちを目指します。

②魅力ある地域資源を活かして活力を育むまちづくり

- 基幹産業の農業、長崎街道内野宿など、恵まれた産業資源、歴史文化資源を活かし、地域内外の交流活動がいきいきと育まれるようなまちを目指します。

③豊かな自然とやすらぎのあるまちづくり

- 本地域は、豊かな緑と清らかな川に恵まれた地域として、今後とも恵まれた自然環境の保全・活用を図り、身近な山・川の自然環境を次世代に継承するまちを目指します。

11-3 地域のまちづくり方針

(1) 土地利用

- 地域拠点にふさわしい良好な市街地形成を図るため、筑穂支所周辺を含む北部の市街地では都市計画区域への編入や用途地域の指定を検討します。
- 図書館、体育館、郵便局など公共公益施設が集積している筑穂支所周辺は、国道 200 号バイパスの沿道型商業施設との適切な機能分担を図り、生活利便施設の誘導を進めます。また、公共公益施設を有効活用し、スポーツ・レクリエーション、学習、子育てなど多様な交流活動を促進し、地域の歴史文化を活かした拠点を形成します。
- 低層の戸建て住宅を中心に形成されている住宅地は、周辺の自然環境と調和した住宅地としての土地利用の推進や、身近な生活利便施設の集積を図ります。
- 国道 200 号バイパス沿いの沿道商業地は、周辺の生活環境に配慮し、身近な生活利便を支える店舗などを中心として、交通利便性を活かした生活利便施設の集積を図ります。
- 集落地は、緑豊かでゆとりある住宅地を形成するとともに、一定の生活利便性を確保していきます。
- 工業地は、既存の工業団地を維持するとともに、周辺の自然環境、居住環境に配慮した操業環境を維持します。
- 旧大分小学校跡地や炭鉱跡地などの低未利用地は、地域活力を高めるための有効利用の検討を進めます。



筑穂支所



大分駅周辺の生活利便施設

(2) 交通ネットワーク

- 通学路、支所周辺の生活道路の拡幅、歩道の整備を進めます。
- 広域交通の利便性を高めるため、幹線道路や鉄道駅へアクセスする生活道路について幅員が狭小な区間などの解消や歩道の確保に努めます。
- 筑前大分駅周辺では、事業者との協働により、パークアンドライド、キスアンドライドなどの適切な駐車・駐輪場の設置を検討します。



整備された歩道

(3) 水・緑・歴史のまちづくり

- 穂波川、内住川、山口川、大野川、馬敷川、大分川では、良好な水辺環境を保全するとともに、川遊びや河川敷の散策などのできる親水性の高い環境の創出を図ります。
- 太宰府県立自然公園など、貴重な自然環境及び生物の生息環境を有する森林を維持・保全するとともに、豊かな自然とふれあえるレクリエーションの場として活用を努めます。
- 地域に身近な公園の改善を図るとともに、地域住民との協働による適切な維持管理への取り組みを検討します。
- 河川・用水路の水質の保全を図るため、浄化槽設置の促進による排水処理対策を進めます。
- 大分廃寺塔跡（国指定史跡）周辺や長崎街道内野宿周辺など、良好な集落景観、歴史的街なみ景観を残す地区では、歴史性を感じられる落ち着いた街並み環境の形成や、多様な交流空間の創出を図ります。



大分八幡宮



大分地区の落ち着いた街並み

(4) 安全・安心して暮らせるまちづくり

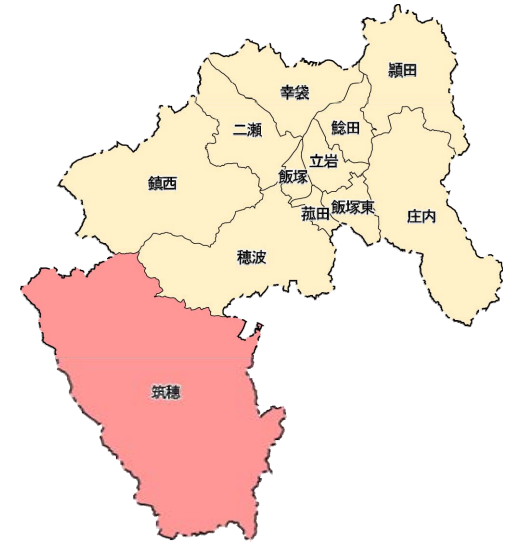
- 駅周辺や小中学校周辺など多くの人々が利用する道路でのバリアフリー化や、ガードレール・横断防止柵、道路照明灯などの交通安全施設の整備を進めます。
- 土砂災害や水害危険性の高い地域での危険性周知や宅地化の抑制を図ります。
- 山間部を通過する主要地方道筑紫野筑穂線、飯塚大野城線の防災対策を促進し、防災性の高い基盤整備及びその管理に努めます。



支所周辺道路のバリアフリー化

■ 地域別まちづくり方針図

筑穂地域



- 【全体】**
- 通学路、主要な生活道路の拡幅、歩道の整備
 - 幹線道路や鉄道駅へアクセスする生活道路における幅員が狭小な区間の解消
 - 身近な公園の改善及び地域住民との協働による維持管理
 - 浄化槽設置による排水処理対策の推進
 - 土砂災害などの危険性の高い地域での危険性周知や宅地化の抑制
 - 駅周辺や小中学校周辺など多くの人々が利用する道路でのバリアフリー化、ガードレール・横断防止柵、道路照明灯など交通安全施設の整備

- 【穂波川・内住川・山口川・大野川・馬敷川・大分川】**
- 良好な水辺環境の保全
 - 川遊びや河川敷の散策などのできる親水性の高い環境の創出

- 【筑前大分駅周辺】**
- 事業者との協働によるパークアンドライド、キスアンドライドなど適切な駐車・駐輪場の設置の検討

- 【工業地】**
- 周辺の自然環境、居住環境に配慮した操業環境の維持

- 【都市間幹線道路】**
- (主)筑紫野筑穂線、(主)飯塚大野城線の防災対策の促進

- 【森林】**
- 自然環境豊かな森林、ため池の保全
 - 森林を活かした、レクリエーション、環境学習など多様な活動の場としての活用

- 【農地】**
- 優良農地、ため池の保全
 - 農地利用集積などによる耕作放棄地の解消

- 【住宅地】**
- 周辺の自然環境と調和した低層の住宅地を基本とした土地利用の推進
 - 生活利便施設の集積
 - 低未利用地の有効利用の検討
 - 用途地域指定の検討

- 【沿道商業地】**
- 身近な生活利便を支える店舗などを中心とした生活利便施設の集積

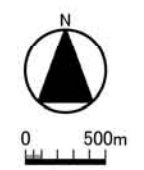
- 【北部の市街地】**
- 都市計画区域の編入、用途地域指定の検討

- 【地域拠点（筑穂支所周辺）】**
- 生活利便施設の誘導
 - 公共公益施設を活用した多様な交流活動の促進による地域に根づいた歴史や文化を活かした地域拠点の形成

- 【集落地】**
- 緑豊かでゆとりある住宅地の形成
 - 一定の生活利便性の確保

- 【長崎街道内野宿周辺】**
- 歴史性を感じられる落ち着いた街並み環境の形成や多様な交流空間の創出
 - 穂波川での水辺に親しめる空間の整備

住宅地	学術・研究開発拠点	広域都市間幹線道路
複合住宅地	工業拠点	都市間幹線道路
商業・業務地	レクリエーション拠点	都市内幹線道路
沿道商業地	歴史観光拠点	補助幹線道路
工業地	都市計画公園(開設)	都市計画道路(改良済)
集落地	都市計画公園(未開設)	都市計画道路(未改良)
農地	都市公園(開設)	(都) 都市計画道路(名称)
森林・樹林地	都市公園(未開設)	(一) 一般県道(名称)
市役所・支所	用途地域	(主) 主要地方道(名称)
公民館		水の軸
		歴史をつなぐ軸(長崎街道)



12. 庄内地域のまちづくり方針

12-1 地域の現況と主要課題

（1）地域資源を活かした活力ある地域拠点の形成

- 庄内支所周辺では、既存の公共公益施設の集積を活かした都市機能の強化を図るとともに、国道沿道の商業集積地や赤坂地区など地域内の市街地とのアクセス性を高めることが求められます。
- 郊外型店舗が多く立地する国道201号沿道では、地域の日常生活を支える機能の強化や安心して生活サービスが受けられる歩行環境の整備が求められます。



庄内支所

《課題》

- 地域の拠点性や利便性を高める生活利便施設の誘導
- 安心して生活サービスが受けられる歩行環境の整備



庄内保健福祉総合センターハーモニー

（2）地域の産業や暮らしを支える交通ネットワークの充実

- 国道201号飯塚庄内田川バイパスが供用開始されましたが、市街地の骨格となっている都市計画道路伊川大谷線、有井大坪線、有安道祖線、安丸道祖線、水洗安丸線が長期未着手となっており、必要性を再検討する必要があります。
- 生活利便性の高い国道201号とJR後藤寺線に挟まれたエリアと地域北部及び南部を結ぶ道路の改良、歩道の確保など、円滑で安全性の高い交通環境を形成することが課題となっています。



国道201号飯塚庄内田川バイパス

《課題》

- 都市計画道路の必要性の再検討
- 生活道路の整備・改善
- 安全な歩行環境の創出

(3) 総合的な水資源の利活用・保全

- 世帯数の増加や企業立地、水洗化などの進行に伴い、水需要が増大しているため、水源地の保全など安定した水資源の確保に向けた取り組みが求められています。
- 河川や農業用水路に家庭排水が流入しており、水質改善を図るとともに、地域住民が潤い、憩うことのできる親水性の向上が望まれています。



庄内川

《課題》

- 地域特性に応じた排水処理対策の充実

(4) 豊かな自然環境の保全・活用

- 庄内川沿いには、まとまりある農地が広がっており、農業生産環境の維持を図るため、保全する必要があります。
- 優良農地、森林、河川、ため池は多様な生物の生息環境、地域住民にやすらぎを与える資源として保全するとともに、教育やレクリエーションの場などに活用することが望まれています。
- 地域北部に筑豊緑地があり、レクリエーション空間には恵まれていますが、住宅地に近接した身近な公園の改善や適切な維持管理が課題となっています。



まとまりある農地

《課題》

- 良好な森林資源や動植物の生息環境の保全
- 優良農地、ため池の保全
- 親水性の高い水辺環境の整備
- 身近な公園の改善と適切な維持管理

12-2 地域の将来像と基本目標

（1）将来像

自然豊かな公園緑地を活かして、誰もがいきいきと生涯を過ごせる
健康と活力のあるまちづくり

（2）地域づくりの基本目標

①周辺環境と調和した都市活動の活発なまちづくり

- 庄内工業団地や幹線道路沿いの沿道商業のほか、隣接して近畿大学産業理工学部が立地しており、活力に溢れる地域です。これらの地域資源を活かして、周辺環境と調和した活発な都市活動が展開されるまちを目指します。

②ゆとりある生活環境を次世代に受け継ぐまちづくり

- 本地域は、住宅などの新築も活発であり、国道 201 号飯塚庄内田川バイパスの開通により、さらに利便性が高まることが予想されます。適切な土地利用規制・誘導を図ることにより、ゆとりある良好な居住環境のまちを目指します。

③自然とレクリエーションの充実した健康のまちづくり

- 筑豊緑地などの豊かな自然・レクリエーション資源を活かして、子どもから若者、高齢者まで、スポーツ、健康づくり、自然とのふれあいなど多様なレクリエーション活動が育まれるまちを目指します。

12-3 地域のまちづくり方針

（1）土地利用

- 体育館、図書館、郵便局、医療施設など公共公益施設が集積している庄内支所周辺は、だれもが生涯いきいきと暮らせる健康文化の拠点として、適切な公共公益施設の維持を図るとともに、地域拠点として商業、医療などの生活利便施設、都市型住宅の誘導を図ります。
- 戸建て住宅を中心とする筑前庄内駅、下鴨生駅北側の住宅地では、低層住宅地としての保全を図るとともに、周辺の自然環境に配慮した身近な生活利便施設の誘導を図ります。また、近畿大学産業理工学部立地を活かして、学生をはじめとした多世代の居住ニーズに対応した住宅供給を促進します。
- 低未利用地になっている炭鉱跡地では、有効利用方策の検討を進めます。
- 庄内支所周辺から国道201号沿いまでの複合住宅地は、大規模集客施設の立地を抑制し、周辺の居住環境と調和した生活利便施設、都市型住宅の誘導を図ります。国道201号北側の複合住宅地の、低未利用地における有効利用方策を検討します。
- 国道201号沿いの沿道商業地は、周辺環境や沿道景観に配慮し、近隣住区に生活サービスを提供する商業施設、業務施設、都市型住宅の誘導を図ります。
- 工業地は、周辺の自然環境、居住環境に配慮した操業環境を維持します。
- 北部や南部の集落地は、緑豊かでゆとりある住宅地を形成するとともに、一定の生活利便性を確保していきます。
- 森林や農地を活かしたレクリエーション、環境学習、農業とのふれあいなど多様な活動の場としての活用を図ります。



庄内工業団地



国道201号の沿道サービス施設

（2）交通ネットワーク

- 都市計画道路のうち、現道のある路線区間については現行の機能を分析するとともに将来需要を把握し、現道のない路線区間については代替となる周辺道路や周辺市街地の状況などを踏まえることにより、必要性の再検討を行います。
- 庄内支所、庄内小学校、庄内中学校の周辺など歩行者交通の多い区間での歩行環境の改善を進めます。



筑前庄内駅周辺

（3）水・緑・歴史のまちづくり

- 緑の基本計画に基づき、適切な公園の整備・改善や、地域住民との協働による維持管理を進めます。鳥羽公園は、地域住民に利用しやすいような施設改善を図ります。筑豊緑地は、多くの人々がスポーツや健康づくりを楽しめる公園として適切な維持管理を図ります。
- 庄内川では、自然とふれあえる親水性の高い環境の創出を図ります。
- 河川・用水路の水質の保全を図るため、公共下水道の計画的な整備とともに、浄化槽の設置による排水処理対策を進めます。



鳥羽公園

（4）安全・安心して暮らせるまちづくり

- 土砂災害や水害危険性の高い地域での危険性周知や宅地化の抑制を図ります。
- 避難地である小中学校、公園の防災機能を強化するとともに、道路整備に合わせて避難地までの誘導案内の強化に取り組みます。
- 駅周辺や小中学校周辺など多くの人々が利用する道路でのバリアフリー化や、ガードレール・横断防止柵、道路照明灯など交通安全施設の整備を進めます。



交差点部の交通安全施設

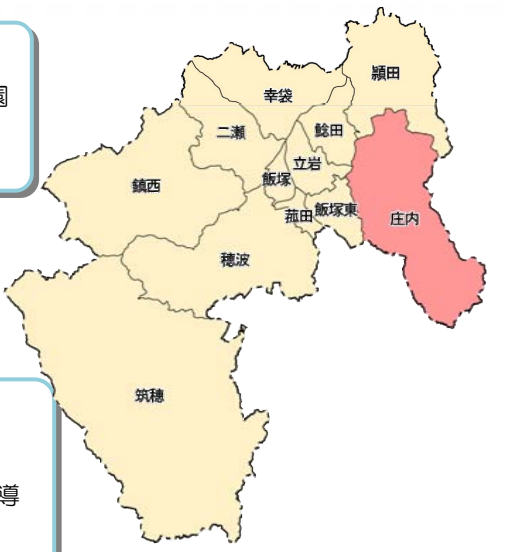
庄内地域

■地域別まちづくり方針図

- 【全体】**
- 低層住宅を基本とした土地利用の推進
 - 炭鉱跡地の有効利用方策の検討
 - 長期未着手となっている都市計画道路の必要性の再検討
 - 幹線道路の良好な沿道景観の形成
 - 適切な公園の改善及び地域住民との協働による維持管理
 - 公共下水道の計画的整備、浄化槽設置による排水処理対策の推進
 - 土砂災害などの危険性の高い地域での危険性周知や宅地化の抑制
 - 避難地である小中学校、公園の防災機能の強化
 - 避難地までの誘導案内の強化
 - 駅周辺や小中学校周辺など多くの人々が利用する道路でのバリアフリー化、ガードレール・横断防止柵、道路照明灯など交通安全施設の整備

- 【筑豊緑地】**
- 多くの人々がスポーツや健康づくりを楽しめる公園としての適切な維持管理

- 【複合住宅地】**
- 大規模集客施設の立地の抑制
 - 周辺の居住環境と調和した生活利便施設、都市型住宅の誘導
 - 国道北側での低未利用地における有効利用



- 【沿道商業地】**
- 周辺環境や沿道景観に配慮した商業施設、業務施設、都市型住宅の誘導

- 【鳥羽公園】**
- 地域住民に利用しやすい施設改善

- 【住宅地】**
- 学生をはじめ多世代の居住ニーズに対応した魅力ある住宅供給を促進
 - 低層住宅地としての保全、周辺の自然環境に配慮した生活利便施設の誘導
 - 低未利用地の有効利用の検討

- 【工業地】**
- 周辺の自然環境、居住環境に配慮した操業の維持

- 【集落地】**
- 一定の生活利便性を確保し、緑豊かでゆとりある住宅地を形成

- 【地域拠点（庄内支所周辺）】**
- 適切な公共公益施設の維持、商業、医療などの生活利便施設、都市型住宅の誘導
 - 歩行空間のバリアフリーなど高齢者にやさしい歩行環境の改善

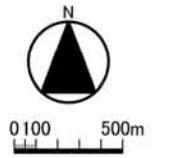
- 周辺の自然環境に配慮した生活利便施設の誘導

- 【森林】**
- 森林の保全
 - 教育、レクリエーションの場として活用

住宅地	学術・研究開発拠点	広域都市間幹線道路
複合住宅地	工業拠点	都市間幹線道路
商業・業務地	レクリエーション拠点	都市内幹線道路
沿道商業地	歴史観光拠点	補助幹線道路
工業地	都市計画公園(開設)	都市計画道路(改良済)
集落地	都市計画公園(未開設)	都市計画道路(未改良)
農地	都市公園(開設)	(都) 都市計画道路(名称)
森林・樹林地	※都市公園(未開設)はなし	(一) 一般県道(名称)
市役所・支所	その他の都市施設	(主) 主要地方道(名称)
公民館	用途地域	水の軸
		歴史をつなぐ軸(長崎街道)

- 【農地】**
- 優良農地の保全
 - 宅地化の抑制

- 【庄内川】**
- 動植物とのふれあいができる親水性の高い環境の創出



13. 穎田地域のまちづくり方針

13-1 地域の現況と主要課題

(1) 地域活力の維持・向上に向けた計画的な市街地の形成

- 本地域では、用途地域が無指定です。地域拠点である穎田支所周辺では、既存の公共公益施設の集積を活かした都市機能の強化を図る必要があり、適切な土地利用の規制・誘導や低未利用地の有効活用などによる都市機能の強化が課題となります。
- 穎田支所周辺では、商業店舗の集積が弱いため、国道 200 号バイパス沿道などにおいて、地域の日常生活を支える魅力ある商業機能の強化や安全な交通環境整備が求められます。
- 勢田北部及び石丸の工業団地では、周辺の居住環境に配慮した操業環境の形成が課題です。



国道 200 号バイパス沿道



穎田支所

《課題》

- 市街地の状況に応じた用途地域指定の検討
- 地域の拠点性を高める生活利便施設の誘導
- 周辺の居住環境に配慮した工業地の形成

(2) 地域の産業や暮らしを支える交通ネットワークの充実

- 生活の利便性や産業活力の維持向上を図るため、交通ネットワークの充実を図ることが課題です。
- 穎田支所周辺や小中学校周辺では歩行環境の改善が望まれています。
- 生活道路に狭あいな区間や歩道のない区間がみられ、歩行者交通の多い箇所における生活道路の整備・改善が求められます。

《課題》

- 道路ネットワークの充実
- 生活道路の整備・改善
- 地区特性に対応した歩行環境の改善

(3) 安全かつ快適な居住環境の創出

- 本地域では、緩やかではありますが人口減少が続き、高齢化が進行しています。そのため、若者から高齢者まで多世代が住み続けることのできる快適な居住環境の創出が望まれます。
- 大雨時の浸水被害や土砂災害による被害が懸念されるため、避難地での防災機能の強化や水道・道路などの基盤施設の防災性を強化する必要があります。
- 勢田北部の老朽化した炭鉱住宅が残る地区では、狭い幅員の道路の改善など居住環境の向上が求められます。
- 本地域には、多くの人々に利用されている筑豊緑地があり、また、体育館や武道館、野球場など多様なレクリエーションに対応できるかいた中央公園があります。さらに子どもも楽しめる公園としての機能強化や適正な維持管理が求められており、今後の維持管理体制のあり方とともに検討・改善を図ることが課題です。



かいた中央公園

《課題》

- 生活道路の整備・改善
- 市街地の防災性強化
- 身近な避難地の整備・見直し
- 公園の整備・改善と適切な維持管理

(4) 豊かな自然環境・歴史文化資源の保全・活用

- 河川や農業用水路に生活排水が流入しており、水質改善を図るとともに、地域の身近な潤い、憩いの場となるような親水性の向上が望まれます。
- 庄内川、鹿毛馬川沿いには、まとまりある農地が残っており、農業生産環境の維持を図るため、保全する必要があります。
- 優良農地、森林、ため池は、地域住民にやすらぎを与える資源として保全するとともに、教育やレクリエーションの場などに活用することが求められます。
- 旧松喜醤油屋、鹿毛馬神籠石などの歴史文化資源がありますが、アクセスや周辺の修景整備が不十分であるため、歴史文化資源と調和した環境改善を図ることが課題です。



まとまりある農地

《課題》

- 親水性の高い水辺環境の整備
- 地域特性に応じた排水処理対策の推進
- 優良農地の保全や良好な森林資源
- 歴史観光資源周辺へのアクセスや周辺の修景整備

13-2 地域の将来像と基本目標

(1) 将来像

豊かな自然・人・地域に囲まれ、教育の先進地を支える
健やかな暮らしと人を育むまちづくり

(2) 地域づくりの基本目標

①産業と生活が調和した活力あるまちづくり

- 本地域では、市街地周囲に田園、森林、工業団地が分布し、地域の個性を育んできました。今後とも、産業と生活とが調和し、いきいきとした産業活動が営まれるまちを目指します。

②生活利便性が高く、多様な世代に対応した住みやすいまちづくり

- 潁田支所周辺にある福祉、レクリエーション、地域コミュニティなどの公共公益施設を有効に活用し、多様な世代に対応した生活利便性の高いまちを目指します。

③多様な世代間交流を育み、生きがいを感じることでできるまちづくり

- 子育て、教育などこれまで地域で積極的に取り組まれてきた活動を活かし、多様な交流、ふれあいが行われ、生きがいを感じることでできるまちを目指します。

13-3 地域のまちづくり方針

(1) 土地利用

- 市街化が進行している地区での用途地域の検討を進めます。
- 潁田支所周辺では、コミュニティ施設、高齢者福祉センター、小中学校など公共公益施設の集積を活かし、子育てや教育、多世代間交流が盛んな地域拠点として、商業、医療などの生活利便施設や教育環境の充実を図ります。拠点内の定住魅力を高めるため、公共公益施設を活用した多様な交流活動を促進します。
- 国道 200 号バイパス及び主要地方道北九州小竹線といった幹線道路沿いに立地する住宅地は、ゆとりある低層住宅を基本とした土地利用を促進します。
- 国道 200 号バイパス及び主要地方道北九州小竹線が交差する沿道一帯は沿道商業地として周辺環境や沿道景観に配慮し、近隣住区の生活サービスを提供する商業施設や業務施設、都市型住宅を中心とした土地利用の誘導を進めます。
- 低未利用地となっている北部の炭鉱跡地については、有効利用方策の検討を進めます。
- 勢田北部及び石丸の工業地はいずれも住宅地及び集落地に隣接しており、既存の工業団地を維持するとともに、周辺の自然環境、居住環境に配慮した操業環境を維持します。
- 集落地は、緑豊かでゆとりある住宅地を形成するとともに、一定の生活利便性を確保していきます。また、幹線道路から離れて形成されている集落地にも必要な生活道路の確保や公共交通の利便性の確保に努めます。
- 貴重な自然環境及び生物の生息環境を有する農地や森林は、学習、レクリエーションの場として活用に努めます。



支所周辺の医療施設



ゆとりある低層住宅地

(2) 交通ネットワーク

- 勢田北部の住宅地など狭あいな生活道路の多い地区では、老朽木造住宅の建替えと一体的に拡幅や、車両が離合できる空間の確保を進めます。
- 潁田小学校、潁田中学校の周辺や主要な公共公益施設周辺では通学路や施設へアクセスする道路の拡幅、歩道の整備を進めます。

(3) 水・緑・歴史のまちづくり

- 遠賀川、庄内川、鹿毛馬川では、親水性の高い河川環境の創出を図ります。
- かいた中央公園は、周辺の公共公益施設と一体となった総合的なレクリエーション及び憩いの空間として、誰もが利用しやすい公園としての施設改善を図ります。筑豊緑地は、多くの人々がスポーツや健康づくりを楽しめる公園として適切な維持管理を図ります。
- 国道 200 号バイパス及び主要地方道北九州小竹線といった地域の骨格となる幹線道路においては、周辺の自然環境に配慮した良好な沿道景観の形成に取り組みます。
- 河川・用水路の水質の保全を図るため、公共下水道の計画的な整備とともに、浄化槽の設置促進による排水処理対策を進めます。
- 穎田支所周辺、かいた中央公園、小中学校などの周辺では、施設建替えなどの状況も踏まえながら主要な公共公益施設を回遊する歩行者空間を形成します。
- 旧松喜醤油屋、鹿毛馬神籠石などの地域資源と調和した良好な街なみ環境の形成や、情報案内の強化に努めます。



筑豊緑地



旧松喜醤油屋

(4) 安全・安心して暮らせるまちづくり

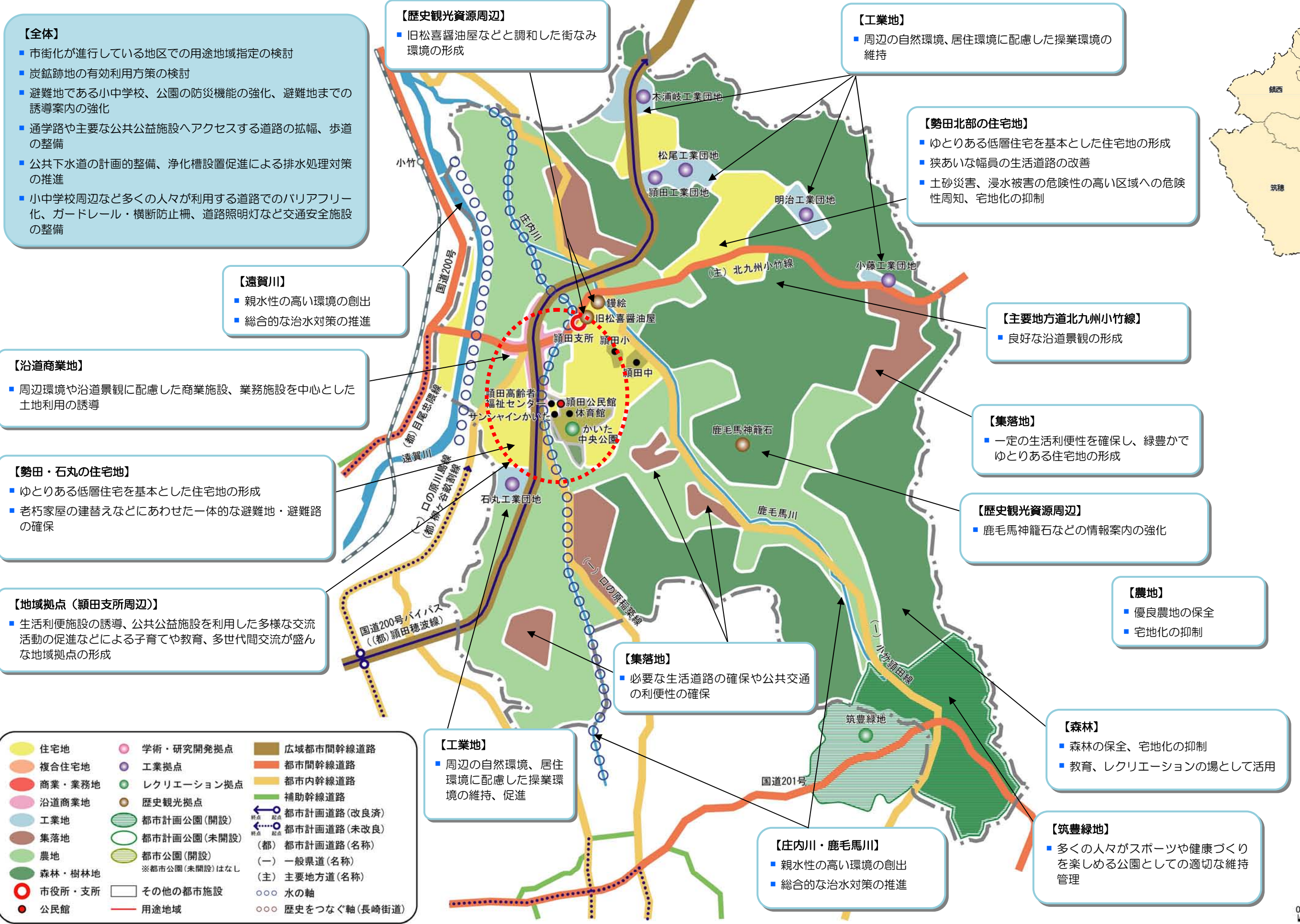
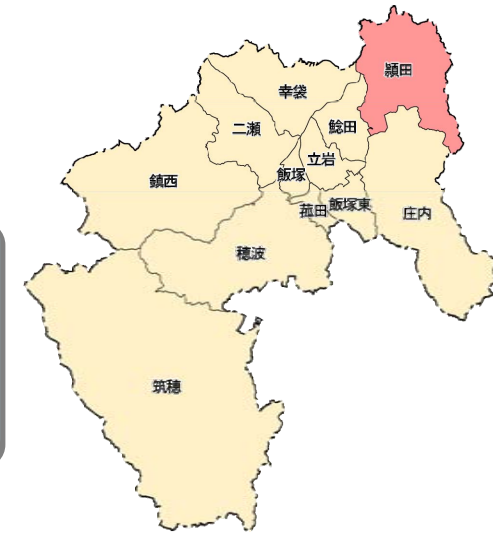
- 小中学校周辺など多くの人々が利用する道路でのバリアフリー化や、ガードレール・横断防止柵、道路照明灯などの交通安全施設の整備を進めます。
- 勢田北部の老朽化した炭鉱住宅が残る地区では、住宅の建替えなどにあわせた一体的な避難地・避難路の確保を図ります。
- 土砂災害や水害危険性の高い地域での危険性周知や宅地化の抑制を図ります。
- 避難地である小中学校、公園の防災機能を強化するとともに、避難地までの誘導案内の強化に取り組みます。



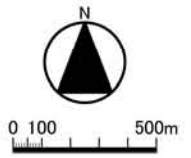
密集した住宅地

■地域別まちづくり方針図

穎田地域



住宅地	学術・研究開発拠点	広域都市間幹線道路
複合住宅地	工業拠点	都市間幹線道路
商業・業務地	レクリエーション拠点	都市内幹線道路
沿道商業地	歴史観光拠点	補助幹線道路
工業地	都市計画公園(開設)	都市計画道路(改良済)
集落地	都市計画公園(未開設)	都市計画道路(未改良)
農地	都市公園(開設)	(都) 都市計画道路(名称)
森林・樹林地	都市公園(未開設)	(一) 一般県道(名称)
市役所・支所	※都市公園(未開設)はなし	(主) 主要地方道(名称)
公民館	その他の都市施設	水の軸
	用途地域	歴史をつなぐ軸(長崎街道)



第5章 実現化方策

1. 協働のための仕組みづくり

都市づくりや地域づくりは、都市や地域に生活し、活動している市民、事業者、大学、行政の協働により、知恵と行動を結集して行うものです。それぞれの役割と責任を認識しながら、まちづくりの目標を共有化し、適切な役割分担により、多様な主体が参加するまちづくりを進めていきます。

1-1 主体の役割

(1) 市民

市民は、地域づくりの主役として、地域づくりのルールの検討、まちづくり活動への積極的参加のほか、身近な道路・公園などの維持管理にも関わります。

わたしたちの住む地域をもう一度見直し、よいところを再発見し、できることから始めていくことが重要となります。

(2) 事業者

事業者は、事業を通じて地域経済の活性化に積極的に貢献していくことが重要です。

まちづくりの担い手としての役割と責任を理解し、積極的にまちづくりに参加することにより、社会貢献を果たしていくことが求められています。

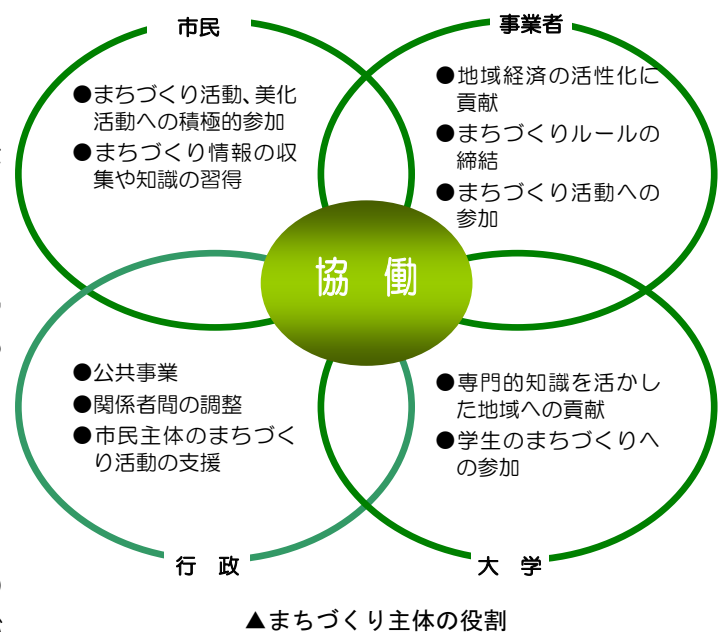
(3) 大学

大学は、専門的ノウハウの蓄積をもつ学術研究機関として、本市のまちづくりへの積極的な助言や提案を行うとともに、地域との結びつきを高め、地域に開かれた大学として、まちづくり活動への支援や参加が求められています。

(4) 行政

行政は、市民、事業者、大学との協働により、都市計画の決定や具体的な事業を積極的に推進していくため、最も効果的な手法を活用し、広域的・根幹的な施設の整備や維持管理を担います。

また、関係者間の調整を行うとともに、まちづくりに関する情報発信、意識啓発を行い、自主的なまちづくり活動への支援、まちづくり推進体制の充実などに努めます。



1-2 行政としての総合力の発揮

(1) 庁内体制の充実

本マスタープランが都市計画の総合的な指針として機能するためには、都市計画分野はもとより産業、環境、福祉、教育、文化などの各分野と連携した計画的なまちづくりが不可欠となります。

そのため、計画、事業実施、評価、見直しといった、施策の進行管理における各段階で関係部署との調整を行ない、住民参加によるまちづくりに関する検討の場に積極的に関わっていきます。

(2) 啓発活動や市民参加機会の充実

「わたしたちの暮らしている地域や地区の問題点は何か」、「まちづくりとはどのようなものなのか」など、まちづくりに関するさまざまな情報提供や問題提起をすることで、関心を喚起していくことが必要です。

市の広報紙やホームページでの情報公開、パンフレットなどによるPR、シンポジウムやセミナーの開催、優れたまちづくり活動団体の表彰など、まちづくりの普及・啓発を充実させていきます。

(3) 市民・事業者のまちづくり活動への支援

本市には、いくつかの自主的なまちづくり組織が立ち上がっています。自分たちのまちは自分たちの手で良くしていこうとする市民のまちづくり活動に対しては、必要な情報提供、話し合いの場の確保、まちづくり専門家の派遣などの支援策が必要です。また、NPOやボランティア団体などの活動や、その活動の中から出てくる積極的な提案も、まちづくりを進める上で重要な役割を果たします。

こうした市民・事業者の主体的なまちづくり活動を支援する制度を検討します。

(4) まちづくりリーダーの発掘・育成

地域主体のまちづくり活動を進めるためには、地域や地区においてまちづくりリーダーとなる人材（キーパーソン）の発掘、育成が重要となるため、市民参加機会の場を通じてリーダーの発掘に努めます。

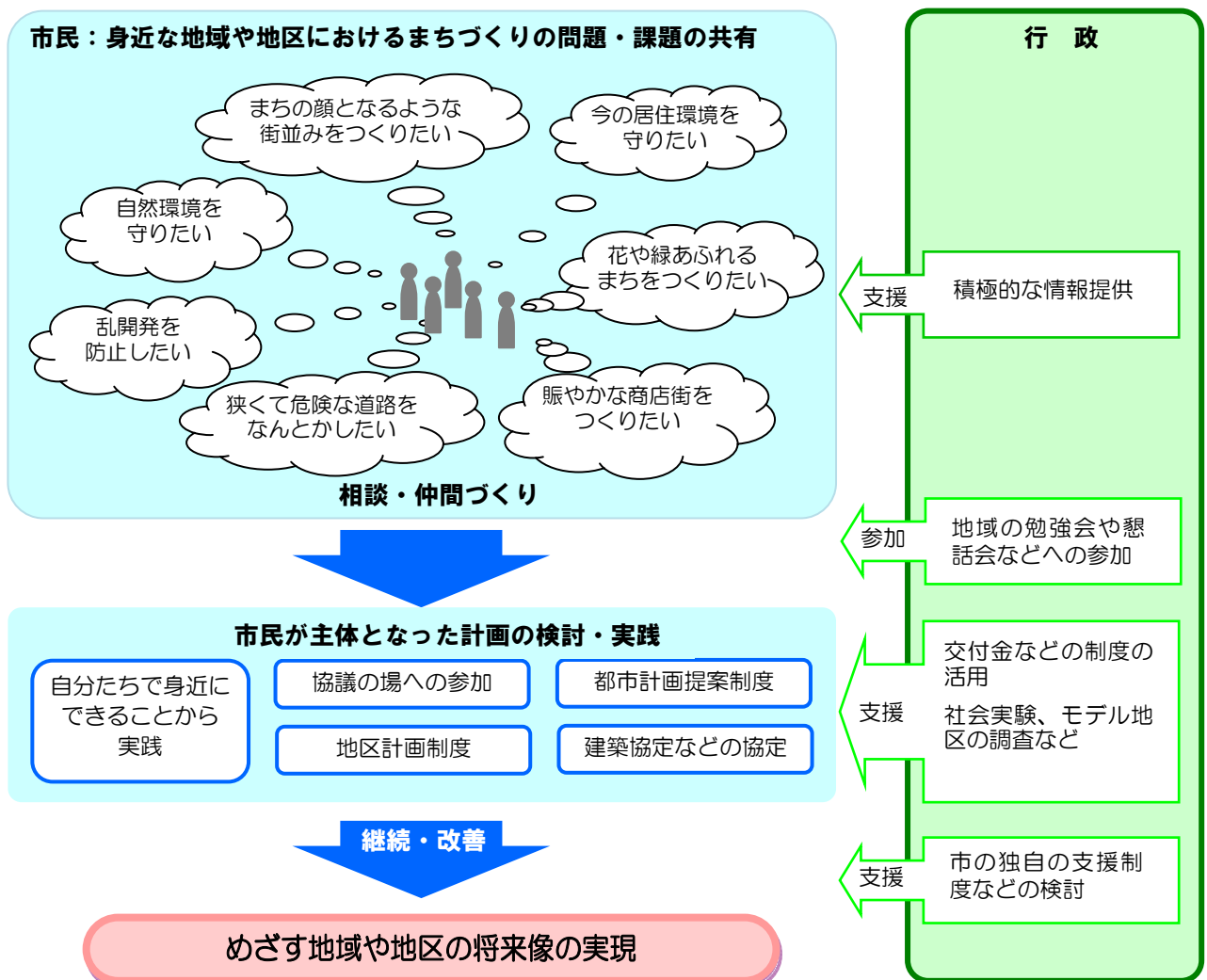
(5) 国、県、関連市町村、交通事業者との連携

今後の取り組みの中には国、県、近隣市町及び鉄道、バスなどの交通事業者の事業に関わるものがあり、各種の関係機関との連携が不可欠です。広域的な道路や河川の整備については、管理者である国・県に対して、事業の早期実現を働きかけていきます。また、飯塚市全体にかかわる中核的な拠点施設の配置や筑豊地域全体にかかわる広域的な拠点施設の配置については、県や隣接市町との調整を図ります。公共交通については、コミュニティバス運行による効果などを分析し、鉄道、バスなどの交通事業者との調整・協議を行います。

1-3 市民が主体となったまちづくり活動の実践

市民が主体的にまちづくりに参加するためには、身近なまちづくりに対する意識を育むとともに、市民が積極的に活動できる環境を整え、活動の輪を広げることにより、市全体に浸透させる仕掛けが必要です。

そのためには、より一層の庁内連携を図りつつ、まちづくりに関する情報の提供、助言をはじめ、各種制度の活用などにより、市民にとって身近な地域や地区における取り組みを支援していきます。また、土地利用や緑化、景観形成などに関するルールづくりだけでなく、実現に向けたモデル調査や社会実験、交付金制度の活用など、市民と行政が様々な形で連携したまちづくりを推進します。

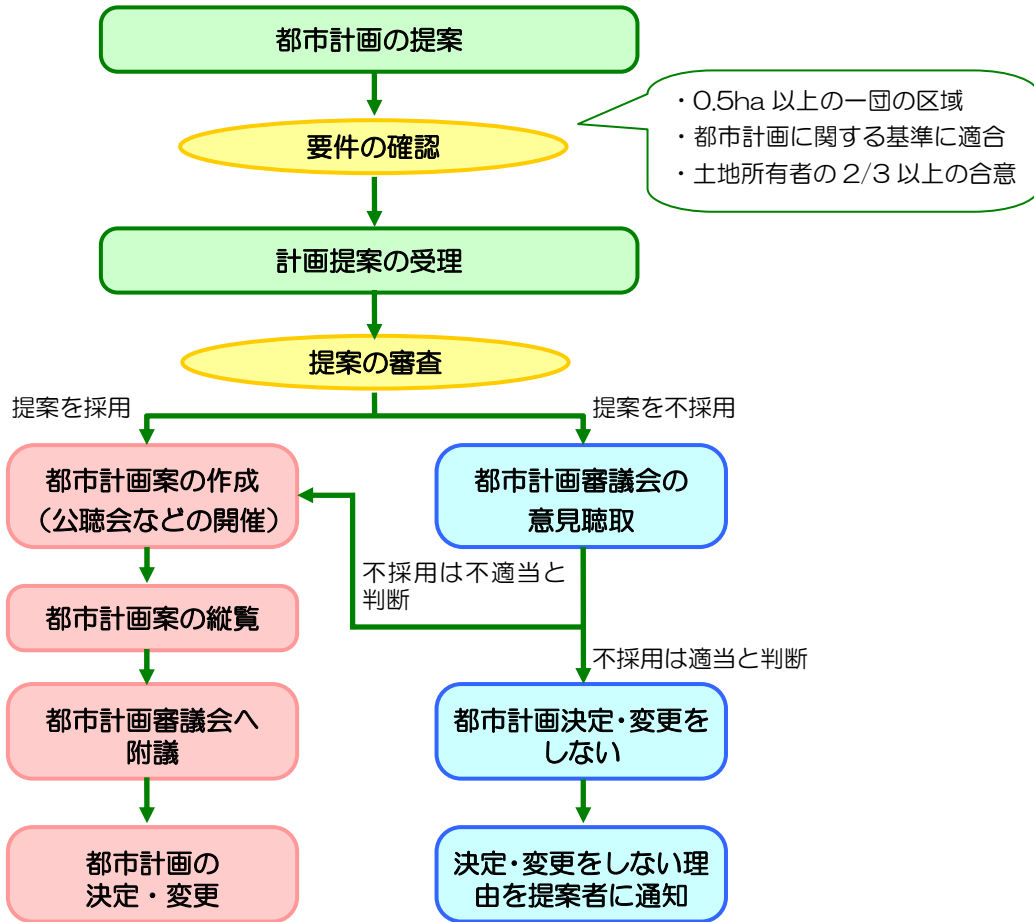


▲市民が主体となった活動の流れ

【都市計画の提案制度とは】

「都市計画提案制度」とは、土地の所有者、まちづくり NPO、民間事業者などが、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者の 3 分の 2 以上の同意等一定の条件を満たした場合に都市計画の提案をすることができる制度です。市は、総合計画や都市計画マスタープラン、その他各種関連計画との整合性から、提案された内容の妥当性を検討し、必要に応じて都市計画の決定又は変更を行います。

都市計画提案制度は、市民が主役のまちづくりにおいて重要な機能を果たすことから、制度活用に向けて市民などへの周知に努めます。



▲都市計画提案制度の流れ

2. 実現に向けた手法

2-1 土地利用における都市計画の手法の活用

(1) 一体性ある都市づくりに向けた都市計画区域の検討

都市計画区域の指定は、一体の都市として総合的に整備、開発および保全する必要がある区域を指定することで、効率的な公共投資を図り、健全かつ合理的な土地利用を進めるために行うものです。

一体性ある都市圏の枠組みにふさわしい都市計画区域のあり方について、人口、通勤通学状況などの社会動向、土地・建物状況、接道状況などを踏まえ、指定の必要性・効果を検討します。

(2) 地域地区などの見直し

近年、用途地域の指定のない区域において、市街化が進行している地区があるため、本マスタープランで定めた将来都市構造や土地利用の方針に基づき、用途地域の見直しを検討します。また、用途地域の指定区域においても、土地利用の方針に沿った地域地区の見直しが必要となります。

▼見直しの一例

想定される状況	見直しの方向性
○商業系・工業系用途地域であるが、低層住居として利用すべき地区	⇒住居系用途地域に変更、又は、高度地区指定によって高さ規制の導入を検討
○商業系・工業系用途地域であるが、大規模集客施設の抑制を図るべき地区	⇒特別用途地区の指定を検討
○用途地域外で市街化が進んでいる地区	⇒都市基盤、農業関連基盤の整備状況などを考慮して用途地域の指定を検討
○保全すべき丘陵地など	⇒緑地保全地域や風致地区の指定を検討

(3) 限定的な規制・誘導手法の有効活用

用途地域の指定のない区域のうち、大規模集客施設、危険性の高い工場、又は風俗施設などの立地を制限する必要がある地区については、特定用途制限地域などの指定を検討します。

その他の地区についても、周辺の自然環境と調和し、ゆとりある居住環境を創出する観点から、地域の状況や市民意向などを踏まえながら、適切な規制・誘導手法の導入を検討します。

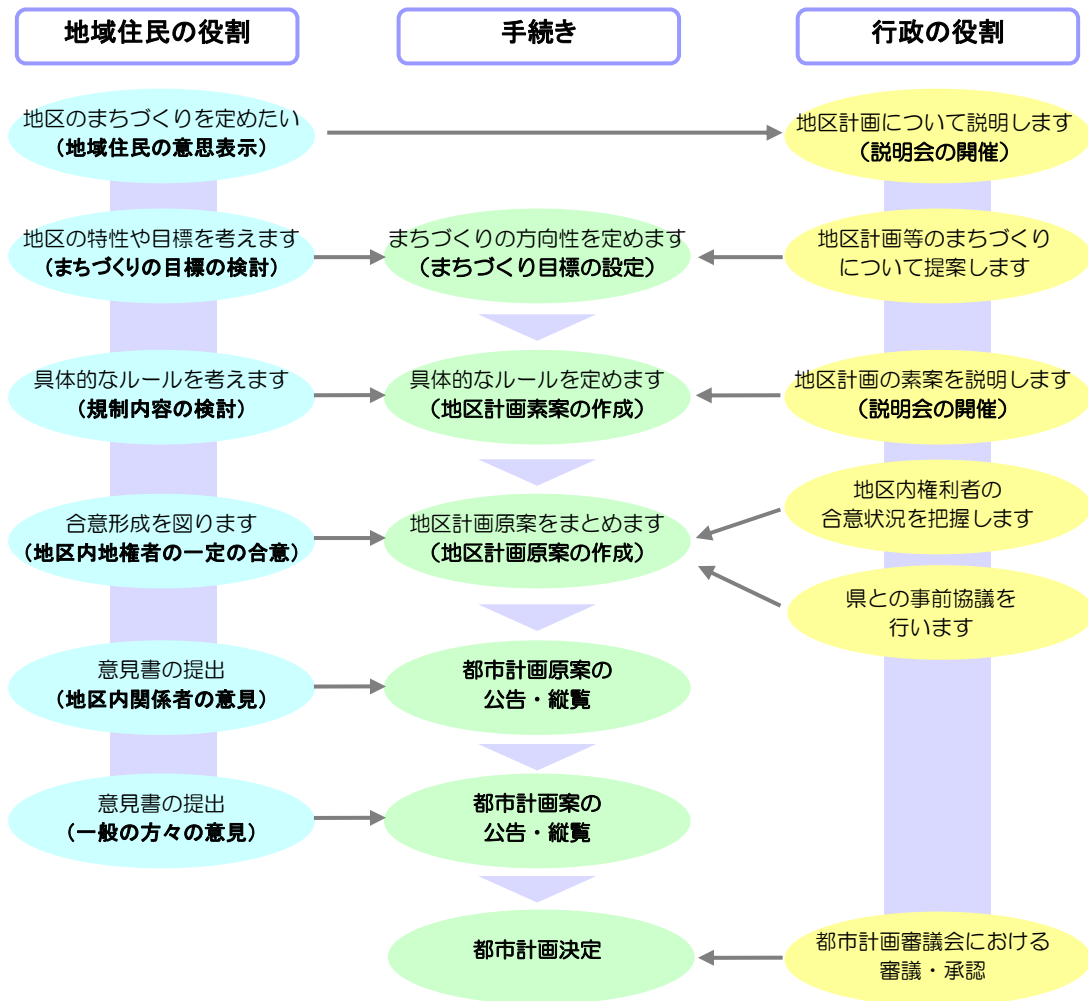
■用途地域の指定のない区域における規制・誘導の手法

- 特定用途制限地域の指定
- 建ぺい率・容積率の見直し（ゆとりある敷地の確保）
- 建築物の敷地面積の最低限度の見直し（狭小な宅地造成の抑制）
- 緑地保全地区や風致地区の指定（身近な自然環境の保全）

(4) 地区計画制度の活用

地区や街区レベルでは、その特性に応じたきめ細かなまちづくりを行うために、市民との協働のもとに、地区レベルの基盤整備や、土地利用の誘導を図ることのできる地区計画の活用が有効です。地区計画は、地域住民と行政が協働して決めていきます。

▼地区計画の進め方



【地区計画で定めることのできるもの】

- 地区施設（生活道路、公園、広場、遊歩道など）の配置
- 建物の建て方や街並みのルール（用途、容積率、建ぺい率、高さ、敷地規模、セットバック、デザイン、生垣など）
- 保全すべき樹林地

【定める一例】

○地区の居住環境を守るため、住宅以外は建てられないようにしたい

- ・住宅以外の用途を制限する
- ・建物の高さなどを制限する

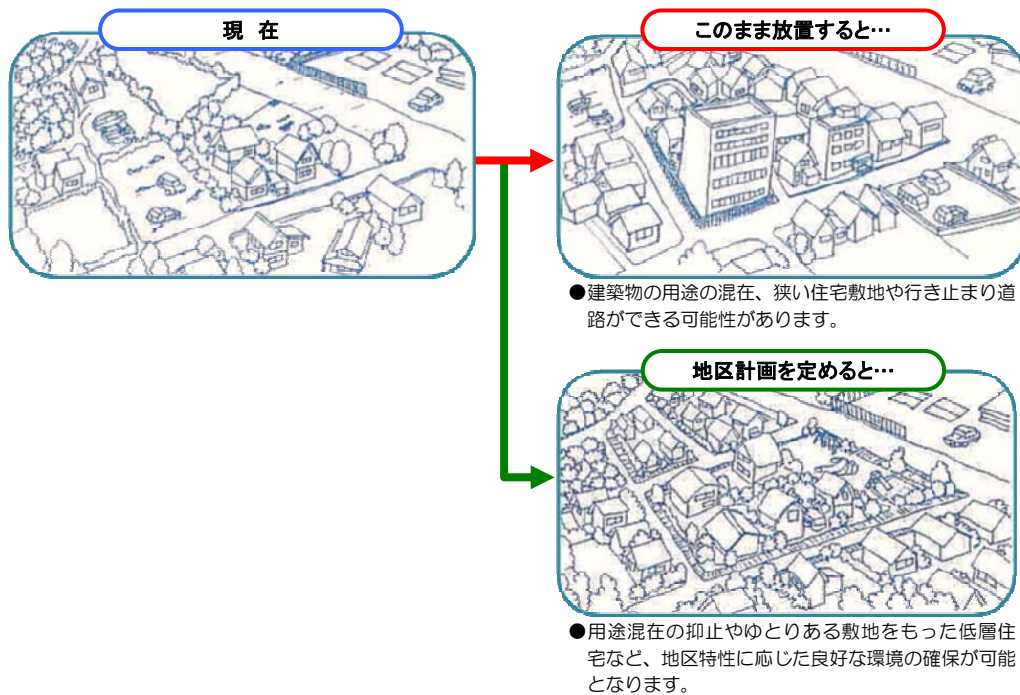
○ゆとりがあり、緑に囲まれた街並みを形成したい

- ・建物の壁面の位置を定め植栽空間を確保する
- ・垣、柵を生垣にする

○地区内の道路が狭い

- ・建物の壁面の位置を定め歩行者空間を確保する
- ・新しい地区内道路の位置と規模を定める

▼地区計画制度の活用イメージ



2-2 個性的な景観づくりのための自主的なルールを活用

低層のゆとりある住宅や緑豊かな生垣のある街並み、歴史資源を活かした街並みなど、個性ある街なみが感じられる環境の創出を図るには、地域や市民の合意に基づくルールが必要です。こうした自主的なルールとしての建築協定、緑地協定の活用促進や、都市景観のあり方についての検討に努めます。

(1) 建築協定

建築協定は、住宅地などの良好な環境を形成するために、建築基準法に基づき、土地や建物の所有者同士、又はそれらの所有者と建設業者などとの間で、建築物に関する基準（用途、敷地、形態・意匠など）について、建築基準法の制限に上乗せして独自の基準をつくり、協定として定めるものです。

■建築協定の内容

- 土地の区域（建築協定区域）
- 建築物に関する基準（建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備に関する基準）
- 協定の有効期間
- 協定違反があった場合の措置

(2) 緑地協定

都市緑地法に基づき、自分たちの住むまちを良好な環境としていくために話し合い、土地所有者などの全員の合意によって、緑地の保全・緑化に関する協定を定めるものです。

■緑地協定の内容

- 土地の区域（緑地協定区域）
- 緑地の保全または緑化に関する事項のうち必要なもの（保全または植栽する樹木などの種類・場所、管理に関する事項、保全または設置する垣または柵の構造、緑地の保全または緑化に関する事項など）
- 協定の有効期間
- 協定違反があった場合の措置

(3) 都市景観のあり方の検討

本市には都市空間と一体となった遠賀川の河川景観や長崎街道内野宿の歴史景観など、魅力的な景観資源が数多く残されており、こうした資源を活かした都市景観のあり方についての検討に努めます。

2-3 都市施設等の効果的・効率的な整備

(1) 都市施設・市街地整備

① 都市計画道路の必要性の再検討

都市計画道路は、計画的なまちづくりを行うために、都市計画で位置づけている道路ですが、計画決定したまま事業が長期間未着手となっている路線があります。中には、近年の社会経済状況などの変化などにより、その役割や必要性に変化が生じつつある路線もあります。

このため、県が示している「都市計画道路検証方針」に基づき、これからの都市計画との整合性や事業の検証及び各計画路線の事業効果の検証を行ないます。また、交通量配分を行い、市全体の道路ネットワークなどとのバランスについて検討し、都市計画道路の「必要性」や「実現性」について客観的な基準による評価を行います。その上で、これらの検証結果などを基に、計画の「現状維持」や「事業内容の変更」、「廃止」など、各路線の方向性を整理し、地域の実情に応じた都市計画道路の整備に努めます。

② 土地区画整理事業の見直しなどの検討

都市計画決定され、10年以上の長期にわたり事業化ができていない立岩・川島地区土地区画整理事業については、地元の意向を踏まえ、今後の土地利用の見通しや費用対効果などを検証し、総合的な視点から見直しなどの検討を進めます。

(2) 緑の基本計画の策定

今後、概ね20年後を見据えた公園緑地などの整備方針として、親しめる水辺空間の創出による河川などの魅力向上や公園の適正な配置について、「飯塚市公共施設等のあり方に関する実施計画」などと調整を行い、自然環境の保全、レクリエーションの場の創出、防災機能の強化、景観形成の面から検証し、効果的かつ実現性のある「緑の基本計画」の策定を進めていきます。

3. 施策の進行管理

3-1 計画～実行～点検～改善による進行管理

本マスタープランは、概ね20年後を目標にした長期的な構想です。社会・経済情勢の変化に応じて、計画的な運用を行うためには、まちづくりの進捗状況などを踏まえ、市民の意見を反映しながら、計画立案→実行→点検→改善という継続的なサイクルが欠かせません。市民と行政は、それぞれの段階に応じた役割を主体的に果たすことが重要となります。

また、社会・経済情勢の変化とともに、上位計画である飯塚市総合計画、飯塚市国土利用計画の見直しに応じて、地域の実情を踏まえながら、必要に応じた柔軟な見直しを行っていきます。

(1) 計画…【全体構想・地域別構想の策定】

本計画の策定では、市民意向調査、作業部会、調整会議、策定委員会の開催をはじめ、市民懇話会、説明会、市民意見募集などを通じ、市民と行政が協働して、共通の目標となる全体構想、地域別構想を立案しました。

(2) 実行…【マスタープランの計画を実現する個別の制度や事業の実施】

市民は、地域づくりの基本目標の実現に向け、その役割を踏まえながら自ら行動し、地域での助け合いに努めます。行政は、都市づくりの目標の達成に向け、全体構想、地域別構想に基づき、創意工夫して地域資源を効果的に活用しながら施策・事業を推進します。

(3) 点検…【計画の達成状況の点検】

行政は、定期的に施策・事業が本マスタープランに掲げた方針に沿ったものであるかどうか点検し、結果を公表するとともに市民の意見を聞きます。

(4) 見直し…【都市計画マスタープランの見直し】

概ね10年後の中間年次には、それまでの目標の達成状況の点検を踏まえ、本マスタープランに掲げた取り組みを確認します。この際、市民意向調査などにより目標達成状況や市民の活動実態を調査分析し、市民と行政が協働して共通の目標や取り組みを検証し、必要に応じて本マスタープランを変更します。

資 料 編

飯塚市都市計画マスタープラン策定経緯

時期	内容
平成19年 6月～ 7月	市民アンケート調査
平成19年 7月	高校生アンケート調査
平成19年 7月	街頭調査
平成19年 7月17日	第1回市民懇話会（市全域対象）
平成19年 8月～ 9月	市ホームページによる市民意向調査
平成19年 8月～ 9月	第2回市民懇話会（13会場）
平成19年10月～11月	第3回市民懇話会（13会場）
平成20年 2月21日	第4回市民懇話会（市全域対象）
平成20年10月 3日	第1回作業部会
平成20年10月24日	第1回調整会議
平成20年11月25日	第1回策定委員会
平成21年 1月19日	第2回作業部会
平成21年 2月 4日	第2回調整会議
平成21年 3月26日	第2回策定委員会
平成21年 5月22日	第3回作業部会
平成21年 6月 4日	第3回調整会議
平成21年 9月 1日	第3回策定委員会
平成21年10月 2日	第4回策定委員会
平成21年10月 4日	第4回作業部会
平成21年10月23日	第4回調整会議
平成21年11月27日	第5回策定委員会 ■素案策定
平成21年12月 7日～ 平成22年 2月 5日	市民意見募集
平成22年 1月 8日	第1回都市計画審議会
平成22年 1月～ 2月	市民説明会（12会場）
平成22年 3月24日	第6回策定委員会 ■原案策定
平成22年 4月27日	第2回都市計画審議会 ■決定

議案第1号

22飯都都発第8号

飯塚市都市計画審議会
会長 依田 浩敏 様

都市計画法（昭和43年法律100号）第18条の2の規定に基づき、次の事項について付議します。

飯塚市都市計画マスタープラン（原案）について

平成22年4月8日

飯塚市長 齊藤 守史

答 申 第 2 号
平成 22 年 4 月 27 日

飯塚市長 齊藤 守史 様

飯塚市都市計画審議会
会長 依田 浩敏

都市計画マスタープラン（原案）について（答申）

平成 22 年 4 月 8 日付 22 飯都都発第 8 号で諮問のあったことについて、当審議会の意見は次のとおりです。

議案第 1 号 飯塚市都市計画マスタープラン（原案）について

答申：原案どおり承認

飯塚市都市計画審議会委員

選出区分	所属団体等	職名	氏名	備考
学識経験のある者 (5名)	①近畿大学産業理工学部	教授	依田 浩敏	会 長
	②飯塚商工会議所	事務局長	古江 和雄	
	③飯塚女性ネットワーク	常任理事	吉田 幸子	
	④飯塚市農業委員会	会 長	幸崎 常彦	
	⑤飯塚市商工会	会 長	岩下 三郎	
市議会の議員 (4名)	①市議会議員	総務委員会委員	八兒 雄二	
	②市議会議員	厚生委員会委員	道祖 満	
	③市議会議員	市民文教委員会委員	瀬戸 元	
	④市議会議員	経済建設委員会委員	芳野 潮	
関係行政機関の 職員(4名)	①国土交通省九州地方整備局 北九州国道事務所	事務所長	後田 徹	
	②飯塚警察署 交通課	交通課長	小畑 修	
	③福岡県飯塚県土整備事務所	所 長	西田 直人	
	④福岡県飯塚農林事務所	農山村振興課長	釜瀬 健一	
有する本市に住所を (3名)	①飯塚市自治会連合会代表(飯塚地区)	飯塚支部副会長	大谷 鶴雄	
	②飯塚市自治会連合会代表(筑穂地区)	筑穂支部会長	畠中 末雄	
	③飯塚市自治会連合会代表(庄内地区)	庄内支部会長	松尾 数馬	

飯塚市都市計画基本方針策定委員会委員名簿

選出区分	所属団体等	職名	氏名	備考	
学識経験者及び団体代表	①近畿大学産業理工学部	教授	依田 浩敏		
	②九州大学大学院 人間環境学研究院 都市・建築学部門	准教授	有馬 隆文	会 長	
	③農業委員会	会長	幸崎 常彦		
	④商工関係者	事務局長	古江 和雄		
	⑤飯塚女性ネットワーク	常任理事	吉田 幸子		
市議会	①市議会議員		瀬戸 元		
	②市議会議員		道祖 満		
関係行政機関	①飯塚県土整備事務所	所長	西田 直人		
	②福岡県都市計画課	課長	小川 博之		
市内居住者	一般住民代表	①公募	小西 幸恵		
	②公募		川上 利明		
	地域住民代表	①自治会連合会代表（飯塚地区）	飯塚支部副会長	大谷 鶴雄	
		②自治会連合会代表（穂波地区）	会長	小村 義高	
		③自治会連合会代表（筑穂地区）	筑穂支部会長	畠中 末雄	
		④自治会連合会代表（庄内地区）		篠木 守	
		⑤自治会連合会代表（颯田地区）	会長	西川 敏昭	

用語	解説																				
あ	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="252 331 616 394">アクセス</td> <td data-bbox="616 331 1441 394">接近すること。また、交通の便。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 394 616 544">飯塚市国土利用計画</td> <td data-bbox="616 394 1441 544">国土利用計画法第8条の規定に基づき、本市の区域内における国土（以下「市土」という）の利用に関する基本的事項について、全国の区域及び福岡県の区域について定める国土の利用に関する基本的事項についての計画（全国計画及び県計画）を基本として、かつ第1次飯塚市総合計画に即しつつ策定したもので、市土の利用に関する全ての計画の指針とされるべきもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 544 616 672">飯塚市市営住宅ストック総合活用計画</td> <td data-bbox="616 544 1441 672">新市建設計画や総合計画に盛り込まれた、住民のニーズに対応した良質な住宅の提供、高齢者や障がい者に配慮した住宅や老朽化住宅の建て替えなど安全で快適な住環境の整備を図るという方針に沿って、居住水準や設備水準の向上など施設の整備を行い、安全で快適な住宅ストックの形成を図ることを目的とした計画。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 672 616 748">飯塚市総合計画（第1次）</td> <td data-bbox="616 672 1441 748">地方自治法に基づき、飯塚市が総合的かつ計画的な行財政の運営を図るための基本計画。計画期間は2007年度～2016年度までの10年。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 748 616 831">飯塚市地域防災計画</td> <td data-bbox="616 748 1441 831">災害対策基本法第42条の規定に基づき、飯塚市長を会長とする「飯塚市防災会議」によって決定し、策定する計画。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 831 616 907">飯塚市都市計画道路整備プログラム</td> <td data-bbox="616 831 1441 907">限られた財源の中で、効果的かつ効率的な道路整備を目指し、今後整備すべき道路を対象に、事業効果の高い道路を抽出し、整備時期の目標を定めたもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 907 616 990">飯塚市農業振興地域整備計画</td> <td data-bbox="616 907 1441 990">農業の健全な発展を図るとともに土地の合理的利用を図るため、農業の振興を図るべき地域についての計画。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 990 616 1117">飯塚都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 （飯塚都市計画区域マスタープラン）</td> <td data-bbox="616 990 1441 1117">飯塚市の発展の動向、飯塚都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して長期的視点に立った都市の将来像（おおむね20年後）を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにし、飯塚都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして福岡県が定めるもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1117 616 1173">オープンスペース</td> <td data-bbox="616 1117 1441 1173">公園、道路、河川、立ち入り可能な空地など。</td> </tr> </table>	アクセス	接近すること。また、交通の便。	飯塚市国土利用計画	国土利用計画法第8条の規定に基づき、本市の区域内における国土（以下「市土」という）の利用に関する基本的事項について、全国の区域及び福岡県の区域について定める国土の利用に関する基本的事項についての計画（全国計画及び県計画）を基本として、かつ第1次飯塚市総合計画に即しつつ策定したもので、市土の利用に関する全ての計画の指針とされるべきもの。	飯塚市市営住宅ストック総合活用計画	新市建設計画や総合計画に盛り込まれた、住民のニーズに対応した良質な住宅の提供、高齢者や障がい者に配慮した住宅や老朽化住宅の建て替えなど安全で快適な住環境の整備を図るという方針に沿って、居住水準や設備水準の向上など施設の整備を行い、安全で快適な住宅ストックの形成を図ることを目的とした計画。	飯塚市総合計画（第1次）	地方自治法に基づき、飯塚市が総合的かつ計画的な行財政の運営を図るための基本計画。計画期間は2007年度～2016年度までの10年。	飯塚市地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、飯塚市長を会長とする「飯塚市防災会議」によって決定し、策定する計画。	飯塚市都市計画道路整備プログラム	限られた財源の中で、効果的かつ効率的な道路整備を目指し、今後整備すべき道路を対象に、事業効果の高い道路を抽出し、整備時期の目標を定めたもの。	飯塚市農業振興地域整備計画	農業の健全な発展を図るとともに土地の合理的利用を図るため、農業の振興を図るべき地域についての計画。	飯塚都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 （飯塚都市計画区域マスタープラン）	飯塚市の発展の動向、飯塚都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して長期的視点に立った都市の将来像（おおむね20年後）を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにし、飯塚都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして福岡県が定めるもの。	オープンスペース	公園、道路、河川、立ち入り可能な空地など。		
アクセス	接近すること。また、交通の便。																				
飯塚市国土利用計画	国土利用計画法第8条の規定に基づき、本市の区域内における国土（以下「市土」という）の利用に関する基本的事項について、全国の区域及び福岡県の区域について定める国土の利用に関する基本的事項についての計画（全国計画及び県計画）を基本として、かつ第1次飯塚市総合計画に即しつつ策定したもので、市土の利用に関する全ての計画の指針とされるべきもの。																				
飯塚市市営住宅ストック総合活用計画	新市建設計画や総合計画に盛り込まれた、住民のニーズに対応した良質な住宅の提供、高齢者や障がい者に配慮した住宅や老朽化住宅の建て替えなど安全で快適な住環境の整備を図るという方針に沿って、居住水準や設備水準の向上など施設の整備を行い、安全で快適な住宅ストックの形成を図ることを目的とした計画。																				
飯塚市総合計画（第1次）	地方自治法に基づき、飯塚市が総合的かつ計画的な行財政の運営を図るための基本計画。計画期間は2007年度～2016年度までの10年。																				
飯塚市地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、飯塚市長を会長とする「飯塚市防災会議」によって決定し、策定する計画。																				
飯塚市都市計画道路整備プログラム	限られた財源の中で、効果的かつ効率的な道路整備を目指し、今後整備すべき道路を対象に、事業効果の高い道路を抽出し、整備時期の目標を定めたもの。																				
飯塚市農業振興地域整備計画	農業の健全な発展を図るとともに土地の合理的利用を図るため、農業の振興を図るべき地域についての計画。																				
飯塚都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 （飯塚都市計画区域マスタープラン）	飯塚市の発展の動向、飯塚都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して長期的視点に立った都市の将来像（おおむね20年後）を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにし、飯塚都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして福岡県が定めるもの。																				
オープンスペース	公園、道路、河川、立ち入り可能な空地など。																				
か	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="252 1173 616 1301">開発許可</td> <td data-bbox="616 1173 1441 1301">都市計画区域内において、一定の開発行為（建築物の建築等、または建築等の用に供するために行う土地の変更）を行おうとする者は、事前に許可を得なければならない。平成12年の都市計画法改正により、準都市計画区域及び都市計画区域外においても一定の開発行為には開発許可が必要。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1301 616 1384">開発公園</td> <td data-bbox="616 1301 1441 1384">都市計画法の開発行為の許可で一定規模の宅地開発により開発者から市に提供された公園。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1384 616 1489">環境アセスメント</td> <td data-bbox="616 1384 1441 1489">環境影響評価。大規模な開発事業が周辺の環境に与える影響について、事業者が、事前に調査、予測及び評価を行うとともに、環境を守るための対策を検討し、その対策が成された場合における事業の与える環境への影響を総合的に評価すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1489 616 1572">環境基本計画</td> <td data-bbox="616 1489 1441 1572">総合的かつ長期的な視点に立った環境づくりを進めていくために定めた、環境の保全及び創造の基本的な方針。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1572 616 1655">環境教育</td> <td data-bbox="616 1572 1441 1655">人間をはじめ地球上のあらゆる生物がこの先も生きていくために、地球環境を維持していくための教育。環境を総合的にとらえ、体験的に学習すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1655 616 1738">キスアンドライド</td> <td data-bbox="616 1655 1441 1738">最寄り駅までマイカーで家族に送ってもらい（＝キス）、電車やバスに乗り換えて（＝ライド）、勤務先まで通勤するシステム。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1738 616 1821">既存ストック</td> <td data-bbox="616 1738 1441 1821">既にあるもの。歴史的・文化的資産、近代化遺産である土地、建物のほかに近年に建てた現代の建物も含む。また川や森、空気といった自然や音、匂い、人材など。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1821 616 1881">基本理念</td> <td data-bbox="616 1821 1441 1881">具体的な計画を実施していくための基本的考え方の根底となるもの。その計画の哲学。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1881 616 1942">基本方針</td> <td data-bbox="616 1881 1441 1942">基本理念に基づき推進する計画の具体的な方向性を示したもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1942 616 2038">協働</td> <td data-bbox="616 1942 1441 2038">地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または市民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力すること。</td> </tr> </table>	開発許可	都市計画区域内において、一定の開発行為（建築物の建築等、または建築等の用に供するために行う土地の変更）を行おうとする者は、事前に許可を得なければならない。平成12年の都市計画法改正により、準都市計画区域及び都市計画区域外においても一定の開発行為には開発許可が必要。	開発公園	都市計画法の開発行為の許可で一定規模の宅地開発により開発者から市に提供された公園。	環境アセスメント	環境影響評価。大規模な開発事業が周辺の環境に与える影響について、事業者が、事前に調査、予測及び評価を行うとともに、環境を守るための対策を検討し、その対策が成された場合における事業の与える環境への影響を総合的に評価すること。	環境基本計画	総合的かつ長期的な視点に立った環境づくりを進めていくために定めた、環境の保全及び創造の基本的な方針。	環境教育	人間をはじめ地球上のあらゆる生物がこの先も生きていくために、地球環境を維持していくための教育。環境を総合的にとらえ、体験的に学習すること。	キスアンドライド	最寄り駅までマイカーで家族に送ってもらい（＝キス）、電車やバスに乗り換えて（＝ライド）、勤務先まで通勤するシステム。	既存ストック	既にあるもの。歴史的・文化的資産、近代化遺産である土地、建物のほかに近年に建てた現代の建物も含む。また川や森、空気といった自然や音、匂い、人材など。	基本理念	具体的な計画を実施していくための基本的考え方の根底となるもの。その計画の哲学。	基本方針	基本理念に基づき推進する計画の具体的な方向性を示したもの。	協働	地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または市民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力すること。
開発許可	都市計画区域内において、一定の開発行為（建築物の建築等、または建築等の用に供するために行う土地の変更）を行おうとする者は、事前に許可を得なければならない。平成12年の都市計画法改正により、準都市計画区域及び都市計画区域外においても一定の開発行為には開発許可が必要。																				
開発公園	都市計画法の開発行為の許可で一定規模の宅地開発により開発者から市に提供された公園。																				
環境アセスメント	環境影響評価。大規模な開発事業が周辺の環境に与える影響について、事業者が、事前に調査、予測及び評価を行うとともに、環境を守るための対策を検討し、その対策が成された場合における事業の与える環境への影響を総合的に評価すること。																				
環境基本計画	総合的かつ長期的な視点に立った環境づくりを進めていくために定めた、環境の保全及び創造の基本的な方針。																				
環境教育	人間をはじめ地球上のあらゆる生物がこの先も生きていくために、地球環境を維持していくための教育。環境を総合的にとらえ、体験的に学習すること。																				
キスアンドライド	最寄り駅までマイカーで家族に送ってもらい（＝キス）、電車やバスに乗り換えて（＝ライド）、勤務先まで通勤するシステム。																				
既存ストック	既にあるもの。歴史的・文化的資産、近代化遺産である土地、建物のほかに近年に建てた現代の建物も含む。また川や森、空気といった自然や音、匂い、人材など。																				
基本理念	具体的な計画を実施していくための基本的考え方の根底となるもの。その計画の哲学。																				
基本方針	基本理念に基づき推進する計画の具体的な方向性を示したもの。																				
協働	地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または市民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力すること。																				

	建築協定	区域内の土地所有者や借地権者などが自主的に区域内の建築物の構造やデザインなどについて建築基準法の規定より細かく基準を定める協定。
	交通結節点	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎのための施設。
	高齢者保健福祉計画	高齢者社会をめぐる重要な課題に対して、高齢者の需要と必要な保健福祉サービスの量を明らかにし、将来必要とされるサービス提供体制を整備する計画。
	コンパクトな都市	まちと自然が調和し、職住近接で、歩いて暮らすことができる都市。
	コンベンション	学会や業界、団体などの国際会議や全国大会など、人を中心とした物や知識、情報などの交流を目的とした集会。
わ	里山	人が利用したり住んでいるなど、人と深く関わりあいながら形成されてきた森林。
	災害防止機能	農地の持つ洪水防止や森林の持つ表面侵食防止、表層崩壊防止、雪崩防止、防風機能のこと。
	砂防ダム	土石流を上流で食い止め、下流の人家や公共施設等への被害を未然に防ぐ為に設けられた砂防施設の一つ。正式には「砂防えん堤」。
	産学官連携	企業、大学・試験研究機関、行政の連携。
	産業の高度化	高機能、品質や納期、商品開発力のほか、顧客が抱える諸課題に対する対応力に優れた産品を創り出すこと。
	産業の振興	農林業、商業、工業などの産業において、担い手が育ち、創意工夫が活発に生まれ、生産額や販売額が向上し、活力が高まっている状態。
	市街地開発事業	一定の広がりのある地域を面的に開発する事業のこと。建物や施設を単体で建築するだけでなく、地方自治体、公団、第三セクター、地権者による組合などが事業主体になり、総合的な計画に基づいて、道路や公園などの公共施設と併せて宅地開発を行う。
	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的として、公園の指定・管理及び開発等一定の行為に対する許可・届出を定めた法律。
	都市と自然が共生	自然と人間生活のそれぞれの互恵を大切にしながら、お互いが持続的に存在できる関係を構築すること。
	指定管理者	多様化する住民ニーズに応えるとともに、より効果的、効率的に、公共の施設の管理運営を行うため、民間の能力を活用して住民サービスの向上を図ることを目的として、市議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体。
	修景整備	都市計画・道路計画などで、自然の美しさを損なわないように風景を整備すること。街並みにおいては、歴史的景観に調和するよう、家屋やその他の工作物の外観を伝統的建築様式に合わせながら新築・増築・改築・改修すること。
	集約型都市構造	都市機能・生活機能の集積を促進し、コンパクトな市街地を形成する拠点（中心市街地、生活拠点）の形成を図り、拠点間及び生活圏内のその他の地域を公共交通ネットワークなどにより連携させる都市構造。
	準都市計画区域	土地利用の整序や環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一帯の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがある区域を指定するもの。
	浄化槽	水洗トイレからの汚水（し尿）や台所・風呂などからの排水（生活排水）を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設。
	親水性	河川などの水辺空間における水との親しみやすさ。
	シンボルツリー	歴史的及び文化的に価値があり、地域のシンボルとなっている樹木。
	森林整備計画	地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年間の計画であり、市町村における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定めるもの。
森林法	森林の持続培養と森林生産力の増進に関する基本的事項を定めた法律。	

	生産基盤	生産を行うために適正化された土地・施設及び生産を支援する社会資本（電気・水など）。農業の生産基盤としてはほ場、用水、農道等、農業を行うための施設。
	生活圏	買物、学校、診療、集いなど人々が日常生活サービスを受けることのできる範囲。
	生活サービス	購買、教育、医療・福祉サービスなど。広義には店舗や飲食店等もこれに含める場合もある。
	生活拠点	生活サービスに関連する施設が集積し、様々な利用者が集まる場所。
	総合的な治水対策	現代では道路の舗装や住宅の建設により、雨水を地中に浸み込ませる働きが小さくなり、雨が降った時に雨水が河川に流れ込む量が過大になってきているため、雨水の処理を「河川対策」だけに頼らず、一時的に雨水を貯めたり、地下に浸み込ませたりして流域全体の雨水の流出を抑える「流域対策」の両面から水害を防ぐ治水対策。
た	地域コミュニティ	一定の地域に居住し、共通認識や連帯感をもった地域社会。共同体。
	地域づくり	地域の観点から土地利用の誘導、骨格的な道路の整備などを行う取り組み。
	地区計画	都市計画法に基づき、地区ごとに定めるまちづくりのルール。建築物の用途や形態、生垣など、きめ細かく規制や緩和を行うことができる。
	中心市街地	多くの人々が住み、働き、憩い、集うなど市域の中で最も都市活動が盛んで、賑わいのある場所。「まちの顔」となる所。
	低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。
	特定用途制限地域	用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）及び準都市計画区域内において、その良好な環境の形成または保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域。
	特別用途地区	都市計画法に基づき定めるもので、用途地区の規制を補完し、特別の目的から用途地域内の利便の増進又は環境の保護等を図る地区。基本となる用途地域の制限の強化または緩和を行うため、地区の特性や課題に応じて地方公共団体が建築基準法に基づく条例を定め、建築物その他の工作物について必要な制限をすることができる。
	都市型産業	経済のソフト化・サービス化の進展に伴い、都市に集積して地域経済発展の牽引役となっている各種サービス業や金融業などの第三次産業のこと。
	都市機能、都市サービス機能	行政、教育、文化、情報、産業、スポーツなど都市が受け持つ各種のサービス機能。
	都市基盤	都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を維持するための施設。主に道路、鉄道、公園、下水道などといった公共施設。
	都市計画運用指針	都市政策を進めていく上で、都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいか、また、その具体的な運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を示すもの。地方公共団体が必要な時期に必要な内容の都市計画を実際に決め得るよう、活用するための指針。
	都市計画区域	都市計画法その他の関連法令が適用される区域。都市計画による道路、公園、下水道などの都市施設の整備も原則としてこの区域内で行われる。区域内では都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、一定規模以上の開発行為については都道府県知事の許可を得なければならない。
	都市計画公園	都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体または国が設置するもの、および地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。
	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊技、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。

	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
	特殊公園	主として風致の享受の様に供することを目的とする公園または動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園。
	広域公園	主として市の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位毎に1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	緑道	都市生活者に対して、災害時における避難路や都市生活の快適性の確保等を図ることを目的として設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地。
	都市計画決定	都市計画は、原則として広域的見地から定められるものを都道府県知事が、その他のものを市が決定する。決定に際しては、都市計画審議会の議を経る。また、都市計画の案の作成に際しては、必要に応じて説明会・公聴会等を開催すると共に、計画案の縦覧を行うなど、市民の意見を反映する機会が設けられている。
	都市計画道路	整備・改良が都市計画により決定された道路。都市計画により道路の整備・改良が決定されることにより、関連する用地は建築を制限される。
	都市構造	都市の空間的な姿。人や産業が集中する拠点と主要な人や物の流れによって形成されるネットワークなどから捉える。
	都市施設	都市計画法の規定では都市施設として①道路・都市高速鉄道、②公園などの公共空地、③上下水道・電気・ガスなどの供給処理施設、④河川などの水路、⑤学校などの教育文化施設、⑥病院、⑦市場、⑧一団の住宅施設、⑨官公庁施設、⑩流通業務団地などがある。これらの施設が都市計画により整備が決定されると、事業が円滑に実施できるよう関連する土地の建築制限が課せられる。
	都市づくり	全市の観点から土地利用の誘導、骨格的な道路の整備などを行う取り組み。
な	長崎街道	山陽道につながる脇街道で、小倉から長崎までの57里（約224km）が25の宿場で繋がれた。
	ニーズ	意向。要望。需要。
	ネットワーク	人、もの、情報のつながり。
	農業集落排水施設	集落におけるし尿、生活排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設であり、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善、公共用水域の水質保全に寄与することを目的としている。
は	パークアンドライド	最寄り駅までマイカーを使い、駐車場に駐車（ニパーク）し、電車やバスに乗り換えて（ニライド）、勤務先まで通勤するシステム。
	バリアフリー	社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものが取り除かれた、障がい者や高齢者などにやさしいまちの環境や制度。
	風致地区	自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地など、その風致を維持することが望ましいと思われる地域について指定される、都市計画法に基づく地域地区の一種。
	福岡県大規模集客施設の立地ビジョン	大規模集客施設の適正な立地の方針を示したもの。多くの都市機能が集積しており、多くの人が集まる場所を「広域拠点」「拠点」と位置づけ、大規模な集客施設を誘導する。本市では飯塚バスセンター周辺と、新飯塚駅西部市街地のエリアが「広域拠点」として指定されている。
	プロセス	何かの目的に向かって取組む際の過程。工程。
	ポケットパーク	道路わきや街区内の空き地などわずかな土地を利用した小さな公園。
ま	緑の基本計画	「都市緑地法」に基づき、市町村がその区域における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを内容として策定する緑とオープンスペースの総合的な計画。
	無秩序な開発	将来像に沿った計画的開発が立ちあがる前に土地需要が高まり、開発されること。結果として、虫食的に市街地化が進み、不効率な土地区画や下水道、道路などが生じるなどの諸問題を引き起こす。

や	ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること。
	用途地域	土地の合理的な利用を図り、良好な環境を確保するために、地域ごとに建築物の用途や大きさなどを規制する制度。
ら	ライフライン	現代人が生活・生命を維持するために必要な水道・電気・ガス・通信等の諸設備の総称。
	緑地協定	都市緑地保全法に基づき、市街地の良好な環境を確保するため、地区住民の合意に基づき緑化の基準を定める協定。

編集・発行

平成 22 年 4 月
飯塚市都市建設部都市計画課
〒820-8501
福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号
TEL 0948-22-5500（代） FAX 0948-22-6271
ホームページ URL <http://www.city.iizuka.lg.jp>
